



上里町マスコットキャラクター
こむぎっち

上里町地域福祉推進プラン

～第2期上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画～

平成30年3月

上 里 町

社会福祉法人 上里町社会福祉協議会

はじめに



近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、価値観や生活スタイルの多様化等により、地域での住民相互の「つながり」が希薄化しており、地域の相互扶助機能の低下が課題となっています。地域住民が抱える、介護や子育てへの不安、障害者の自立支援などの様々な問題は、自分自身や家族だけでは解決することが難しいものも多く、公的サービスによる支援に加え、地域の中で住民がともに助け合い、支え合う仕組みの重要性が増してきております。

上里町では、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする「上里町地域福祉計画」を策定し、「誰もが住み慣れた地域社会で自立し、安心して暮らせるまち」の実現を目指し、町民の皆様とともに地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、福祉に対するニーズはますます複雑化・多様化しており、生活困窮者への支援や災害時の避難支援、虐待や自殺問題など新たな課題も顕在化してきております。平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震などの自然災害は、地域の絆に対する考えが深まるきっかけともなり、改めて地域の支え合いの重要性が再認識させられたところです。また、国では、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉などの分野に関する制度の改正に加え、地域福祉に係る様々な議論を重ねて、平成29年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた取り組みへの強化が示されました。

このような社会情勢を踏まえ、「地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち」を基本理念とし、「第2期上里町地域福祉計画」を策定いたしました。

また、本計画は、地域福祉を推進する中心的な団体である、社会福祉法人上里町社会福祉協議会が策定する「上里町地域福祉活動計画」と一体で策定することにより、住民主体となる地域福祉の更なる推進により、地域共生社会の実現に向けた実効性のある計画としました。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご助言をいただきました策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査や地域懇談会にご協力いただきました町民の皆さまに厚く感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成30年3月

上里町長・社会福祉法人上里町社会福祉協議会会長 関根孝道

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨	1
2 地域福祉をめぐる国の動向	1
3 地域福祉計画の必要性	3
4 地域福祉計画の根拠と位置づけ	4
(1) 地域福祉計画の法的根拠と考え方	4
(2) 上里町総合振興計画との関係	5
(3) 上里町保健福祉分野の個別計画との関係	6
(4) 上里町地域福祉計画と上里町地域福祉活動計画との関係	6
5 計画の策定体制と期間	8
(1) 計画の策定体制	8
(2) 計画の期間	11
第2章 地域福祉を取り巻く町の現状と課題	12
1 町の現状	12
(1) 人口・世帯の推移	12
(2) 高齢者の状況	14
(3) 障害者の状況	17
(4) 子どもの状況	18
(5) 生活保護・生活困窮者の状況	20
(6) 健康の状況	21
(7) 地域福祉圏域	24
(8) 福祉関係の歳出決算の状況	25
2 アンケート調査の結果と課題	26
(1) 町民アンケート調査の目的	26
(2) 調査の概要	26
(3) 調査結果の概要	26
(4) アンケートから見えてきた課題	46
3 地域懇談会の結果と課題	47
(1) 地域懇談会の目的	47
(2) 地域懇談会で出された地域の課題とその対応策	47
(3) 新たな地域の活動人材の確保策	49

第3章 上里町地域福祉計画の取り組み	50
1 福祉サービス提供体制の充実	50
(1) 情報提供・相談	50
(2) 福祉サービスの利用	50
2 自立支援と権利擁護の推進	51
(1) 生活の安定と自立に向けた視線	51
(2) 権利擁護の推進	51
3 つながり、支え合いの地域づくり	52
(1) 福祉意識の醸成と活動の促進	52
(2) 地域福祉のネットワーク	52
4 安全・安心のまちづくり	53
(1) 安全・安心の環境づくり	53
第4章 計画の基本的な考え方	54
1 地域福祉圏域の考え方	54
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念と基本目標	55
(1) 基本理念	55
(2) 基本目標	56
3 施策の体系図	57
第5章 基本的施策の展開	58
1 地域包括ケアの推進	58
(1) 総合相談支援窓口と町民に身近な相談支援窓口の設置 コミュニティソーシャルワーカーの配置検討	58
(2) 福祉情報の提供と福祉サービスの利用促進	60
(3) 認知症施策の推進	62
(4) 健康づくりと介護予防	63
(5) 専門職ネットワークの検討	64
(6) 社会資源の発掘・開発	65
(7) 寄付文化の醸成	66
2 地域福祉を支える基盤整備	66
(1) 自立支援	66
(2) 権利擁護・虐待防止	68
(3) 生活困窮者への支援	69
(4) 自殺対策	69

(5) サービスの質の向上	71
(6) 福祉人材の育成・活用	71
(7) 民生委員・児童委員協議会の活動の基盤強化	72
(8) 移動支援	73
3 地域ネットワークによる支え合いの構築	74
(1) 福祉意識の醸成	74
(2) 避難行動要支援者への支援	75
(3) 町民参加による地域福祉の推進	77
(4) 地域における子ども子育て支援事業	78

第6章 上里町地域福祉活動計画 81

1 上里町の地域福祉活動の現状と課題	81
(1) 上里町地域福祉活動計画策定に向けて	81
(2) 社会福祉協議会の主な取り組み	83
(3) 社会福祉法人との連携	85
(4) 上里町のNPO法人	85
(5) ボランティアの活動推進	86
2 施策の体系図	86
3 基本的施策の展開	87
(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置検討	87
(2) 福祉活動圏域での「支え合い相談所」の設置検討	87
(3) 生きがいづくり	88
(4) 福祉教育の推進	89
(5) 専門職ネットワーク会議の検討	89
(6) 社会福祉法人の組織化・連携強化と社会貢献の推進	90
4 社会福祉協議会の組織強化	91
(1) 社会福祉協議会の認知度の向上	91
(2) 社会福祉協議会の体制強化	91
(3) 事務事業の効率化・職員の資質の向上	91
(4) 財政基盤の強化	92

第7章 計画の推進 93

1 計画の推進体制	93
2 計画の進行管理	93

資料編	97
1 計画の策定経過	97
2 策定委員会設置要綱・名簿	98
3 作業部会設置要綱・名簿	100
4 事務局	101
5 社会福祉法における地域福祉に関する規定	102
6 用語の解説	104

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨

地域福祉は、住民や福祉関係サービス事業者、ボランティア、行政、社会福祉協議会などが協力して、子育てや介護で助けが欲しい方や、孤独や孤立で手助けが必要な方などを互いに支え合う共助の営みです。

一人ひとりを大切にして、お互いが支え合う社会が理想であることは、誰にも異論は無いと思います。ところが、戦後の高度経済成長など社会構造の改革を経て、日本のほとんどの地域で核家族化や過疎化が進み、地域共同体も弱くなり、支え合いの基盤が薄くなっています。

さらに、少子化と高齢化は人口構造を大きく変化させ、活力を生み出す若者が減る一方で、一人暮らし高齢者などで何らかの生活支援が必要な方は増えていく傾向です。また、大規模災害がいつ起こるかわからない中で、高齢者や障害者などが避難する際に支援ができる近隣の方も少ないことが懸念されます。

このような地域の課題を考えたときに、市町村が住民の生活を支えるために実施している各種のサービスについて、地域福祉を視点にして見直し、行政や民間のサービスや活動を再編成することや新しいサービスや活動を開発することが求められています。

これらの取り組みを組織的・計画的に明らかにするのが地域福祉計画です。そして、住民や福祉関係サービス事業者、ボランティアなどが、このような課題を発見して解決するためにどのような取り組みが必要なのか、あるいはどのように手を携えるのかをみんなで考えて明示するのが、地域福祉活動計画です。

この2つの計画は、車の両輪のようにお互いが歩調を合わせて、補完し合いながら、取り組むことが大切です。上里町ではこのような趣旨をしっかりと受け止めて、住民が自己実現しながら幸せになれる計画を策定します。

2 地域福祉をめぐる国の動向

地域福祉という用語は、戦後の間もない時代から民間の社会福祉関係者の間ではよく使われてきた用語です。

児童福祉や老人福祉、障害者福祉、母子福祉などの福祉制度が整い始めた頃に、制度になじまない地域の活動や制度化して欲しいサービスなどについて、ボランティアや住民団体がやむにやまれない気持ちで先駆的に取り組んできました。このような法律に定められていない活動のことを地域福祉と呼んで、主に社会福祉協議会が地域住民や行政と協力しながら実践してきました。現在、私たちの身近なサービスであるホームヘルパーやデイサービスは、ボランティアや先人たちの取り組みによって、その必要性が評価されて制度化された事業なのです。

その後、地域福祉の実践が地域に根付いていく中で、平成2年には、市町村がホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスを実施するように社会福

祉事業法（現、社会福祉法）が改正されました。それまで市町村が独自に判断して実施していた在宅福祉サービスが、法律によって市町村の事業として位置づけられるようになったのです。それと同時に、事業者などが在宅福祉サービスを実施するときには、「地域住民の理解と協力を得られるよう努めなければならない」（同法）とされ、住民の協力が無ければ福祉サービスが実施できないと認識される時代になりました。

平成12年には、社会福祉事業法が社会福祉法と改名されて、「地域福祉」という用語が初めて法律に登場します。地域福祉は、住民と福祉関係サービス事業者、ボランティアが協力してすすめるものと法律に明記され、住民も地域福祉の主人公として活動することが求められることになりました。特に注目することは、その住民の中には福祉サービスを必要とする人々も含まれるという考え方です。「福祉サービスを必要とする人々も地域住民の一員」と定められ、日常生活や社会参加が普通にできること（ノーマライゼーション）や、地域から疎外されるのではなく、一緒に暮らすこと（ソーシャルインクルージョン）という今日に通ずる福祉の考え方も示されました。もう一つ、国や都道府県、市町村も地域福祉をすすめる責任があると定められました。市町村も住民や福祉関係サービス事業者、ボランティアとともに協力しながら地域福祉をすすめるという共助の理念が導かれ、地域福祉時代のトレンドが拓かれました。

一方、同年には現在の公的な介護サービスを定めた介護保険制度がスタートしました。平成2年から市町村がサービス提供の可否を決定していたホームヘルパーやデイサービスなど在宅福祉サービスは、介護サービスを利用する本人とサービス事業者が契約して利用するという仕組みに変更されました。これは福祉制度にとって大変な大きな改革でした。

介護保険制度は3年ごとに制度や事業が見直され、平成17年の改正では、地域包括支援センターを設置して、介護の相談や権利擁護、介護支援専門員の支援、地域ケア会議の開催など地域で介護を支える仕組みを創りました。

平成23年の改正では、高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される包括的な支援体制として「地域包括ケアシステム」づくりが示されました。

平成26年の改正では、要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に段階的に移すなど、住民が支え手となるサービスも求められました。

そしてこの度、平成29年の改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成30年4月1日施行）では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や福祉関係サービス事業者等は福祉サービスを必要とする住民が抱えている地域生活課題を把握して、関係機関との連携等によりその解決を図るなど住民の役割が示されました。介護保険制度の改正は地域福祉の進展とセットですすめられてきています。

このような地域福祉の動きは、国全体で議論してきた考え方や方策が基礎となっています。平成27年「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（厚生労働省）、平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）、同年「我が事・丸ごと」

地域共生社会実現本部」(厚生労働省)、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」(同省)、そして平成29年の介護保険法・社会福祉法等の改正へとつながっています。

行政が策定する地域福祉計画もこの戦略の一つとして提案され、全国の市町村で新たな取り組みが求められています。

3 地域福祉計画の必要性

私たちの地域社会や地域生活を見渡してみますと、大きな変化が生じていることに気がつきます。現在は、血縁・地縁・社縁という三つの縁が衰退してきています。

血縁とは身内のことです。近年は家族の人員数が縮小しています。家族人員の平均を見ますと、60年前の5人から現在では2.5人に減少しています。一人暮らし高齢者は、現在の600万人から2025年には700万人に達すると推計されています。このような身内の減少が、頼る人がなくて生活に困ってしまう人々や、孤立してしまう人々を増やしてしまう原因にもなっていると考えられます。

地縁というのは、地域での交流や地域団体の活動、コミュニティづくりなど地域の縁のことです。一定の地域で組織される団体を地縁団体と言いますが、この団体活動も衰退してきています。例えば、青年団や女性会(婦人会)、子ども会、老人クラブなどは、会員数が減少して解散する団体も増えているのが現状です。地縁団体の活動が停滞すると、地域内の住民同士の交流も減少します。かつてのにぎわいが閑散としてしまうのも無理はありません。住民が発する「助けて」という声に気づき、キャッチする機会も減少してしまうでしょう。

社縁は会社の縁ですが、高度経済成長を支えてきた大企業も衰退してきており、家族みんなの生計を養ってきた企業による年金や社宅、福利厚生なども生活費の当てにできなくなっています。また、働き方も非正規雇用が4割を超す時代になり、生活の不安定を増大させる原因にもなっています。

このように血縁・地縁・社縁という三つの縁が衰退することにより、生活上のさまざまな問題が顕著になってきています。

例を挙げれば、低所得、買い物困難、災害時の避難、8050問題(老親と独身の子の同居)、引きこもり、孤独、孤立死、虐待、消費者被害などの生活問題に直面する住民も多くなると思われます。このような問題は、行政の制度やサービスだけですぐに解決できることではなく、住民や専門職の力を借りないと解決できない問題でもあります。住民同士がつながり、主体となって課題を発見することや問題の軽減・解決を目指す活動も必要ですし、福祉団体の協力や福祉・介護・医療の専門職との連携も必要となります。

地域福祉計画は、このような不安や生活困難をかかえた住民や自分で助けを求められない住民を支えるために、町としてどのような戦略を練るのか、また地域福祉の実践をどのように活発にするのかなどについて、その道筋と政策を明らかにするために必要な計画です。

4 地域福祉計画の根拠と位置づけ

(1) 地域福祉計画の法的根拠と考え方

地域福祉計画は、地域福祉の推進が法律に明記された、平成12年の社会福祉法の改正で法律に位置づけられた行政計画です。平成29年に大幅な改正があり、平成30年4月1日からは次の条文で実施されることになっています。

社会福祉法における地域福祉計画に関する規定

平成29年改正（平成30年4月1日施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

このように改正社会福祉法では地域福祉計画について見直しが行われています。国が示した見直しのポイントは、以下のとおりです。（平成29年3月2日 社会・援護局関係主幹課長会議資料ほか）

- ①高齢者や障害者、子ども・子育てなど対象ごとの計画に共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、多分野の計画を横断的総合的に統合する上位計画に位置づけます。
- ②地域福祉計画は法律に基づいた計画ですが、これまでは市町村での策定は任意でした。これを地域共生社会の実現などのために、地域福祉計画の策定が努力義務となります。
- ③地域福祉計画は、その策定過程にも重要な意義があります。地域住民等の積極的な参画により、地域の課題をさまざまな観点から可視化することができます。そ

れらを地域で共有し、新たな取組みの創出につなげていくことにより、地域の支え合いの再構築、ひいては地域活性化の端緒にもなります。

- ④住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境を整備します。(社会福祉法第106条の3第1項第1号関係)
- ⑤「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の例示は以下のとおりです。地域の実情に応じて、追加や創意工夫の取組みが重要です。
- 様々な課題を抱える者の就労や活動の場の確保を目的とした福祉以外のさまざまな分野との連携
 - 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
 - 制度の狭間の問題への対応
 - 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
 - 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
 - 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
 - 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
 - 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - 役所・役場内の全庁的な体制整備
- ⑥策定した地域福祉計画は、調査、分析、評価を行うことと、期間の途中でも見直しが必要ならば変更します。(社会福祉法第107条3項)

(2)上里町総合振興計画との関係

上里町地域福祉計画は、第5次上里町総合振興計画の前期基本計画(平成29年度~平成33年度)における福祉分野の総合的な計画として位置づけられるものです。上里町の将来像として掲げた「ひと・まち・自然が共に輝く ハーモニータウン かみさと」は、町民一人ひとりが希望するライフスタイルを実現して、笑顔輝

く町を目指すという意味が込められています。地域福祉は、町民の一人ひとりの自己実現と自立が目標です。総合振興計画と地域福祉計画は同じ理念を共有しています。

総合振興計画の前期基本計画において、「地域福祉の充実」を基本目標に据えています。基本方針は「支援が必要な状態にある町民を、自助、共助、公助の役割分担により支え合い、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます」としています。施策の項目では、「権利擁護の推進」「地域福祉活動の活性化」「生活支援の推進」「国民年金の啓発・相談の推進」「低所得層への支援の充実」をあげています。

今回策定する地域福祉計画は、すでにスタートしている総合振興計画について、地域の実情や新しい考えに基づき、さらに具現化するための計画と考えられます。

(3)上里町保健福祉分野の個別計画との関係

上里町では、総合振興計画を上位計画とし、保健福祉分野の個別の計画として「上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「上里町障害者計画・障害福祉計画」「上里町子ども・子育て支援事業計画」「上里町健康づくり推進総合計画」、その他「上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「上里町地域防災計画」等を策定しています。

今回策定する地域福祉計画は、保健福祉分野の上位計画として位置づけられます。総合振興計画と整合性を保ちつつ、個別計画の共通的な事項を集約する計画になります。

また、上里町では計画化が難しい広域の福祉サービスとの調整や福祉人材の確保、総合病院・開業医など医療との連携などについては、埼玉県が策定する「埼玉県地域福祉支援計画」や「埼玉県医療計画」と整合性が保たれるよう計画していきます。

(4)上里町地域福祉計画と上里町地域福祉活動計画との関係

今回策定する計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画の二つの計画です。「活動」の文字が入っているかないかの違いのように見えますが、二つの計画は位置づけや役割が異なります。地域福祉計画はこれまで述べてきたように、社会福祉法に基づいて上里町が策定する行政計画です。

一方、地域福祉活動計画は、上里町社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画です。

平成29年12月12日に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」の中の市町村地域福祉計画策定ガイドラインによると、「地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体」と明確に位置付けられています。

また、「社会福祉協議会は元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉

計画策定にあたっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される」
 「なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められている」としています。

この異なる二つの計画の目標は共通していますし、地域福祉に関して町民が考えていることや抱えている生活ニーズを把握するなど計画化するまでに必要な取り組みは、上里町と上里町社会福祉協議会が協働で行っています。

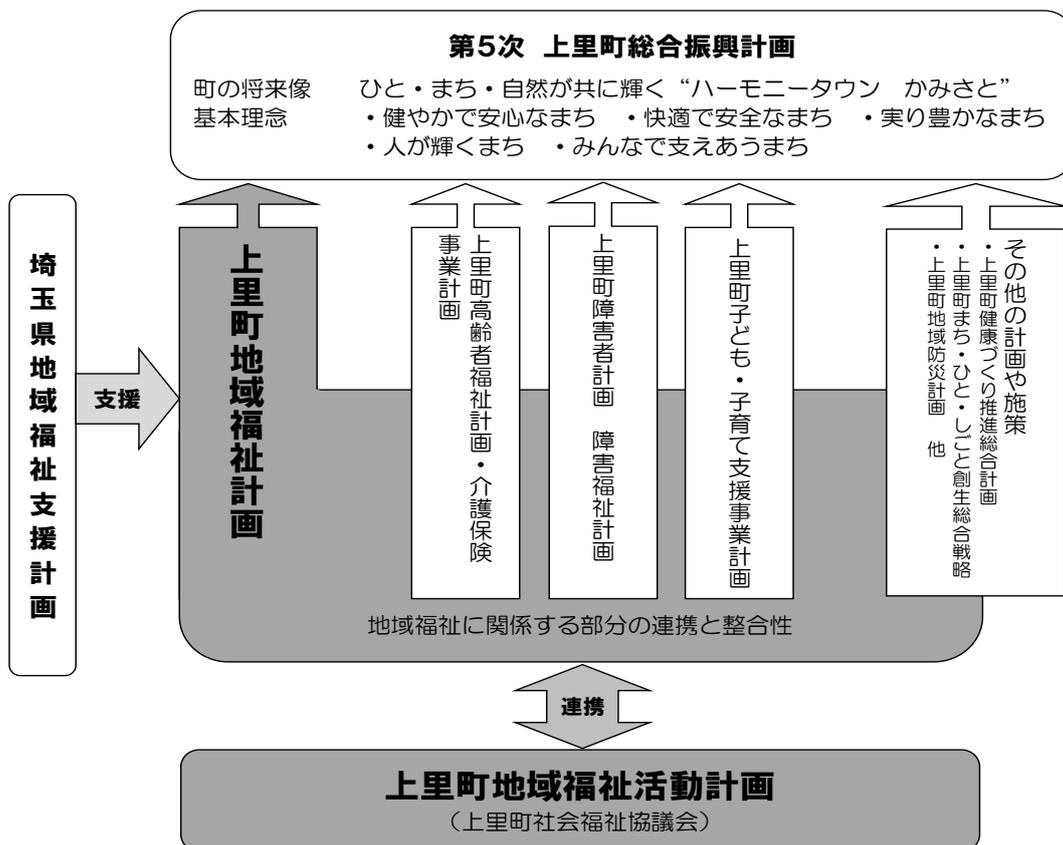
また、これからの地域福祉は「自助」「互助」「共助」が大切になります。行政と地域住民、福祉関係サービス事業者、ボランティアが一緒になって創りあげる取り組みが地域福祉です。

行政計画としての上里町地域福祉計画の役割は、地域福祉でまちづくりを進める基本方向を指し示し、そのための基盤整備と必要なさまざまな仕組みづくり、町民参加による福祉でまちづくりの連携・支援策などを明確にするものです。

民間計画としての上里町地域福祉活動計画の役割は、地域を福祉で耕すこと、つまり地域住民がさまざまな暮らしの課題を我が事として捉えて、主体的に福祉の種まきをして解決できる土壌をつくるために、行政や関係団体、専門職、事業者とどのように協働して地域を変えていくのか、その具体的な活動を明確にするものです。

2つの計画は、上里町の町民が自ら幸せになるために欠かせない車の両輪のプランなのです。

【計画の位置づけイメージ図】



5 計画の策定体制と期間

(1) 計画の策定体制

① 上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定委員会

この計画の策定に関し、審議する機関として上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。委員会では、地域福祉の現状や課題、国や県の動向等を踏まえ、上里町の更なる地域福祉の推進に向けた基本理念や目標、活動の方向性などについて、4回にわたり審議しました。

第1回：平成29年 7月24日

第2回：平成29年11月13日

第3回：平成29年12月21日

第4回：平成30年 2月26日

② 上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定作業部会

この計画の策定に関し、必要な事項の検討や情報収集などを行うため、上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定作業部会を設置しました。作業部会では、計画に関係する庁内各課及び社会福祉協議会における現状や課題、今後取り組むべき内容等について、5回にわたり協議しました。

準備会：平成29年 7月10日

第1回：平成29年10月19日

第2回：平成29年12月 8日

第3回：平成30年 1月11日

第4回：平成30年 2月21日

③ 町民アンケート

町民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態把握とともに、意見や提言を広く聞き、計画策定の基礎資料とするために町民アンケート実施しました。

調査対象：無作為抽出による20歳以上の町民 1,500人(郵便戻り5通)

調査期間：平成29年8月5日～8月25日

調査方法：郵送による配布・回収

回収結果：

配 布 数	回 収 数	回 収 率
1,495件	584件	39.06%

④地域懇談会

計画の策定に向けて、地域や町民の日常生活における課題や悩みを抽出し、これらに関する対策の検討として、地域住民にできる活動や新たな地域活動人材の発掘方法について、グループワークを中心に5地域（社会福祉協議会支部）で地域懇談会を実施し139人が参加しました。

No.	期 日	支 部 名	会 場	参加人数
1	平成29年 9月22日	賀美支部	賀美公民館	25人
2	平成29年10月 1日	神保原支部	神保原公民館	23人
3	平成29年10月14日	七本木支部	七本木公民館	33人
4	平成29年10月19日	上里東支部	福祉町民センター	30人
5	平成29年10月20日	長幡支部	長幡公民館	28人

⑤計画(素案)に対する町民からの意見の募集(パブリックコメント)

この計画(素案)の内容について、町民に公表し、幅広い意見や要望などを考慮した計画とするために、町民から意見を募集しました。

- 募集対象：
- ・町内に在住、在勤、在学の方
 - ・町内に事務所または事業所を持つ方
 - ・本町に対する納税義務のある方
 - ・対象事項について利害関係がある方

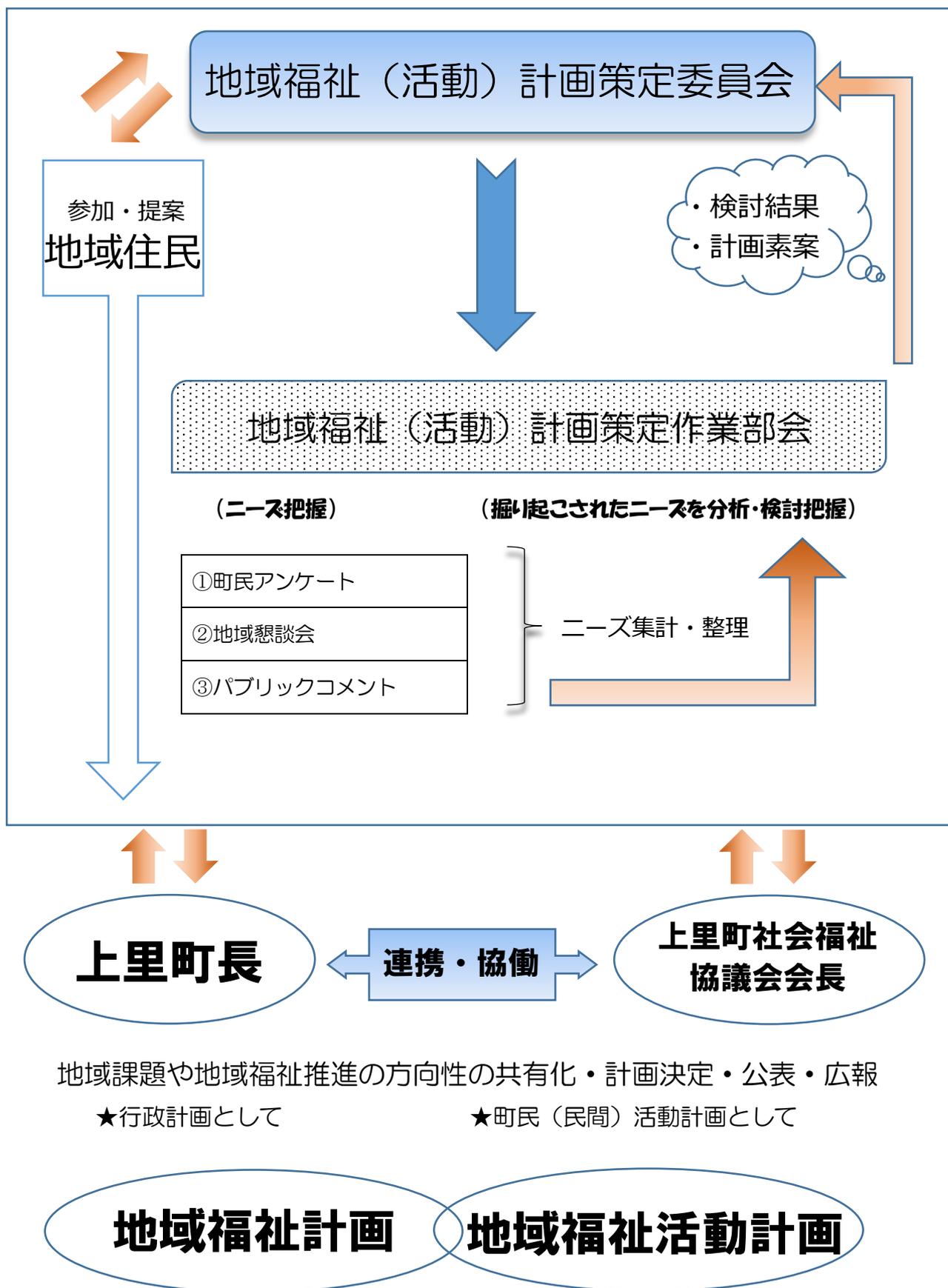
募集期間：平成30年1月17日～平成30年2月15日

閲覧場所：役場及び社会福祉協議会、町ホームページ上に公開

募集結果：

提出者数	意見数
1団体	1件

【策定体制のイメージ図】



(2)計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）～2022年度までの5カ年です。ただし、社会情勢の変化や国の制度改正などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

関連する主な計画	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
上里町総合振興計画	第5次計画（2017～2026年度）						
	前期基本計画（2017～2021年度）					後期基本計画（2022～2026年度）	
上里町地域福祉推進プラン		上里町地域福祉推進プラン					
上里町地域福祉計画	計画 (2013～2017年度)	第2期計画（2018～2022年度）					第3期計画 (2023～2027年度)
上里町地域福祉活動計画		計画（2018～2022年度）					第2期計画 (2023～2027年度)
上里町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第6期計画 (2015～2017年度)	第7期計画（2018～2020年度）			第8期計画（2021～2023年度）		
上里町障害者計画	第5次計画（2017～2021年度）					第6次計画 (2022～2026年度)	
上里町障害福祉計画	第4期計画 (2015～2017年度)	第5期計画（2018～2020年度）			第6期計画（2021～2023年度）		
上里町子ども・子育て支援 事業計画	計画（2015～2019年度）			第2期計画（2020～2024年度）			
上里町健康づくり推進総合計画 （上里町健康増進計画・ 上里町食育推進計画）	第5次計画（2016～2025年度）						
上里町まち・ひと・しごと 創生総合戦略	計画（2015～2019年度）			第2期計画（2020～2024年度）			
上里町地域防災計画	毎年検討を行い、必要に応じて修正						

※ 各計画は、社会情勢等の変化によって必要に応じ見直しを行うため、計画期間が変わる場合があります。

第2章 地域福祉を取り巻く町の現状と課題

1 町の現状

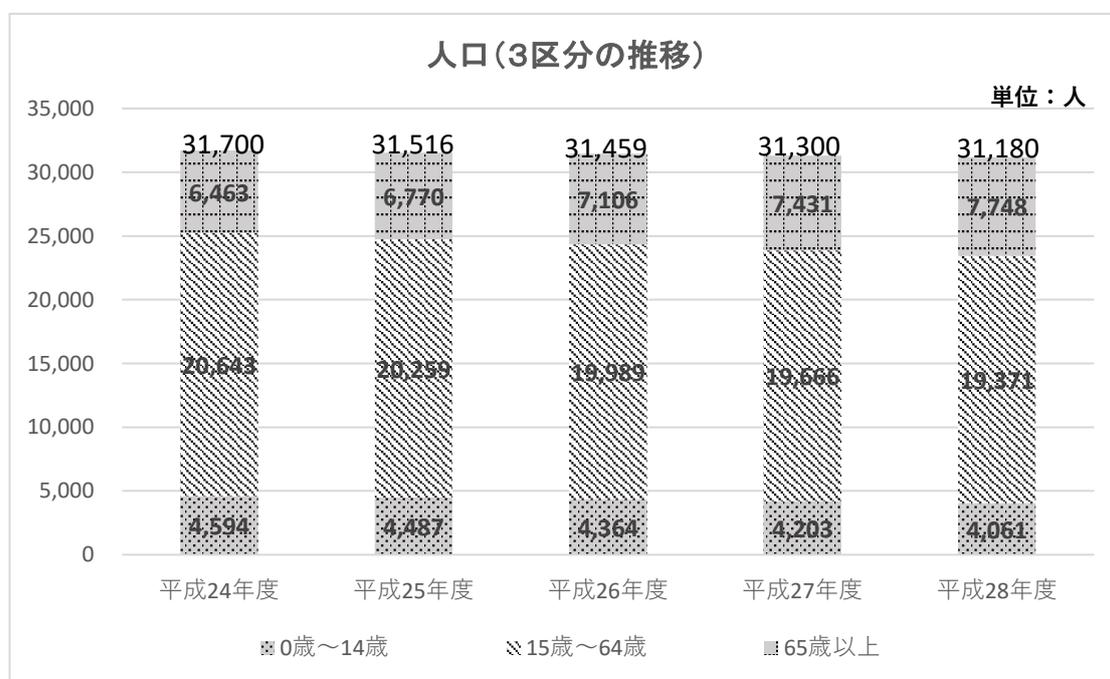
(1)人口・世帯の推移

【人口の推移】

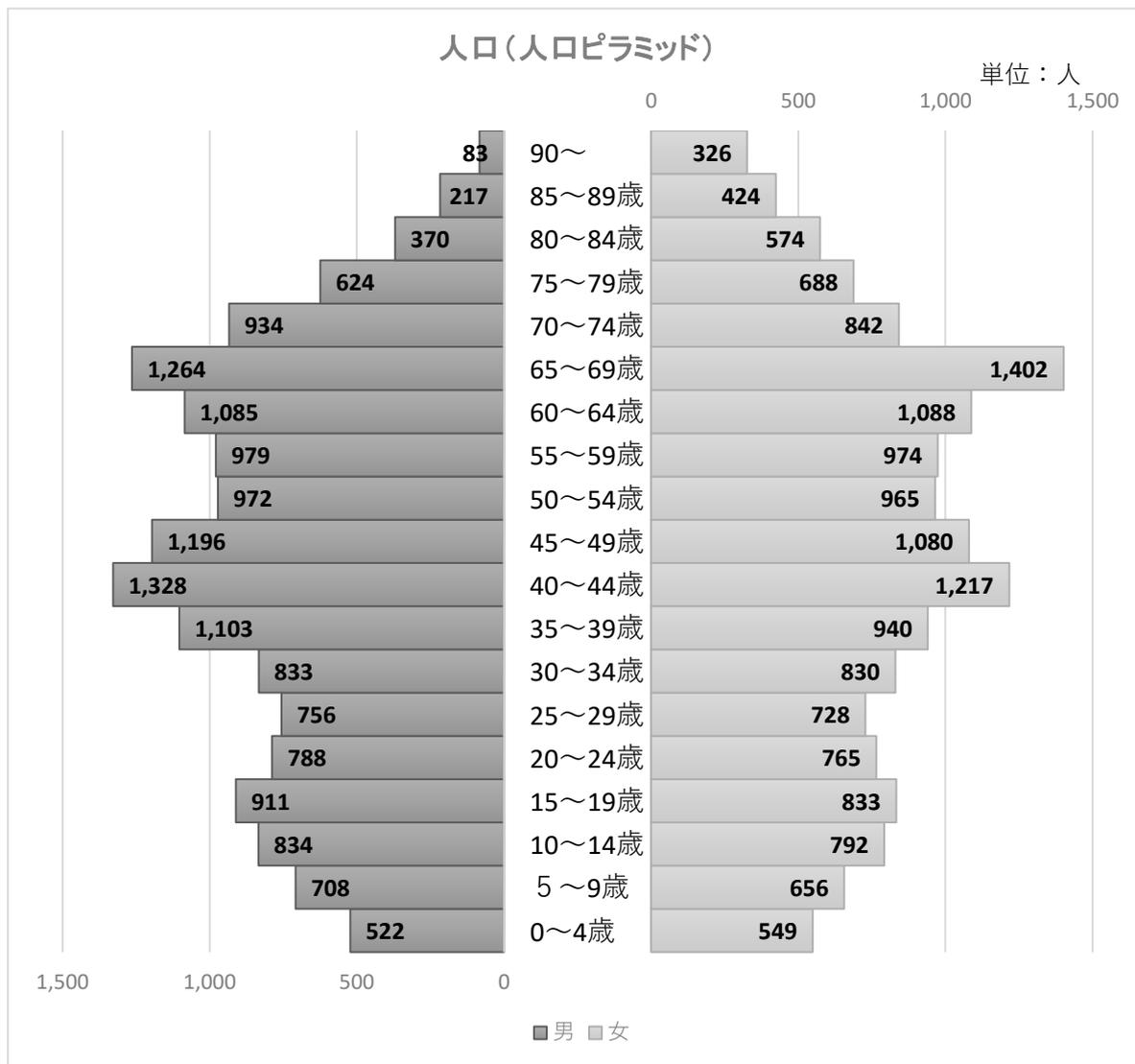
町の人口は減少傾向が続いており特に0～14歳は平成24年度と比較しても500人以上、15～64歳の人口は1,000人以上減少しています。

一方65歳以上の人口は1,300人以上増加し少子高齢化の進行が見られます。

人口ピラミッドでも団塊世代の65歳から69歳、団塊ジュニアとよばれる40代の人口が多く年少人口の少なさが見て取れます。



資料：町民福祉課 住民基本台帳 各年度末現在

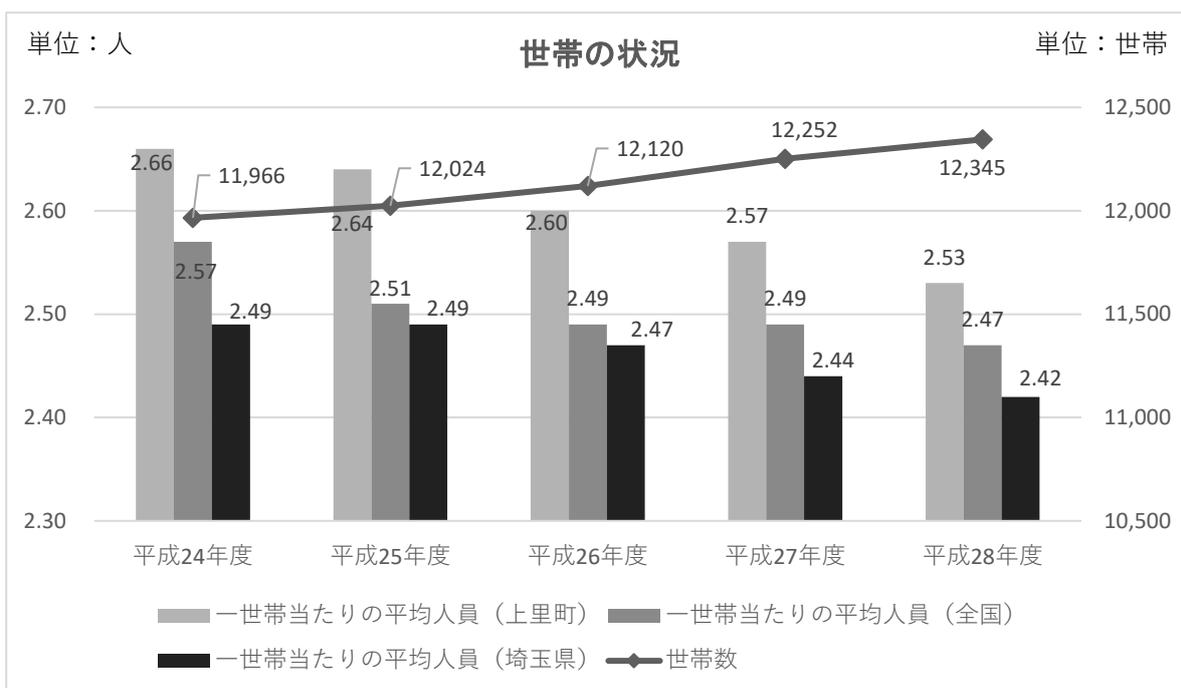


資料：町民福祉課 住民基本台帳 平成28年度末現在

【世帯の推移】

人口減少の中で世帯数は増加傾向にあります。また、1世帯当たりの人員は全国、県に比べて上回っていますが、平成24年度と比較して確実に減少傾向にあり核家族化の進展が読み取れます。家庭内での支援力の低下について地域を活性化し、地域力で補っていかねばならない状況です。

第2章 地域福祉を取り巻く町の現状と課題



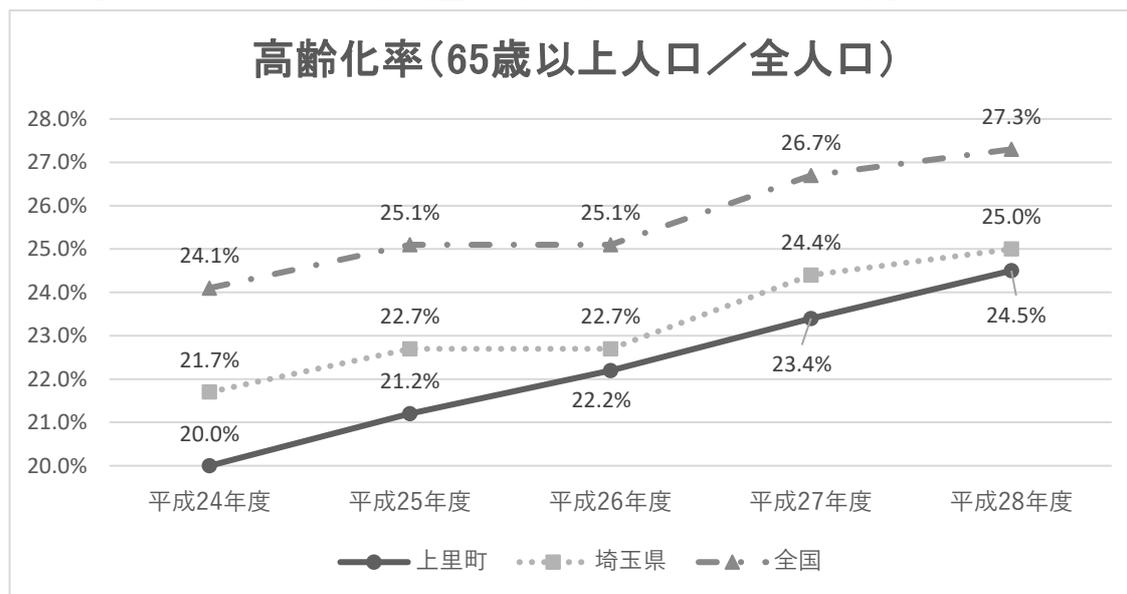
資料：（上里町）町民福祉課 住民基本台帳を基に算出 （全国）厚生労働省「国民生活基礎調査」
 （埼玉県）埼玉県推計人口（月報データ）を基に算出 各年度6月1日現在

（2）高齢者の状況

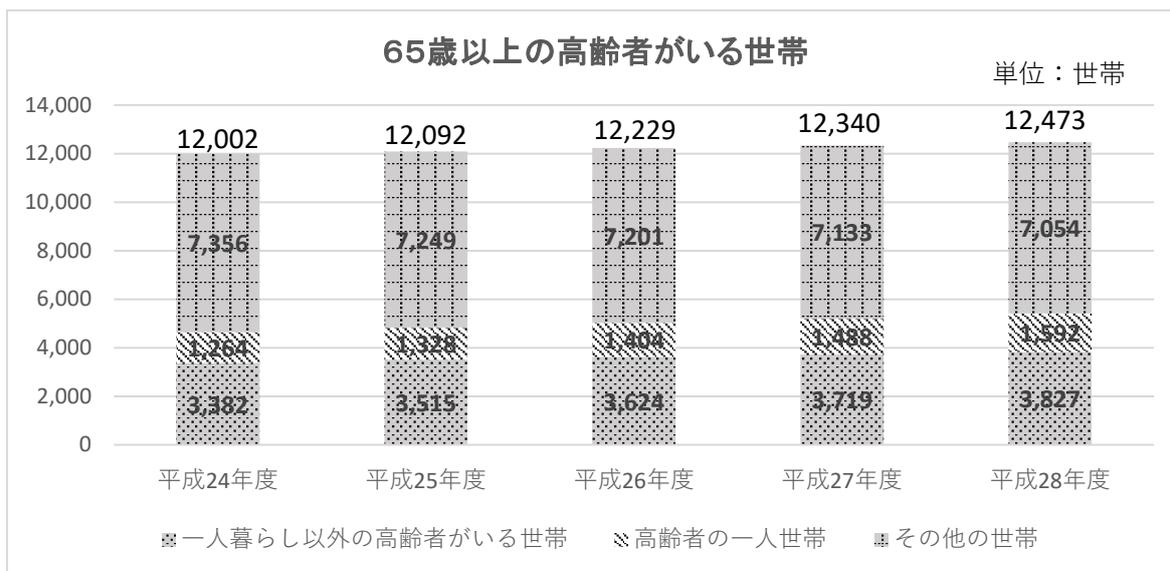
【高齢化率・高齢者がいる世帯】

高齢化率は全国、県と比較して低い状況ではありますが、平成28年度は24.5%となり、4人に1人が65歳以上の高齢者です。

高齢者のいる世帯の中での一人暮らし高齢者世帯は確実に増加しています。一人暮らし高齢者に対する日常生活を支える施策の充実が求められます。



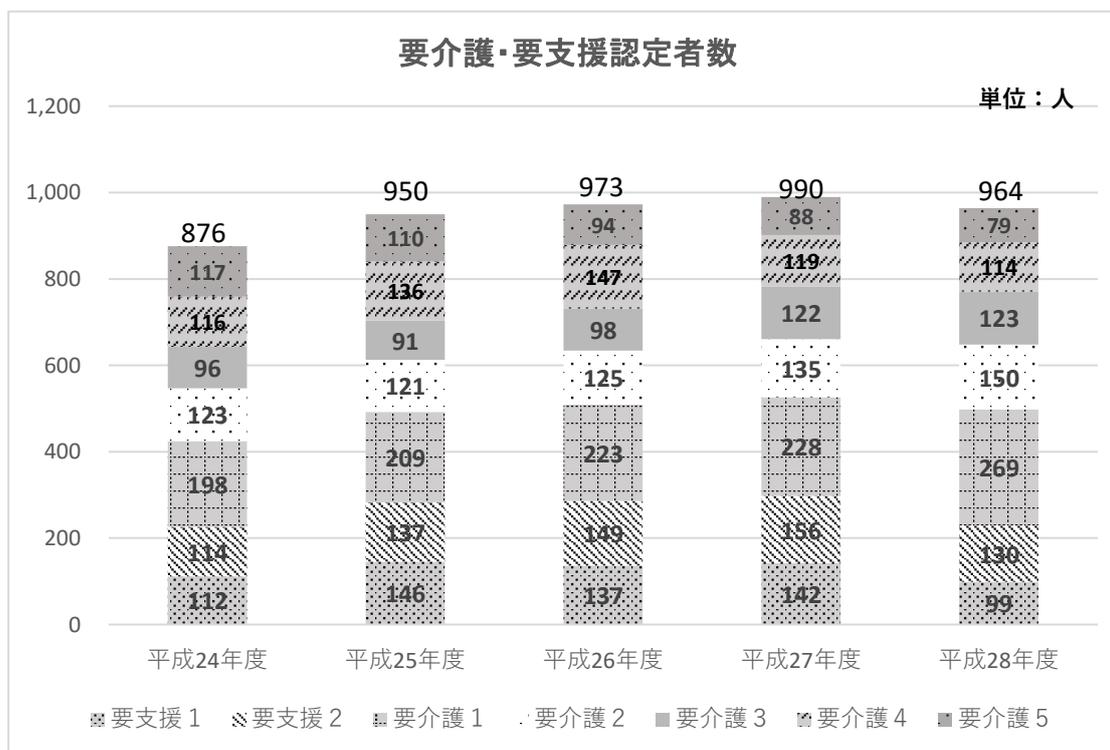
資料：上里町・埼玉県…埼玉県町（庁）字別人口調査 各年度1月1日現在
 全国…内閣府 高齢者社会白書 各年度10月1日現在



資料：町民福祉課 住民基本台帳 各年度末現在

【要介護・要支援認定者数】

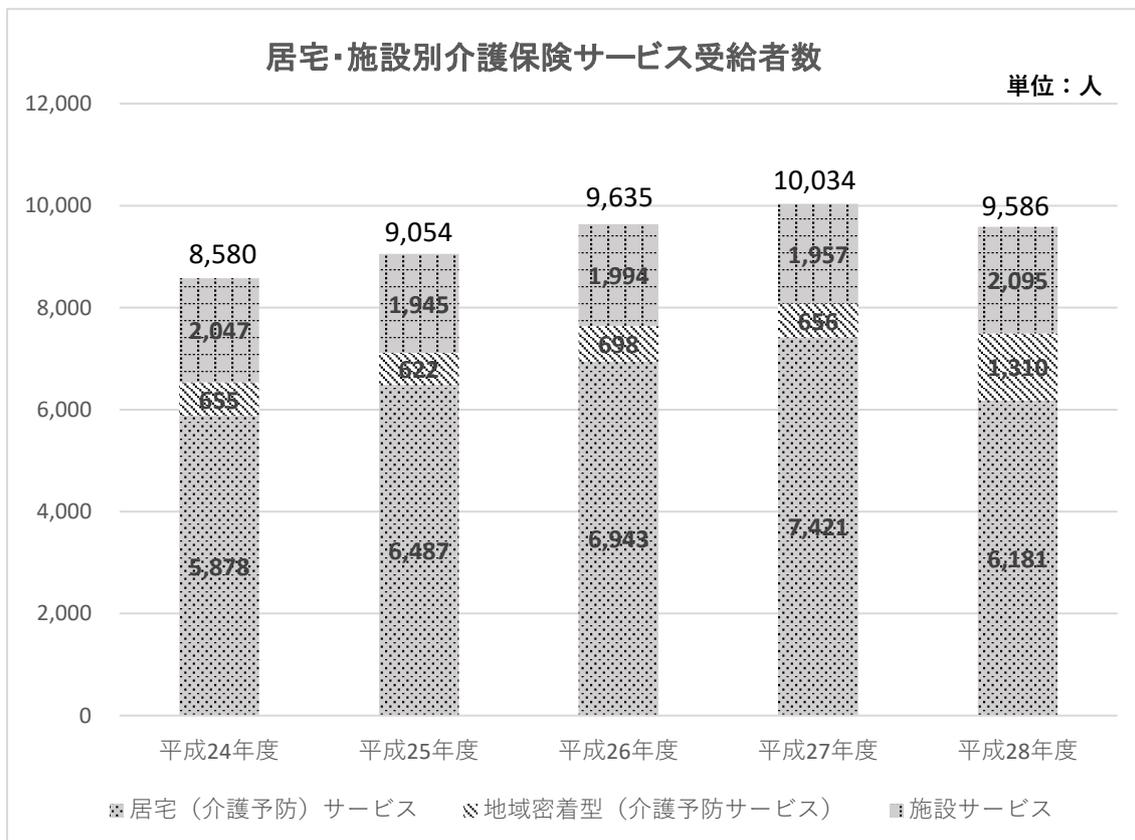
平成28年9月末の要介護・要支援の人数は964人で認定率は12.6%、平成24年度から増加傾向にあったものの平成28年度は減少しています。これは平成27年度に創設された介護予防・日常生活支援総合事業の開始等に伴い、要支援1・2の認定者が減少したためと思われます。今後要支援1・2の方に対する地域でのちょっとした困りごとをお互いさまの気持ちで支え合う日常生活支援事業などを充実させていく必要があります。



資料：高齢者いきいき課 介護保険事業状況報告 各年度9月末現在

【介護保険サービス受給者状況】

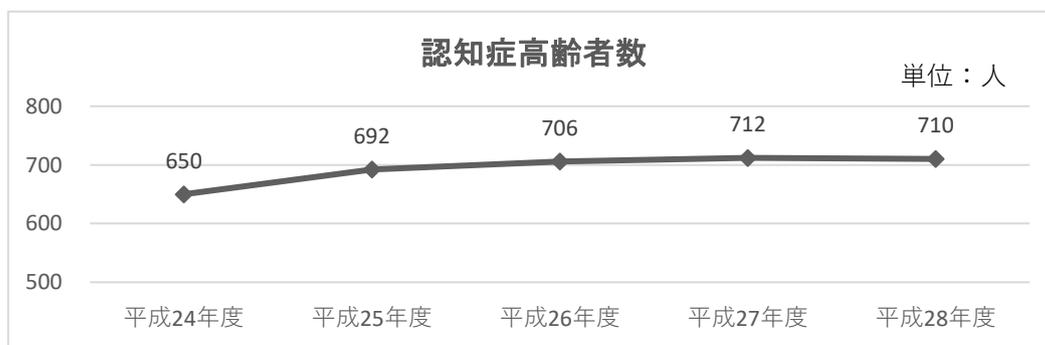
介護保険のサービス受給者は、平成28年度は減少しており、これは要支援認定者の減少によるものと思われます。また地域密着サービスの利用者が大幅に増えており居宅サービスが減少しています。これは、小規模な通所介護事業の地域密着型サービスへの移行によるものと思われます。



資料：高齢者いきいき課 介護保険事業状況報告 各年度末現在

【認知症高齢者の状況】

認知症高齢者は平成27年度、平成28年度がほぼ横ばいですが、年々増加傾向にあることから認知症の予防と、認知症になっても安心して暮らせる地域社会の実現に取り組む必要があります。

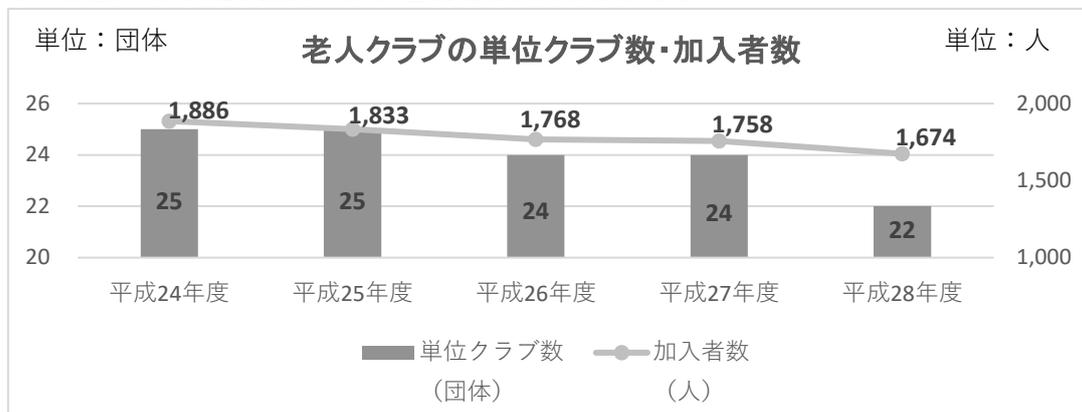


※要介護認定者の内、日常生活自立度Ⅱ以上の方

資料：高齢者いきいき課 各年度末現在

【老人クラブの加入者数】

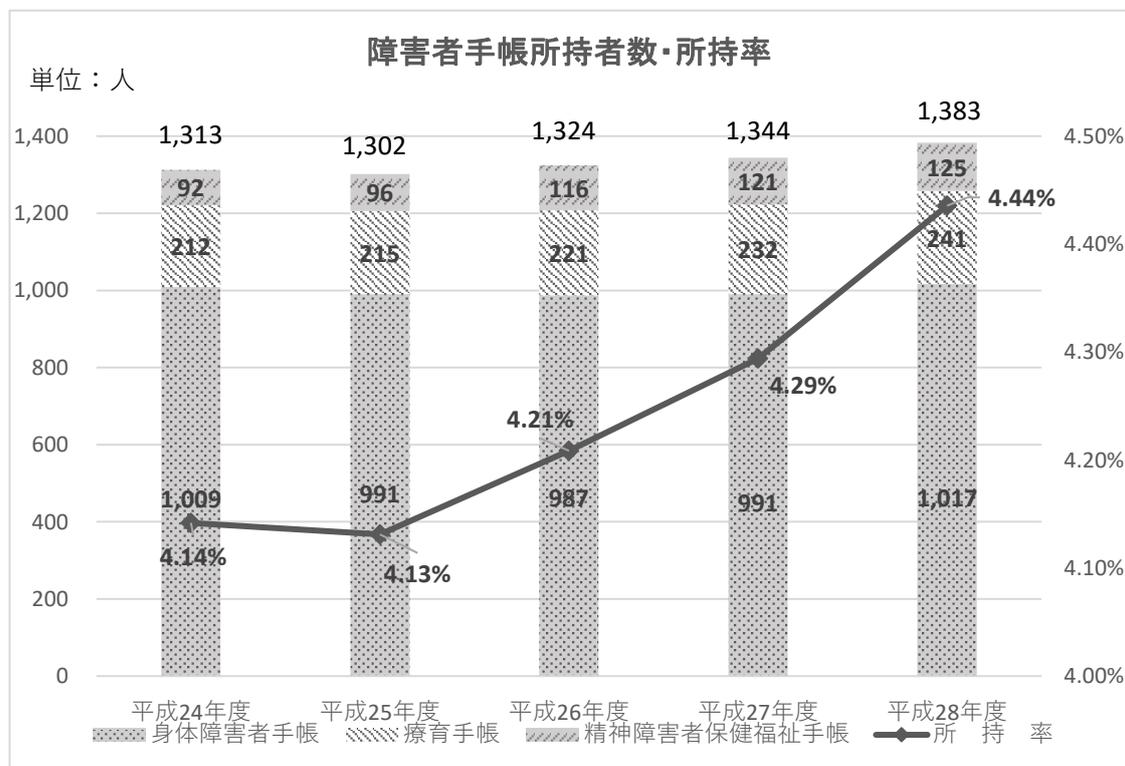
仲間づくりを通して生きがいづくりと健康づくりに取り組み、高齢者の知識や経験を生かして生活や地域を豊かにする活動を行っている老人クラブは、今後の高齢社会に欠かせない大切な存在です。高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、年々単位クラブ数も加入者数も減少傾向にあり、魅力ある活動の発信とともに加入促進に向けた支援に取り組む必要があります。



資料：高齢者いきいき課 各年度末現在

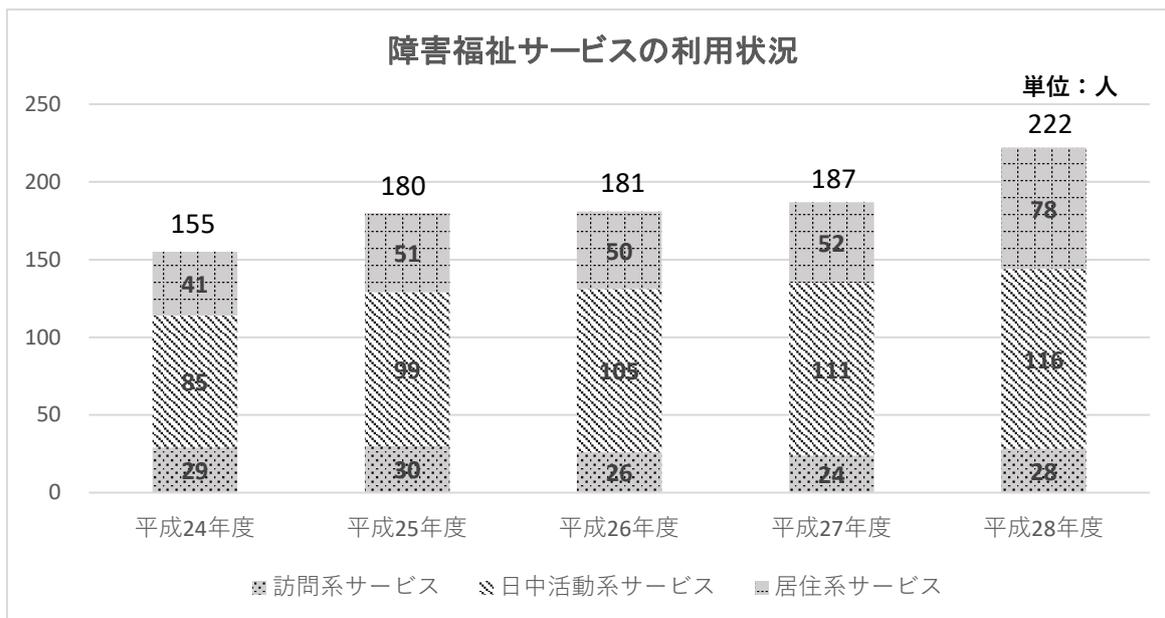
(3)障害者の状況

平成29年3月末現在における障害者手帳所持者数は、平成24年度と比較して増加し、総人口に占める割合も増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者は顕著な伸びを示し、自立支援医療（精神通院医療）受給者も増加傾向です。障害福祉サービスの利用状況も、年々増加しています。



資料：埼玉県 各年度末現在

第2章 地域福祉を取り巻く町の現状と課題



資料：町民福祉課 各年度末現在

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	244	247	294	316	323

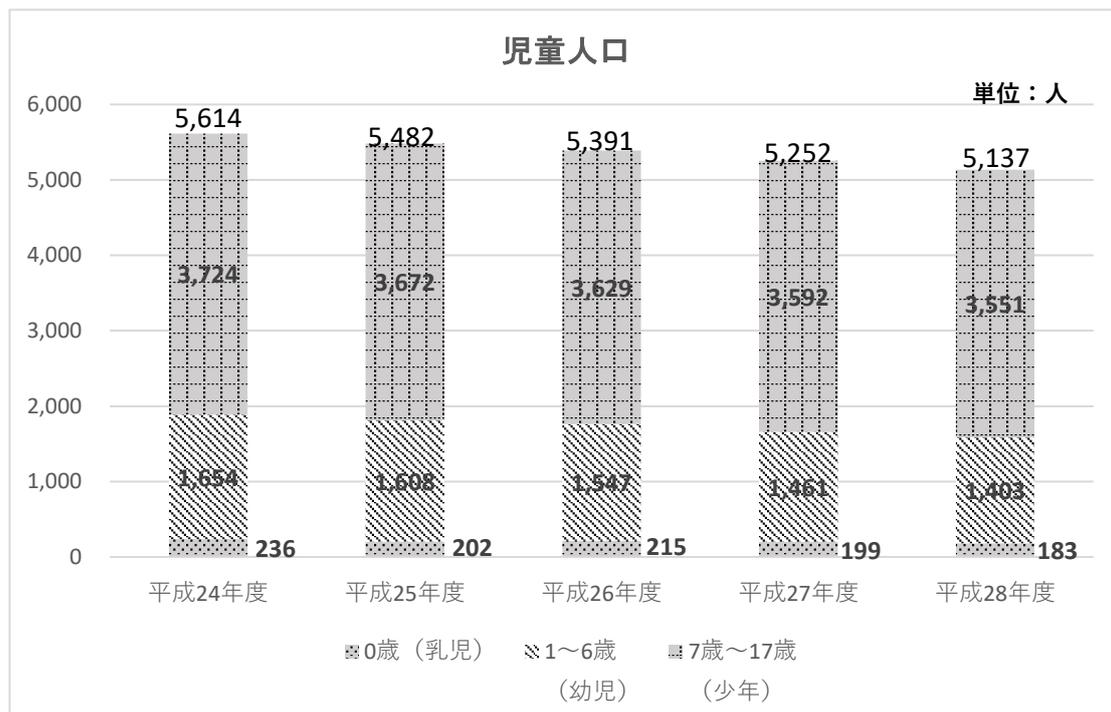
資料：町民福祉課 各年度末現在

(4)子どもの状況

平成24年度以降の18歳未満の人口を見てみますと、毎年100人程度の人口減少がみられます。

母子健康手帳の交付やひとり親家庭等への医療費支給事業の登録者も減少傾向です。

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む平均的な子どもの数）の推移をみると、平成27年度に少し持ち直したものの、平成28年度は再び減少し、全国・県と比べても依然として低い状況にあります。今後も年少人口の増加は見込めない状況にありますが、安心して子どもを産み育てる環境の整備と若者の人口流入の施策の検討が必要です。



資料：町民福祉課 住民基本台帳 各年度末現在

母子健康手帳の交付者数

単位：件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付者数	229	207	220	216	202

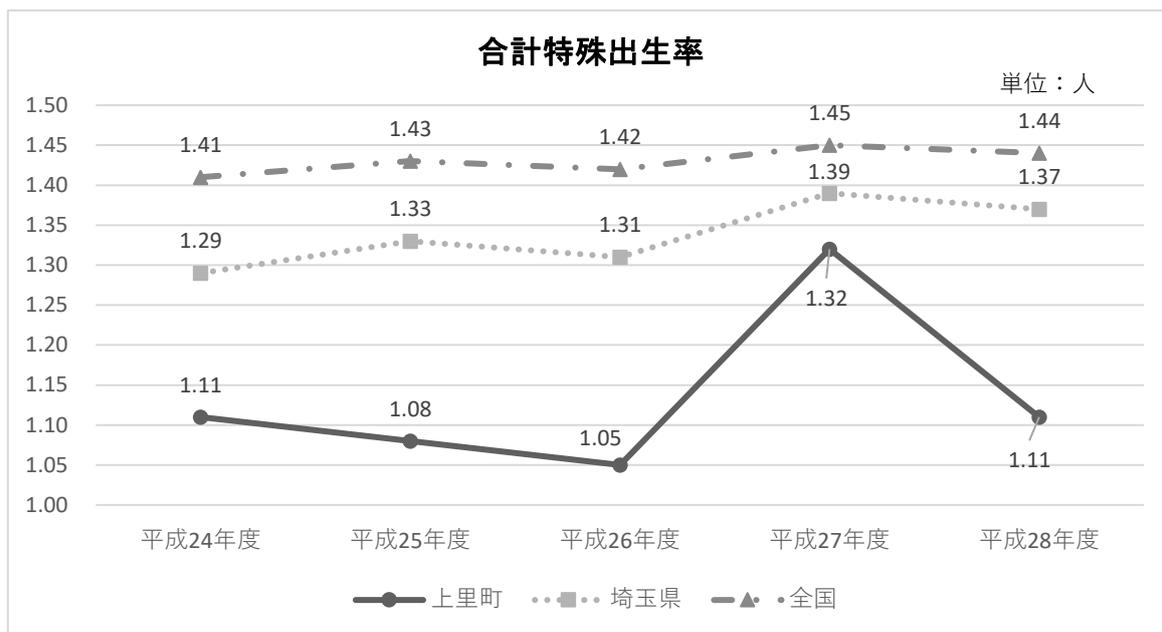
資料：保健センター 各年度末現在

ひとり親家庭等医療費支給事業登録者数

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録者数	540	531	514	446	419

資料：子育て共生課 各年度末現在



資料：埼玉県 各年度 10月1日現在

(5)生活保護・生活困窮者の状況

生活保護の受給者数は、平成26年度をピークに減少傾向にあるものの、保護世帯は増加しています。これは一人暮らし世帯が増加しているためです。

また、世帯類型別では高齢者世帯の増加が著しく、この傾向は今後も続くと予想されます。

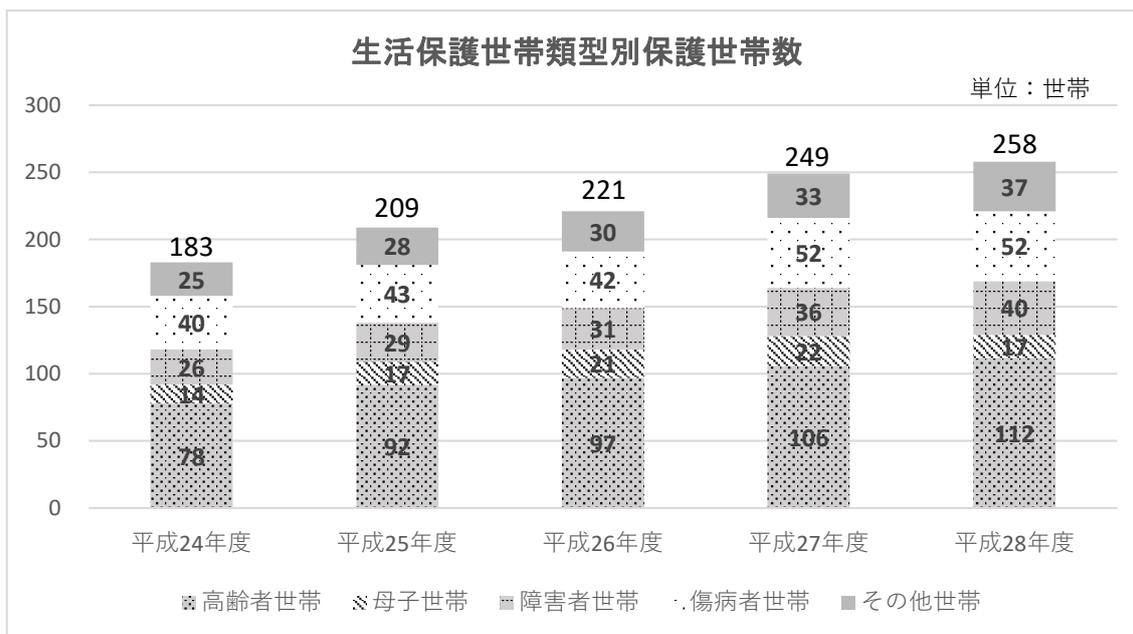
平成27年度から本格実施された生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることが無いようにすることが必要であり、就労支援や居住の確保なども含め生活保護制度との連携を図っていくことが必要です。

生活保護受給者数

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	320	348	381	366	362

資料：埼玉県 各年度末現在



生活困窮者自立支援制度相談件数

単位：件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	平成27年度から制度開始			50	69

資料：埼玉県 各年度末現在

(6)健康の状況

平均寿命と65歳健康寿命を県や国と比較してみました。65歳健康寿命は65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものです。

平均寿命は男女とも県や国より低いものの、65歳健康寿命は男女とも高くなっています。要介護認定率の低さ(12.6%)が健康寿命の数字に繋がっていると考えられています。

各種がん検診受診率は、肺がん検診を除いては下降傾向にあります。検診の大切さ、予防の大切さを町民に周知していくことが必要です。

自殺者数については平成25年度をピークとして平成26年度、平成27年度は横ばい、平成28年度は2名に減少しましたが、今後も自殺対策に取り組むことが必要です。

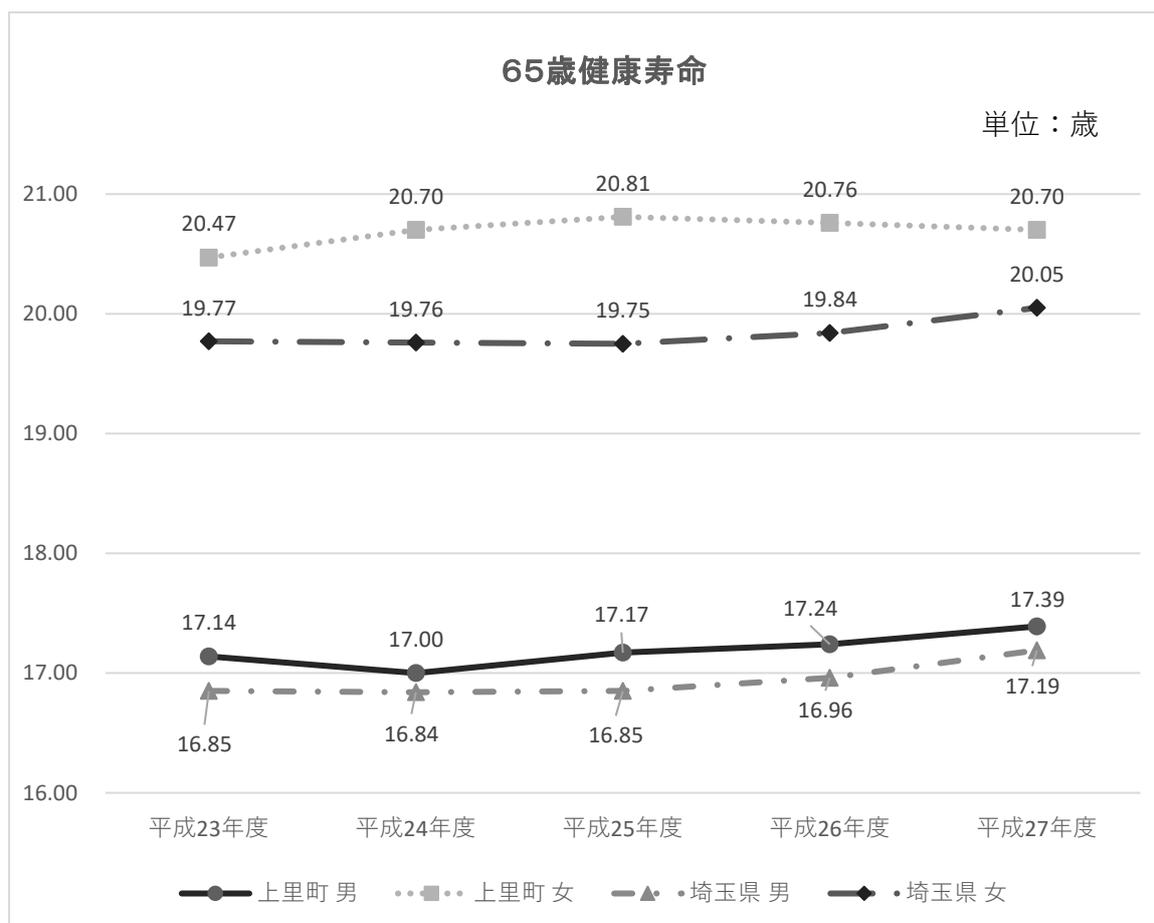
第2章 地域福祉を取り巻く町の現状と課題

平均寿命

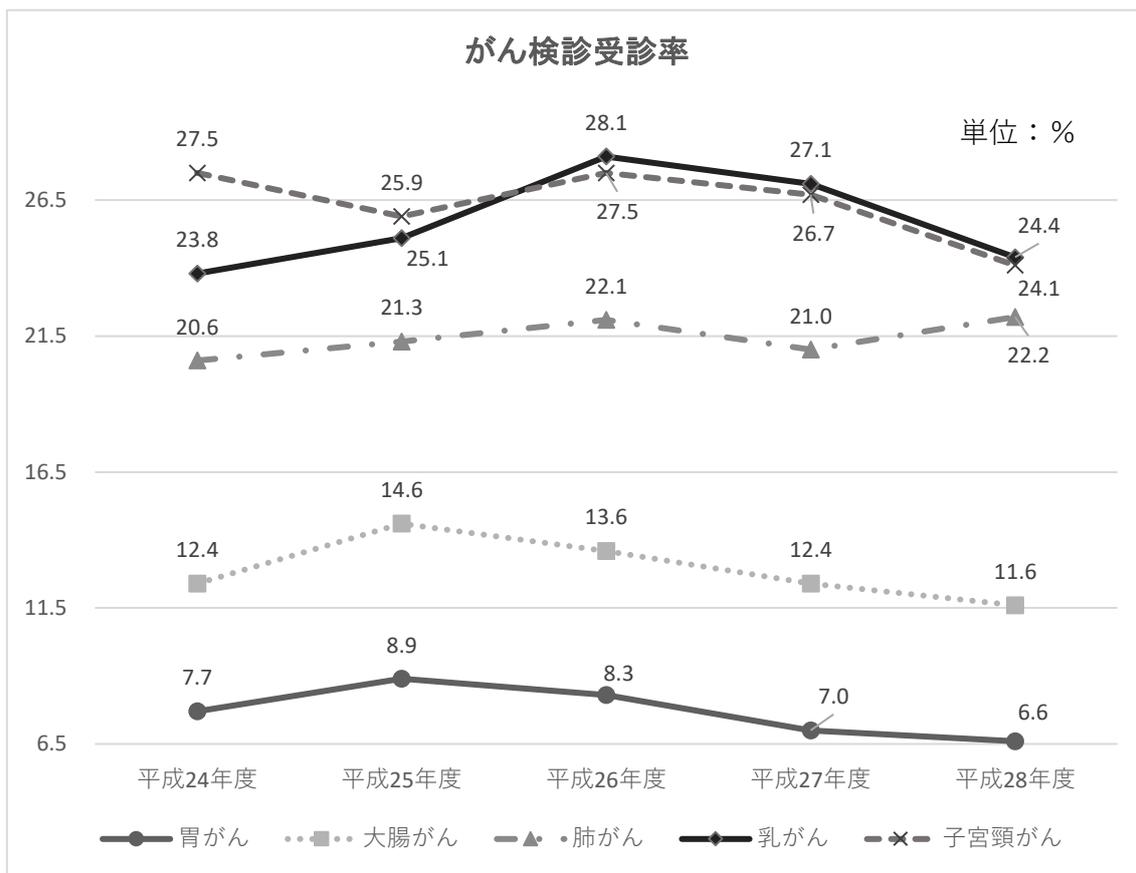
単位：歳

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
上里町	男	79.33	79.44	79.62	79.72	79.99
	女	85.53	85.41	85.70	85.52	85.88
埼玉県	男	79.64	79.72	79.81	80.00	80.28
	女	86.05	86.09	86.03	86.13	86.35
全国	男	79.44	79.94	80.21	80.50	80.79
	女	85.90	86.41	86.81	86.83	87.05

資料：上里町・埼玉県…埼玉県 健康指標総合ソフト
 全国…厚生労働省 簡易生命表



資料：埼玉県 健康指標総合ソフト



※対象者は40歳以上（子宮頸がんは20歳以上）
資料：保健センター

自殺者数

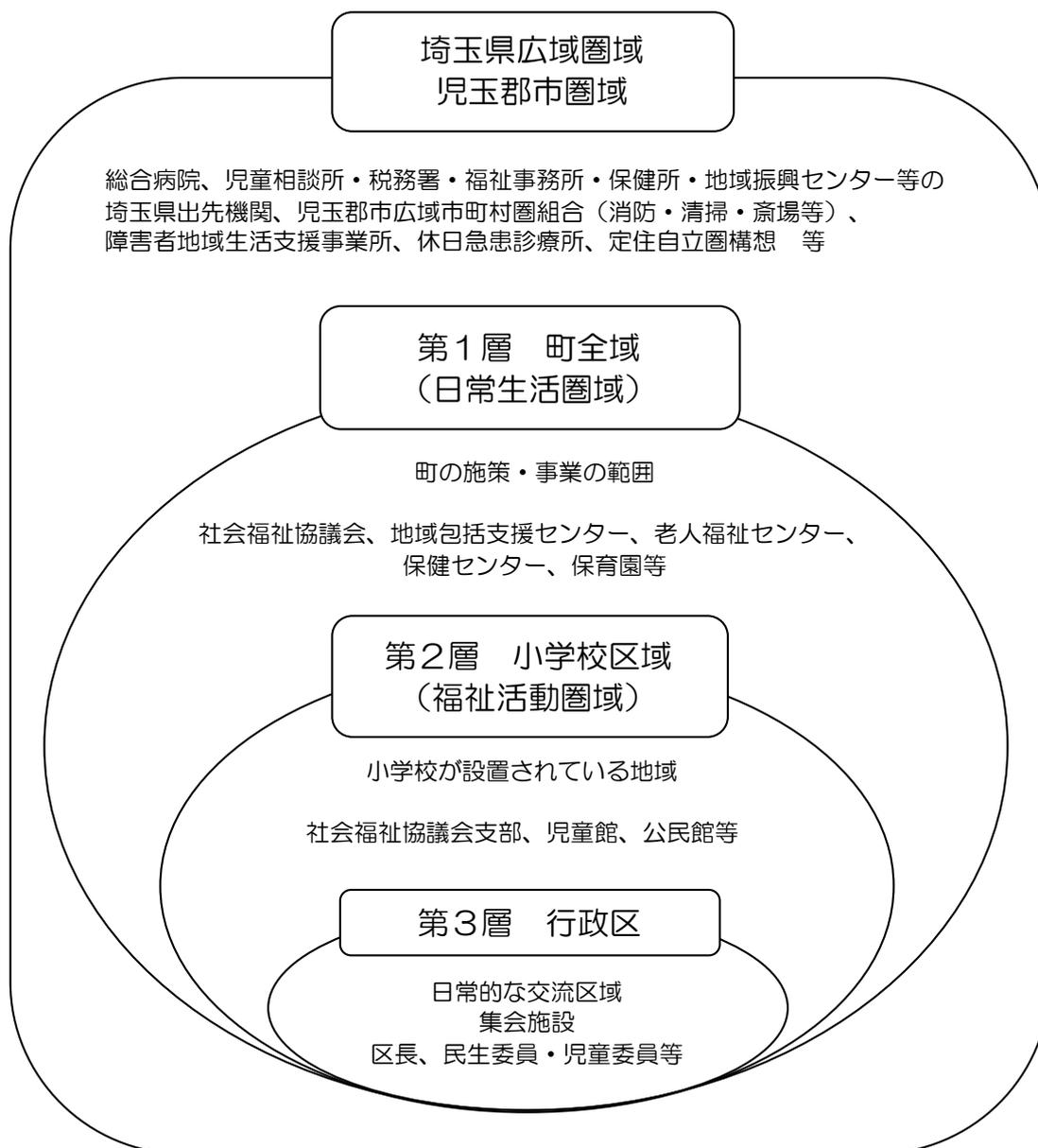
単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男	6	5	6	5	1
女	1	5	2	3	1
計	7	10	8	8	2
自殺死亡率 (町)	22.81	31.55	25.32	25.39	6.37
自殺死亡率 (国)	21.99	21.25	19.80	18.74	17.10

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者率
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 各年度末現在

(7)地域福祉圏域

町民の日常生活は、福祉・医療・教育などが様々な圏域の中で行われています。
この計画では町全体を第1層の日常生活圏域とし、小学校区域を第2層の福祉活動圏域、行政区を第3層と位置付けました。



(8)福祉関係の歳出決算の状況

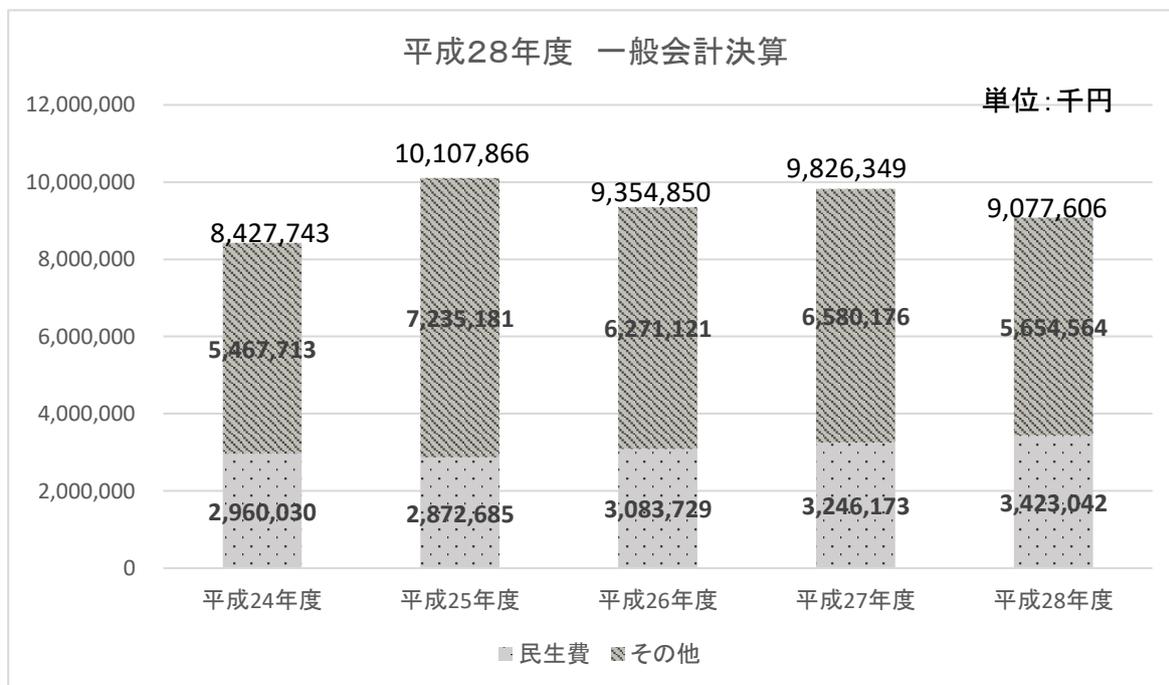
町の福祉関係の決算は、少子高齢化の進展や生活困窮者の急増、福祉施策の拡充等により増加傾向にあります。一般会計全体に占める割合も、平成25年度から増加傾向にあり、平成28年度は37.71%に達しています。

特別会計も増加しており、特に、介護保険事業は、要介護認定者の増加や介護予防サービスの拡充などが影響しています。

このような傾向は今後も続くものと見込まれるため、福祉施策を推進するにあたっては、様々な予防対策を実施していくとともに、限られた財源の効率的、効果的な活用が求められています。

(単位：千円)

年 度	一 般 会 計			特 別 会 計		
	合 計	うち民生費	割 合	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療
	A	B	B/A			
平成24年度	8,427,743	2,960,030	35.12%	3,318,658	1,462,243	195,188
平成25年度	10,107,866	2,872,685	28.42%	3,431,944	1,503,679	199,015
平成26年度	9,354,850	3,083,729	32.96%	3,533,500	1,534,223	209,979
平成27年度	9,826,349	3,246,173	33.04%	3,992,808	1,579,603	211,908
平成28年度	9,077,606	3,423,042	37.71%	3,927,424	1,598,292	229,133



2 アンケート調査の結果と課題

(1) 町民アンケート調査の目的

町では「地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち」の実現に向け、町民の皆様の声を本計画に反映させるため町民アンケートを実施しました。

平成29年8月に20歳以上の町民1,500人を対象に無作為抽出し福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態把握とともにご意見・ご提言を広くお聞きし、計画策定の基礎資料としております。

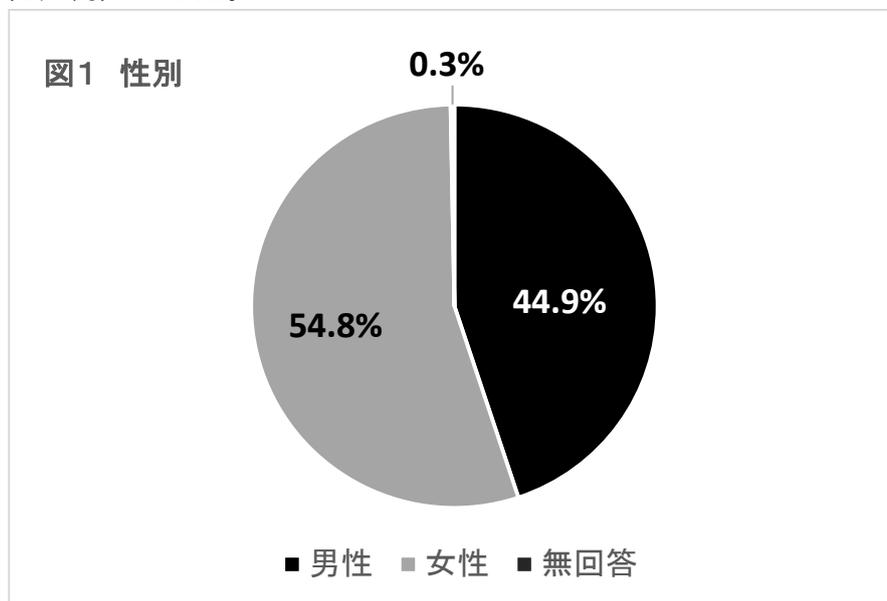
(2) 調査の概要

- ・調査対象者（配布数）1,500人（郵便戻り5件のため母数は1,495人）
- ・回答者数584人（回答率39.06%）

(3) 調査結果の概要

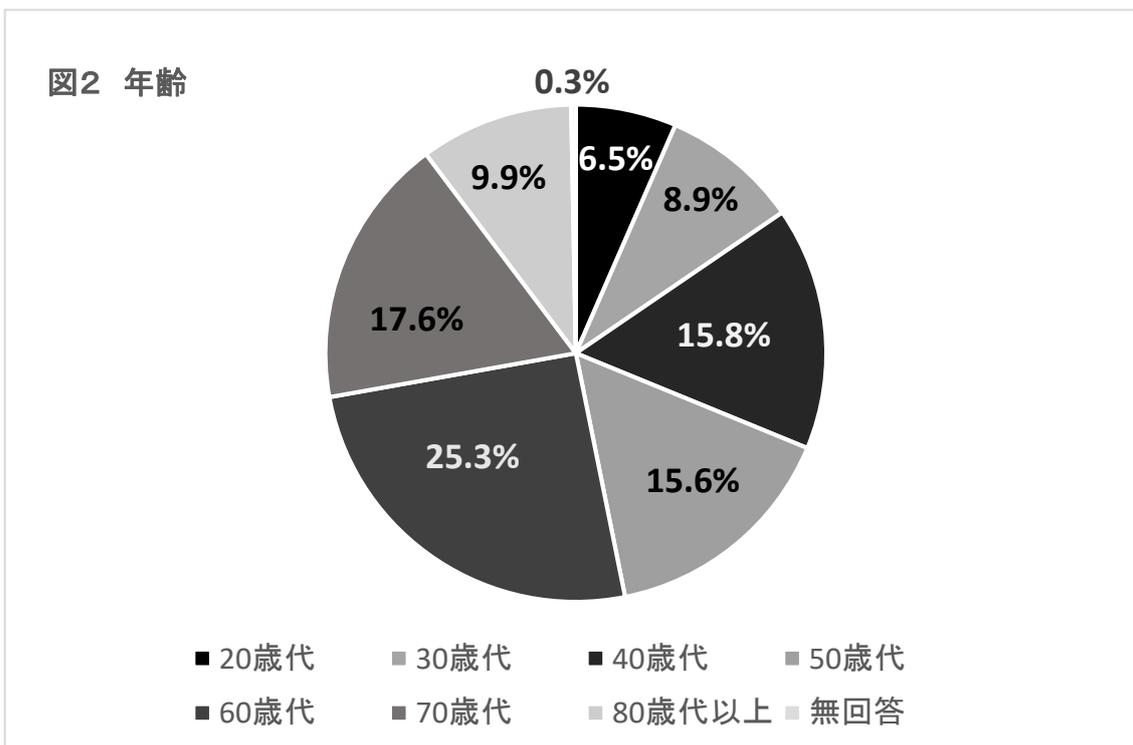
①性別（図1）

回答者は男性262人（44.9%）、女性320人（54.8%）、無回答2人（0.3%）でした。



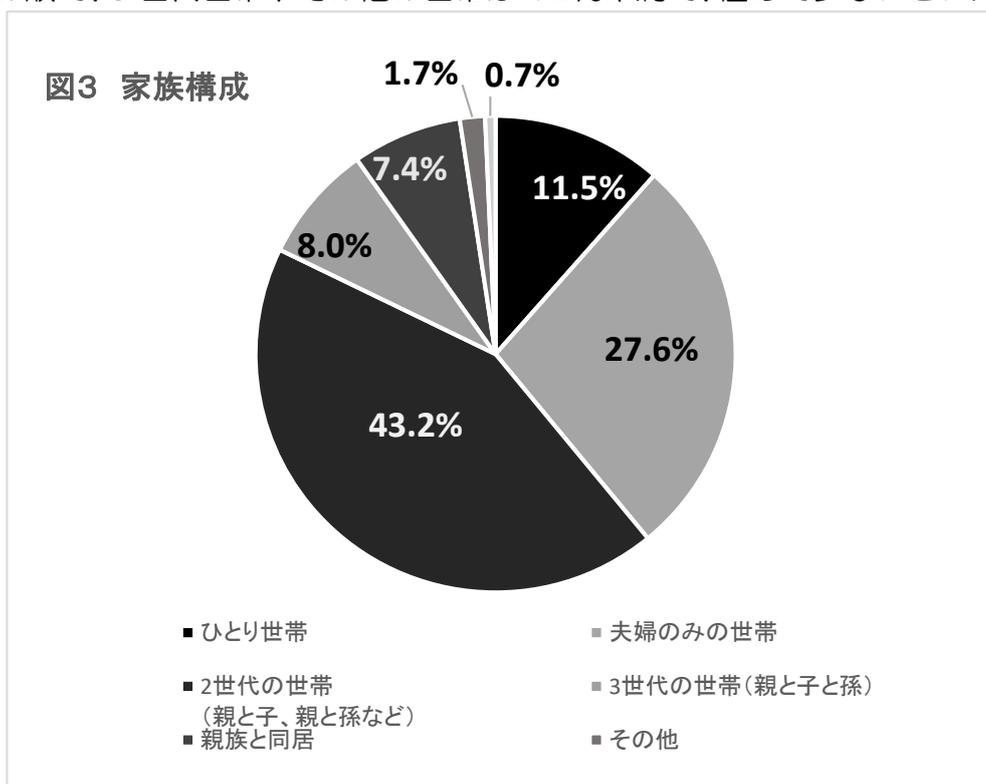
②年代（図2）

回答者の年代は、60歳代が148人（25.3%）、70歳代が103人（17.5%）、次いで40歳代が92人（15.8%）、50歳代が91人（15.6%）、80歳代以上が58人（9.9%）、30歳代が52人（8.9%）、20歳代が38人（6.5%）の順です。



③家族構成（図3）

家族構成は、親と子、親と孫などの2世代世帯が最も多く252人、43.2%です。次いで夫婦のみ世帯が161人、27.6%、ひとり世帯が67人、11.5%の順で、3世代世帯やその他の世帯は10%未満で、極めて少ないといえます。



④ふだん近所の人とどの程度お付き合いをしているか（図4）

全体としては「会えば挨拶する程度」が340人、58.2%と圧倒的に多く、次いで「ある程度親しく付き合っている」が181人、31.0%、「とても親しい」と「ほとんど付き合いはない」が30人程度でいずれも5%代となっています。

これを年齢別に見ると、20歳代～50歳代の7割前後の人が「会えば挨拶する程度」で、「ある程度親しく付き合っている」は60歳代以上が4割前後を示し、年代による違いが見て取れます。また、「ほとんど付き合いはない」とした人は60歳代以下に顕著で、特に30歳代、40歳代では1割近くの人が近所付き合いをしていないとみられます。

図4-1 近所の人とどの程度お付き合いをしているか

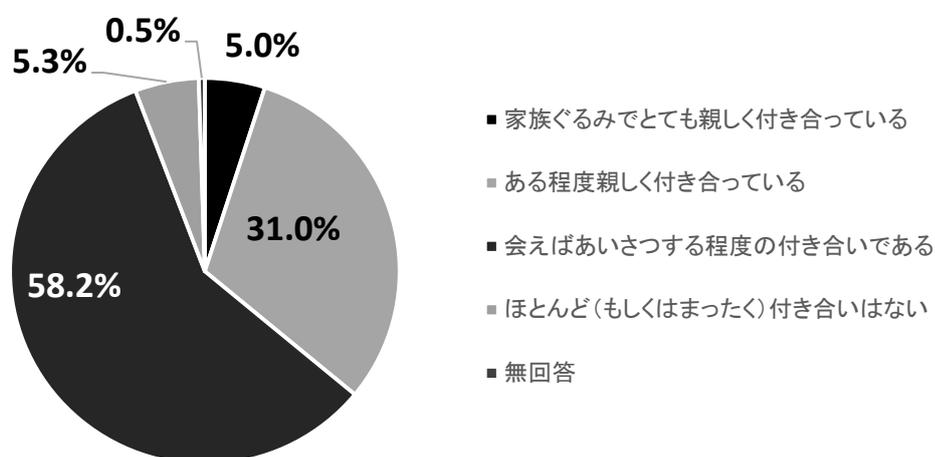
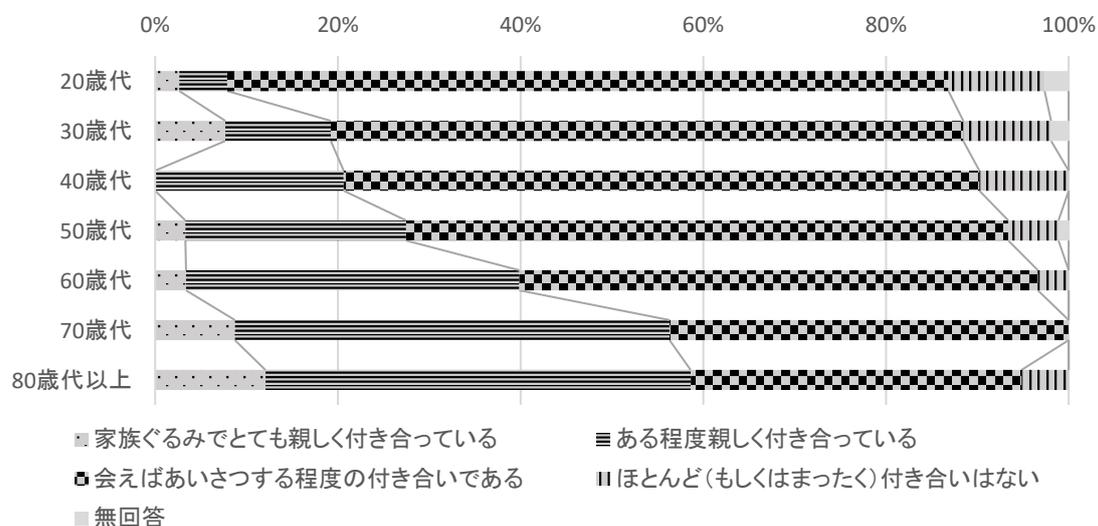


図4-2 近所の人とどの程度お付き合いをしているか(年代別)



⑤近所の人との付き合いに対する考え方（図5）

そうした近所付き合いの程度を裏付けるのが「近所の人との付き合い方に対する考え方」ですが、334人、57.3%が「わずらわしいと感じることはあるが、日常生活の中で必要」としています。

次いで148人、25.3%が「親しく相談したり助け合ったりするのは当然」とし、80%以上が近所付き合いの意義を肯定しています。

しかし、「なくても困らないので、したくない」が34人、5.8%あり、図4-1の「ほとんど付き合いはない」の31人、5.3%にほぼ対応しています。

年代別にみたのが下のグラフです。「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」と考える人が一番少ないのは40代で、年齢が上がるごとに高くなり、80歳以上は50%を超える人が親しくするのは当然と答えています。

図5-1 近所の人との付き合いに対する考え方

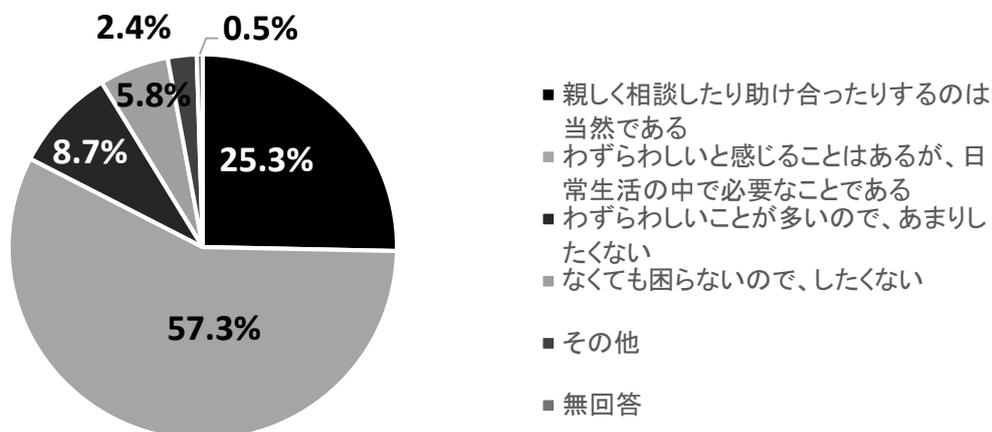
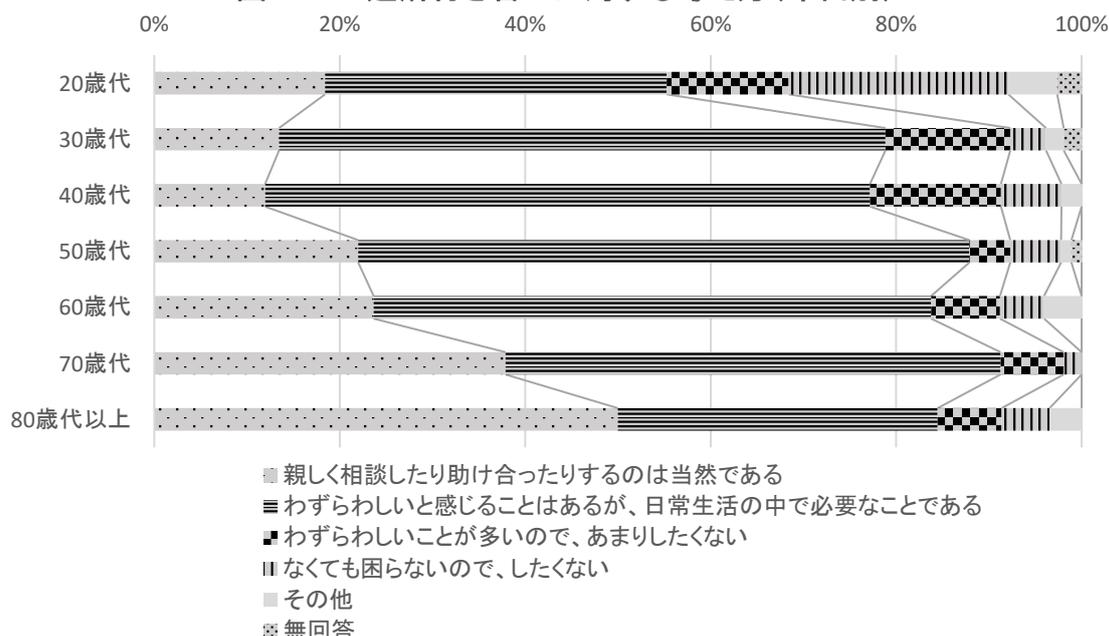


図5-2 近所付き合いに対する考え方(年代別)



⑥近所の人から頼まれたらどのようなことができるか（図6）

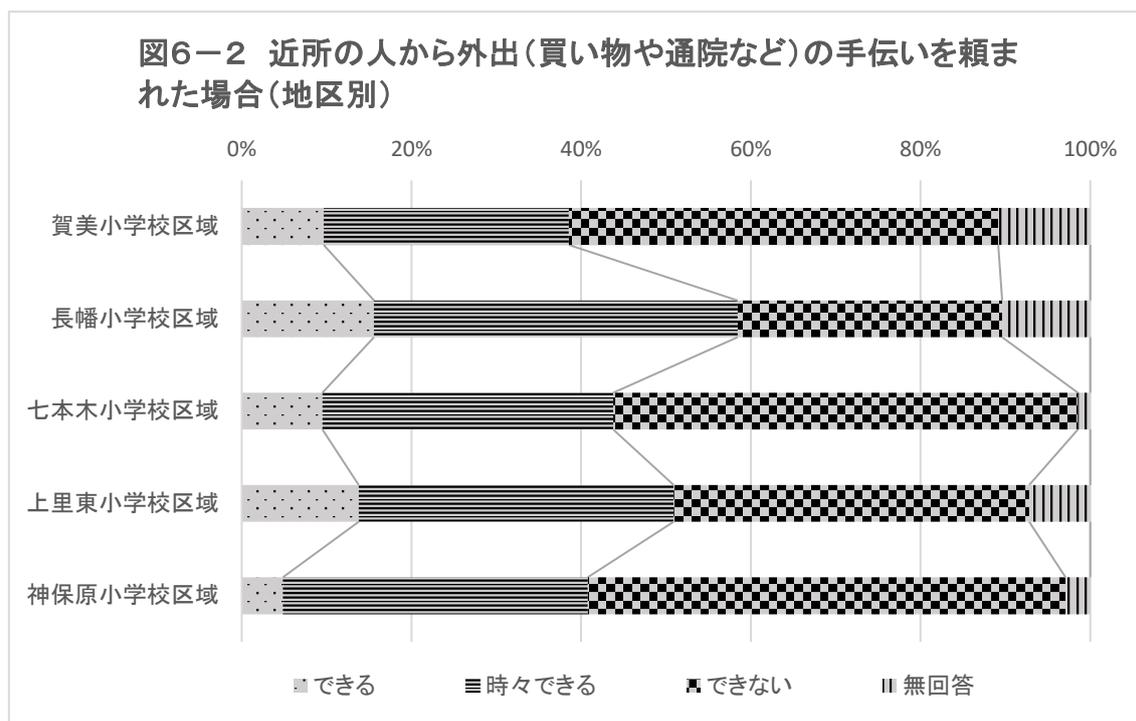
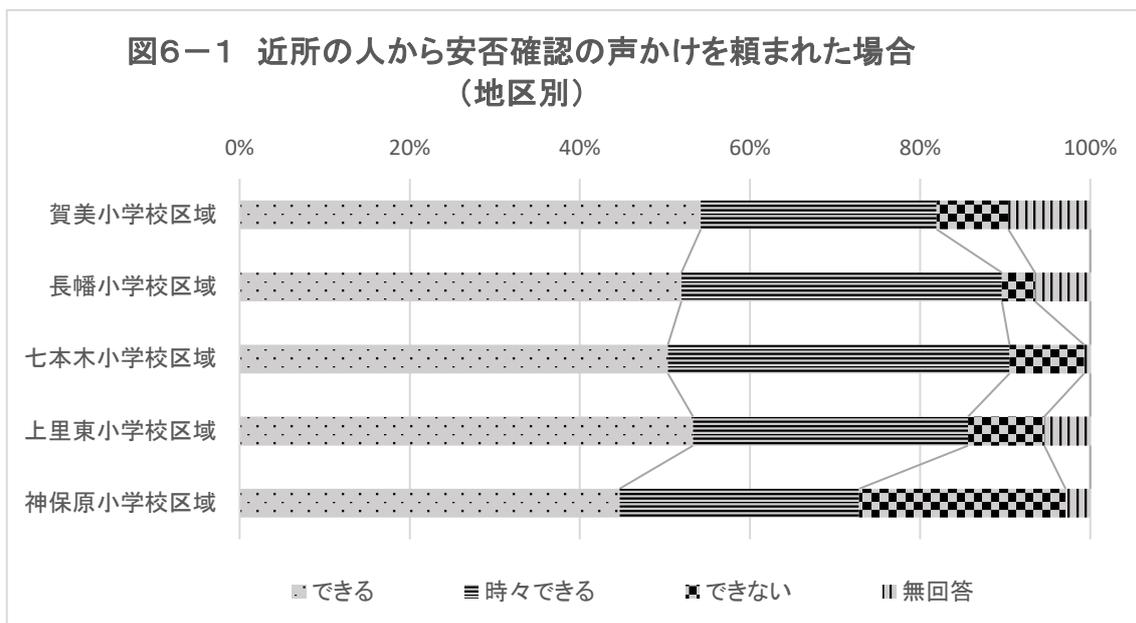
安否確認の声掛け、買い物や通院、災害時の手助けを5つの小学校区域ごとにみました。

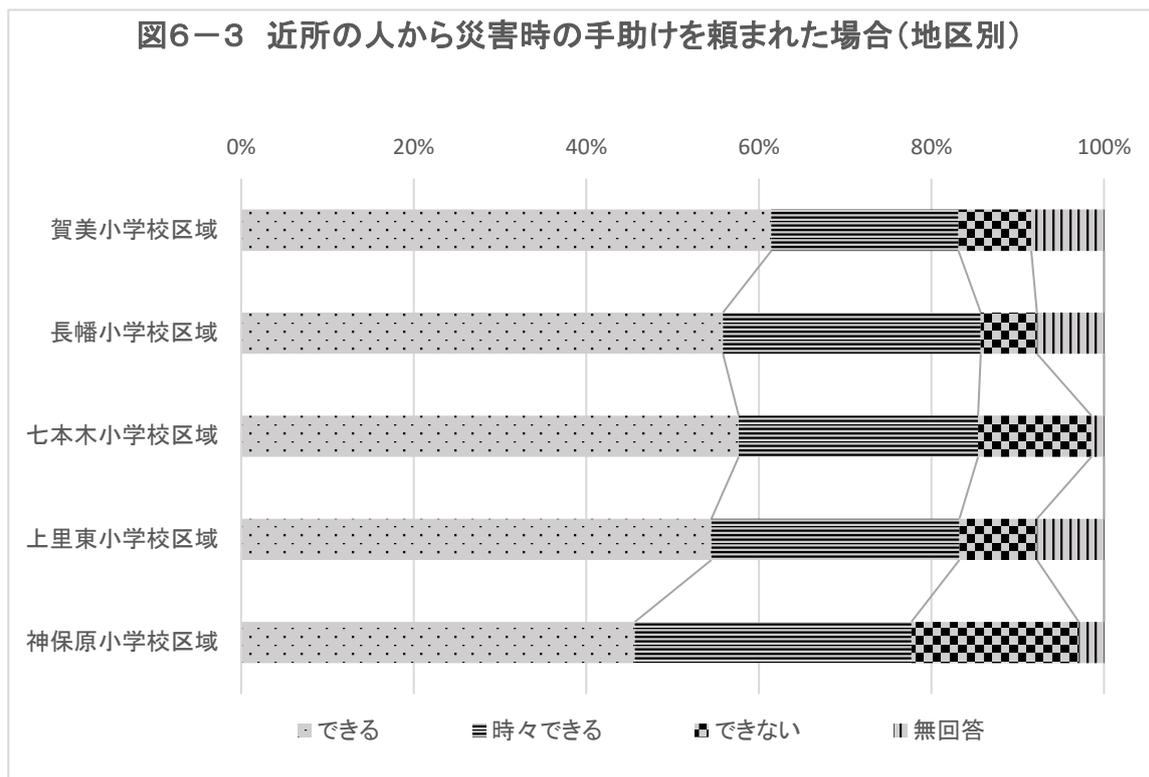
安否確認は、「できる」と「時々できる」を合わせて、高い順から、七本木、長幡、上里東となります。（図6-1）

買い物や通院の手伝いは「できる」と「時々できる」を合わせて高い順から長幡、上里東、七本木の順です。（図6-2）

災害時の手助けは「できる」と「時々できる」を合わせて高い順から長幡、七本木で賀美と上里東が同じ83.1%でした。（図6-3）

それぞれの地域には、特徴があることがわかります。





⑦日常生活の中でどのような不安や悩みがあるか(図7)

日常生活で、どのような不安や悩みがあるのかを複数回答で答えてもらった結果が図7-1です。

50%を超える項目が次の2項目です。

- ・老後の生活や介護に関すること 344人 58.9%
- ・自分や家族の健康に関すること 294人 50.3%

さらに、次の2項目も20%を超え、大きな不安要因となっていることがわかります。

- ・生活費などの経済的問題 156人 26.7%
- ・災害に関すること 128人 21.9%

図7-2は年代別で比較しています。

「自分や家族の健康に関すること」、「老後生活や介護に関すること」が50歳代から高くなっています。「生活費などの経済的問題や仕事に関すること」は20歳代、30歳代が高くなっています。「育児・子育てに関すること」は30歳代が高くなり、年代別にそれぞれ不安や悩みが異なることがわかります。

第2章 地域福祉を取り巻く町の現状と課題

図7-1 日常生活での不安や悩み(複数回答)

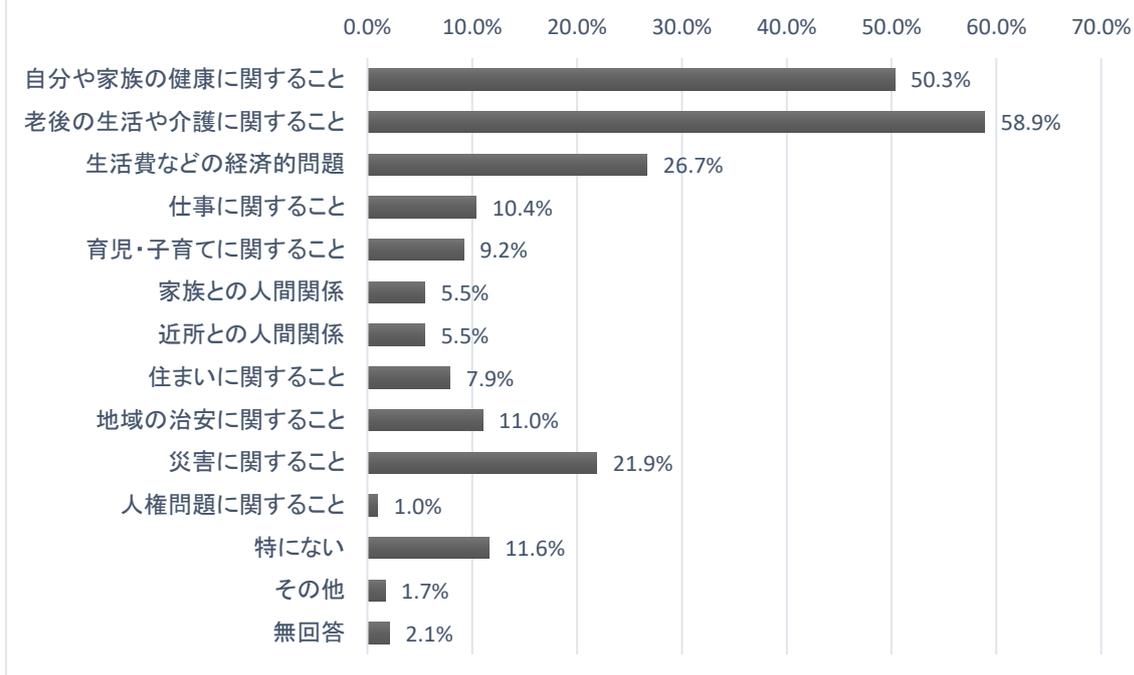
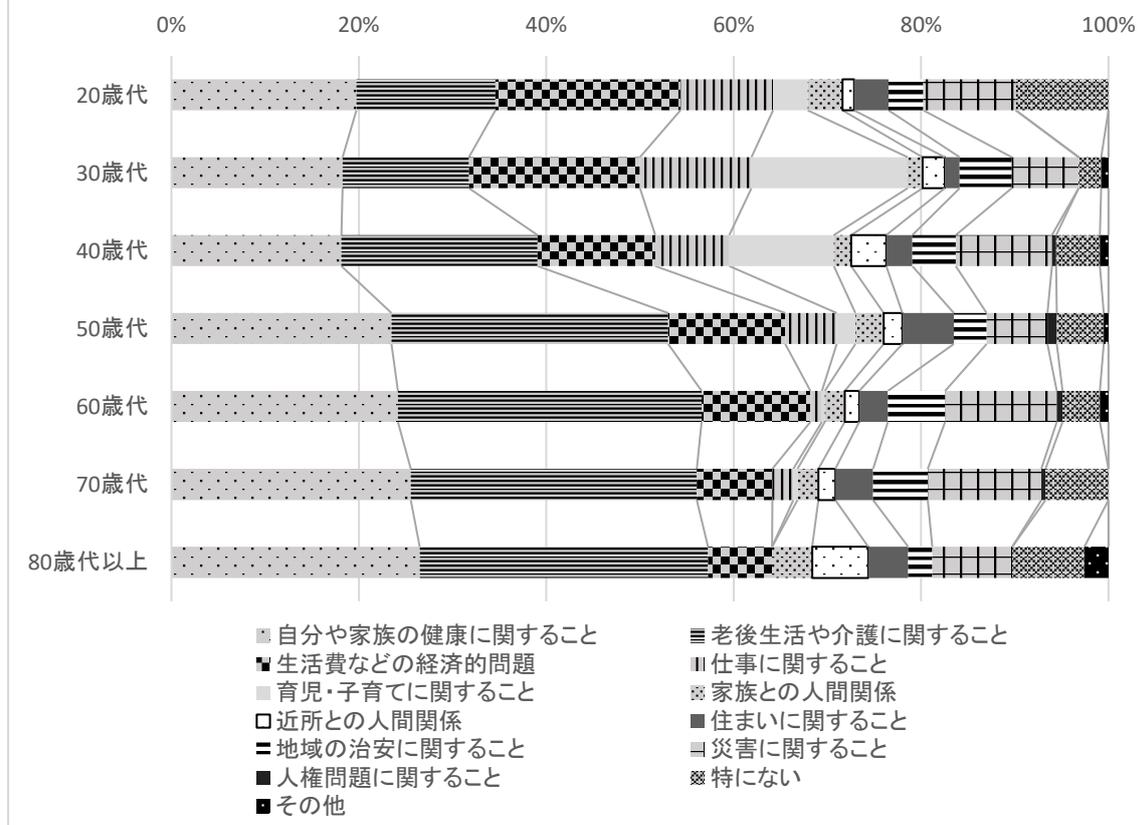
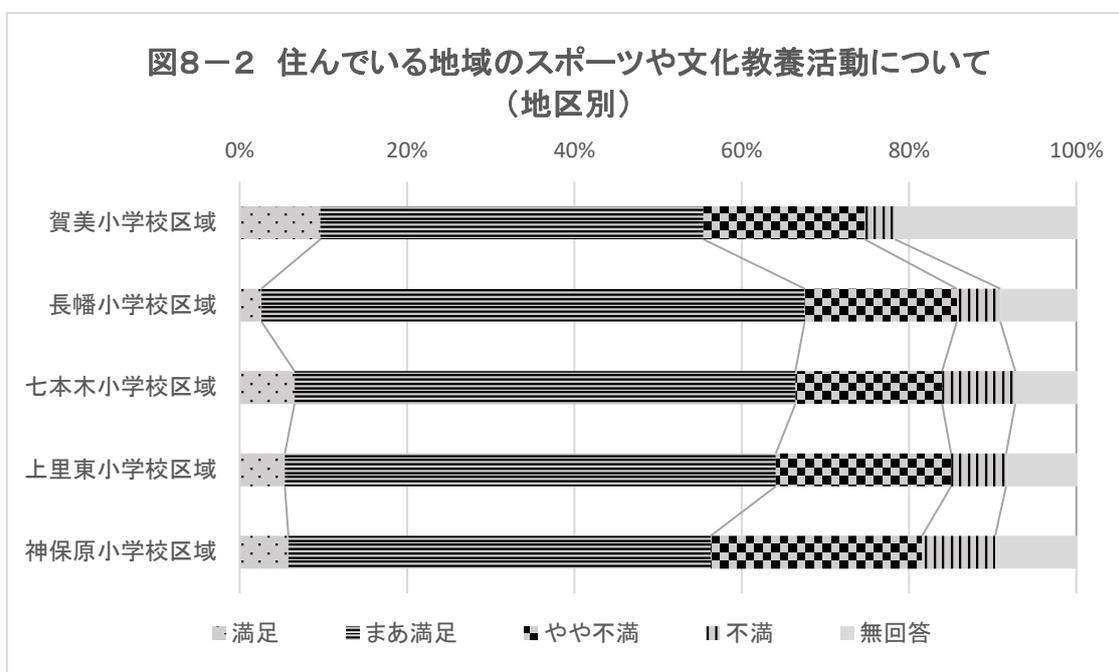
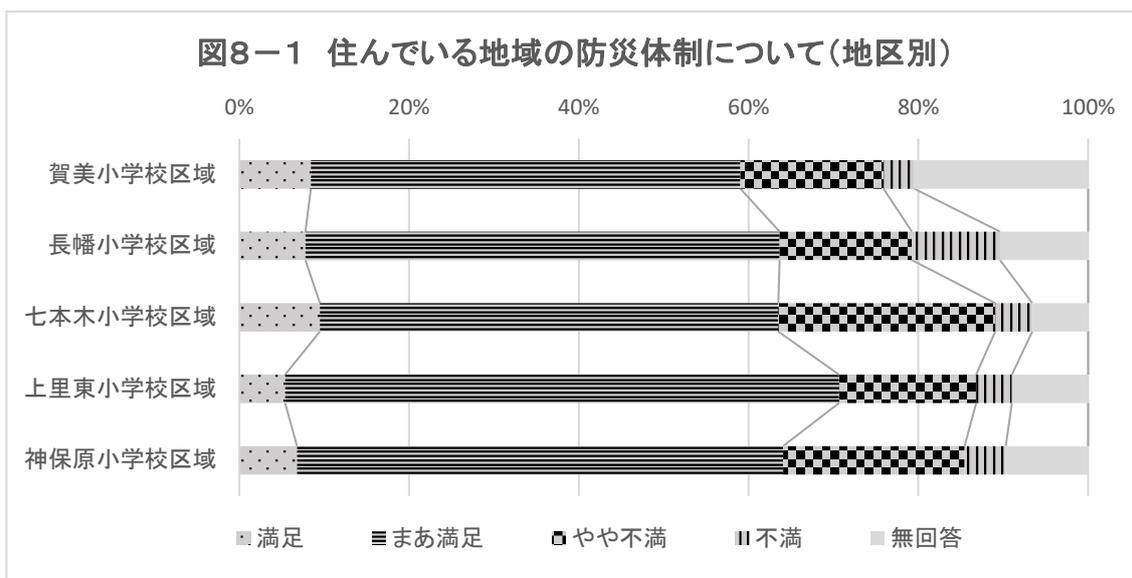


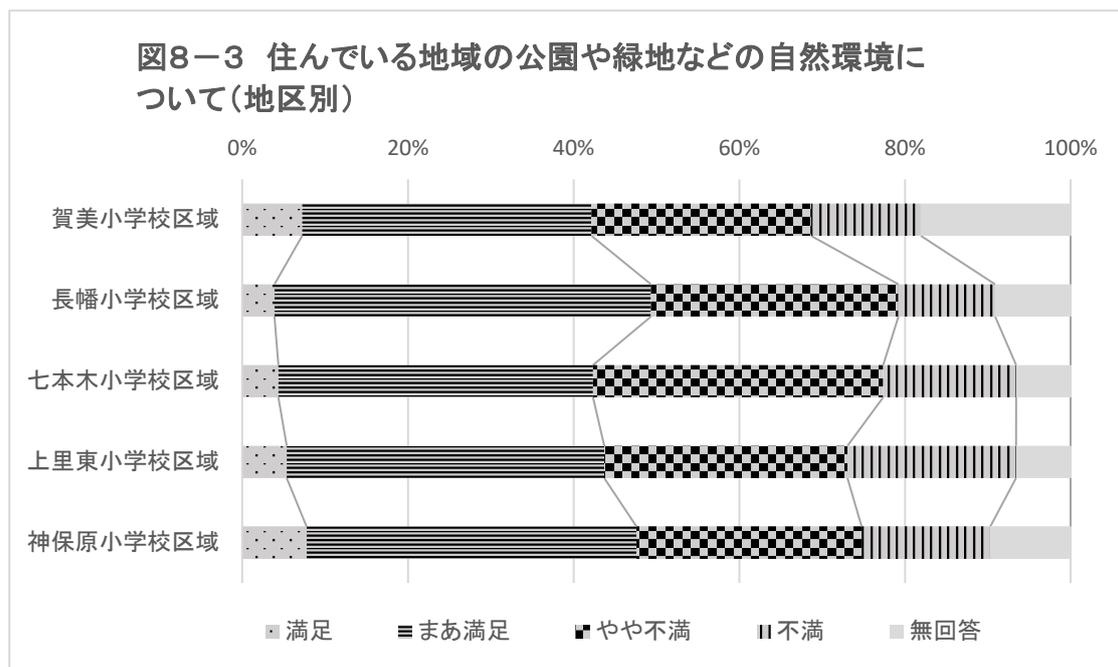
図7-2 日常生活の中での不安や悩み(年代別)



⑧住んでいる地域の暮らしやすさ（図8）

住んでいる地域の防災体制、スポーツや文化教養活動、公園や緑地などの自然環境の3項目について、5つの小学校区域で比較したものが図8-1～8-3です。「満足」と「まあ満足」を合わせると防災体制では上里東、スポーツ・文化教養活動では長幡、公園や緑地などの自然環境は長幡と神保原が高くなっています。





⑨地域にある組織や団体にどのような活動を期待しているか(図9)

全体で最も多かったのは災害等、緊急事態が起きた時の対応で、交通安全や防災・防犯などの活動、子どもや高齢者・障害者の見守りや手助けの順になっています。いずれも女性の方が高く(図9-1)、災害等、緊急事態が起きた時の対応は、年代別では80歳代、50歳代が高い状況です(図9-2)。

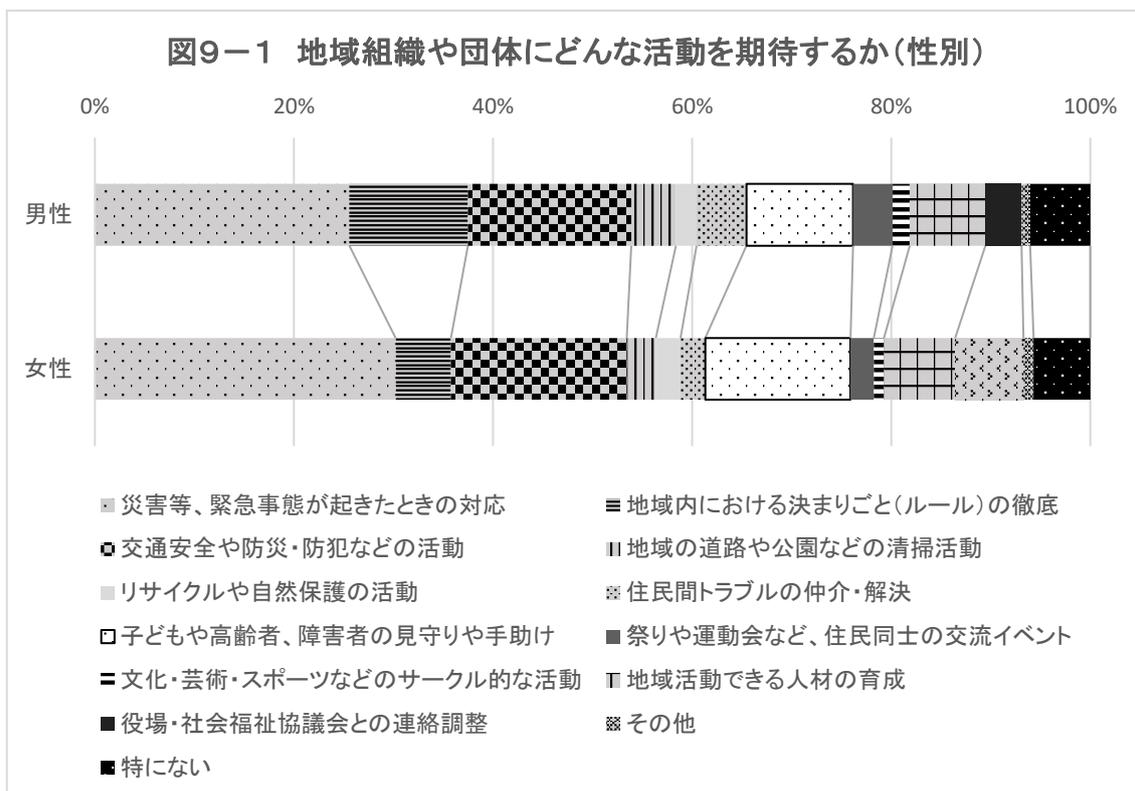
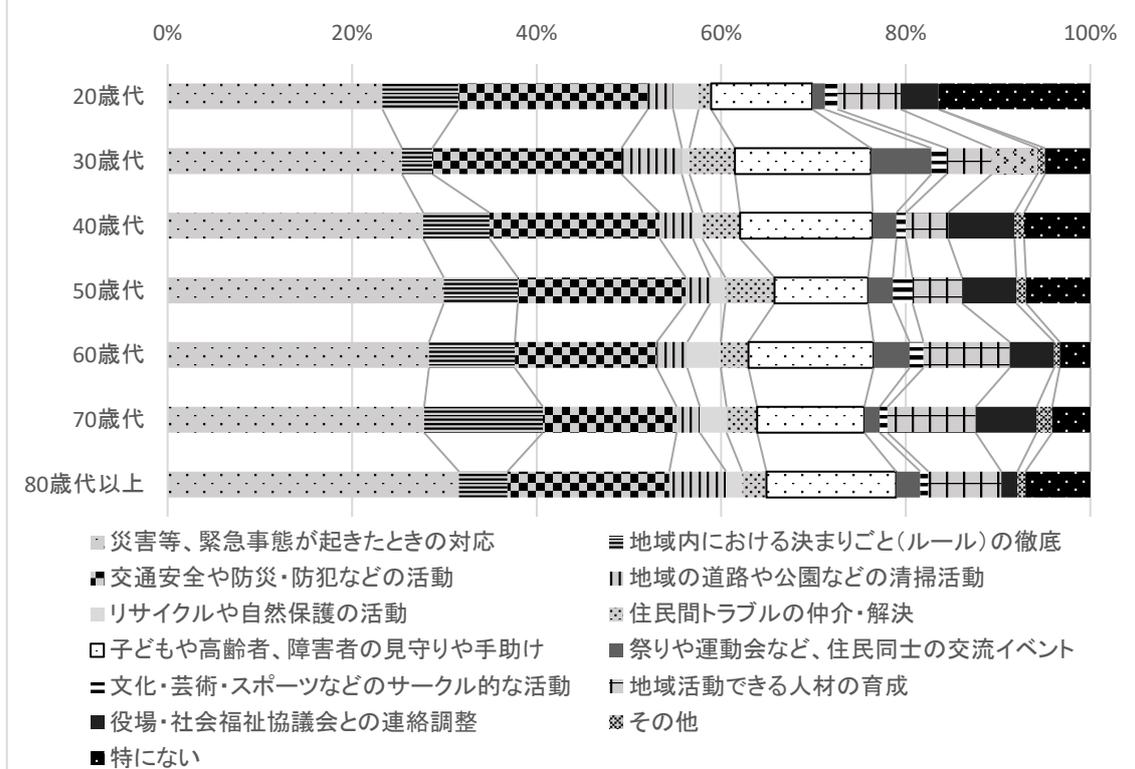
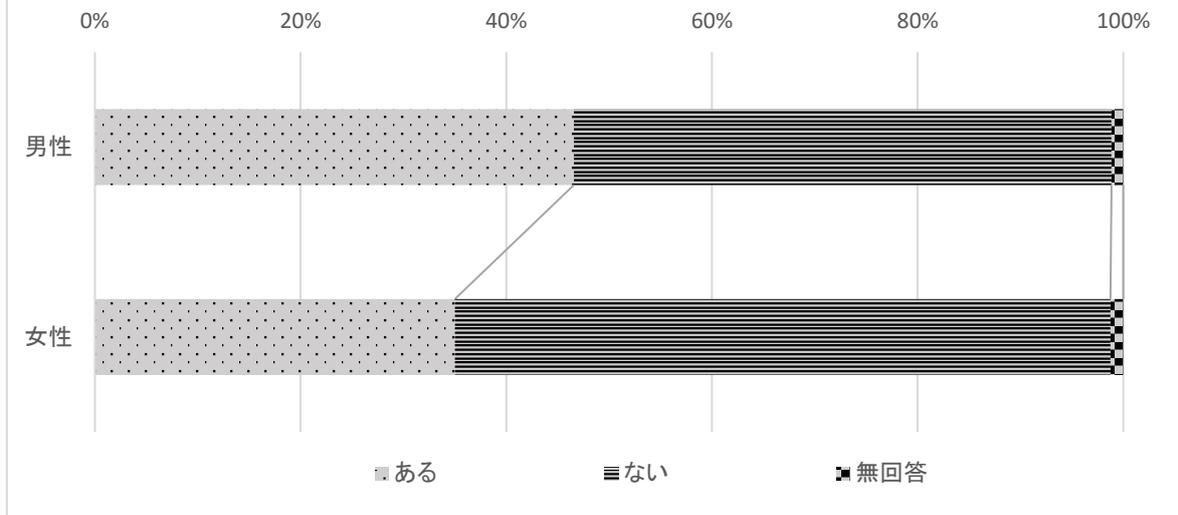


図9-2 地域組織や団体にどんな活動を期待するか(年代別)



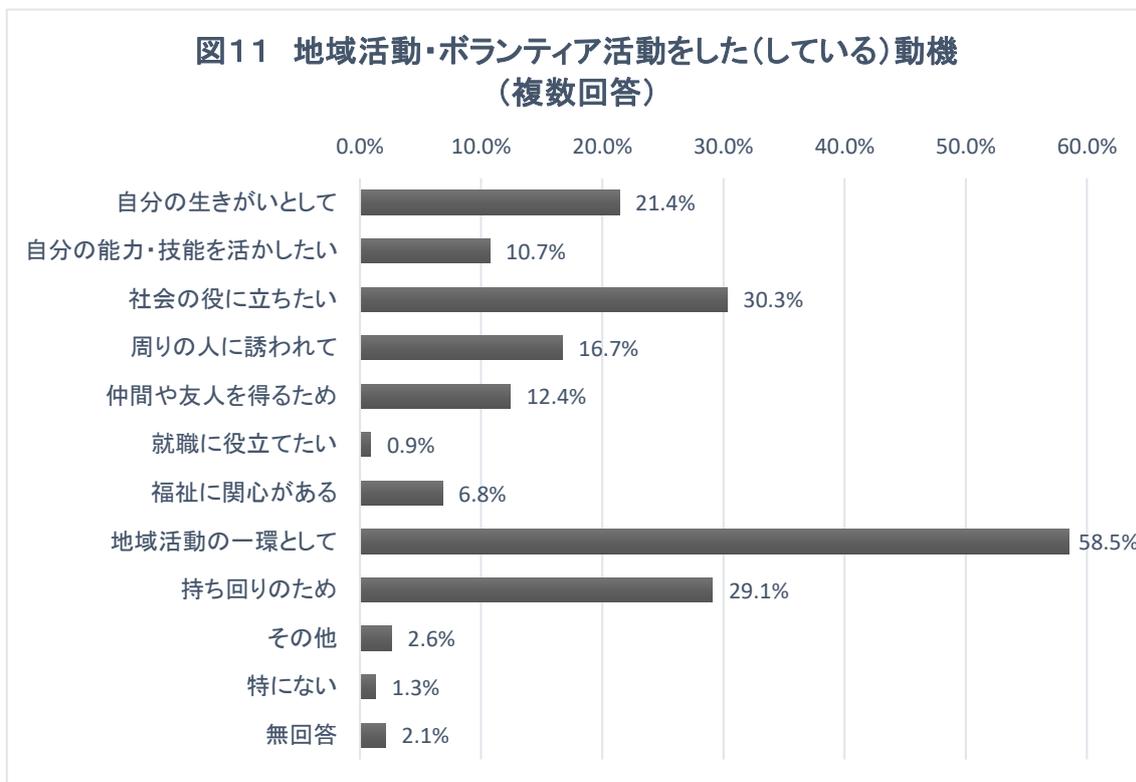
⑩最近5年間で地域活動やボランティア活動をしたことがあるか(図10)
 ある40.1%(男性46.6%、女性35.2%)、ない58.7%(男性52.3%、女性63.8%)となっています。

図10 最近5年間で地域活動やボランティア活動をしたことがあるか(性別)



⑪地域活動・ボランティア活動をした動機はどのようなことか（図11）

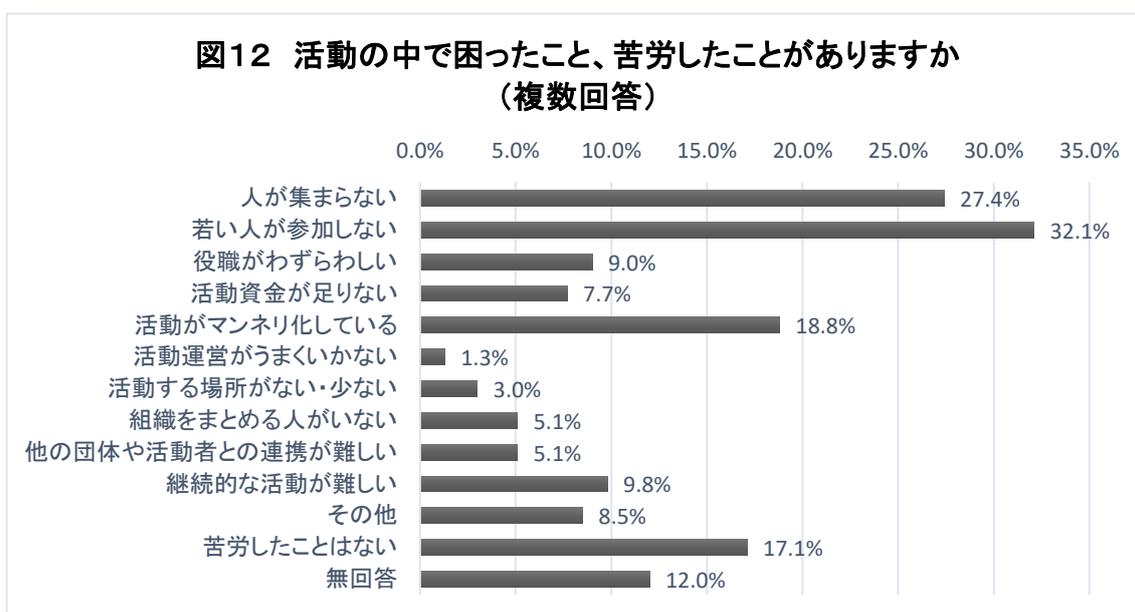
「地域活動の一環として」ボランティア活動に取り組んだ人が58.5%と一番高く、次が「社会の役に立ちたい」が30.3%、「持ち回りのため」が29.1%でした。



⑫地域活動・ボランティア活動の中で困ったこと、苦労したこと（図12）

「若い人が参加しない」32.1%、「人が集まらない」27.4%、「活動がマンネリ化している」18.8%という苦労があることがわかります。

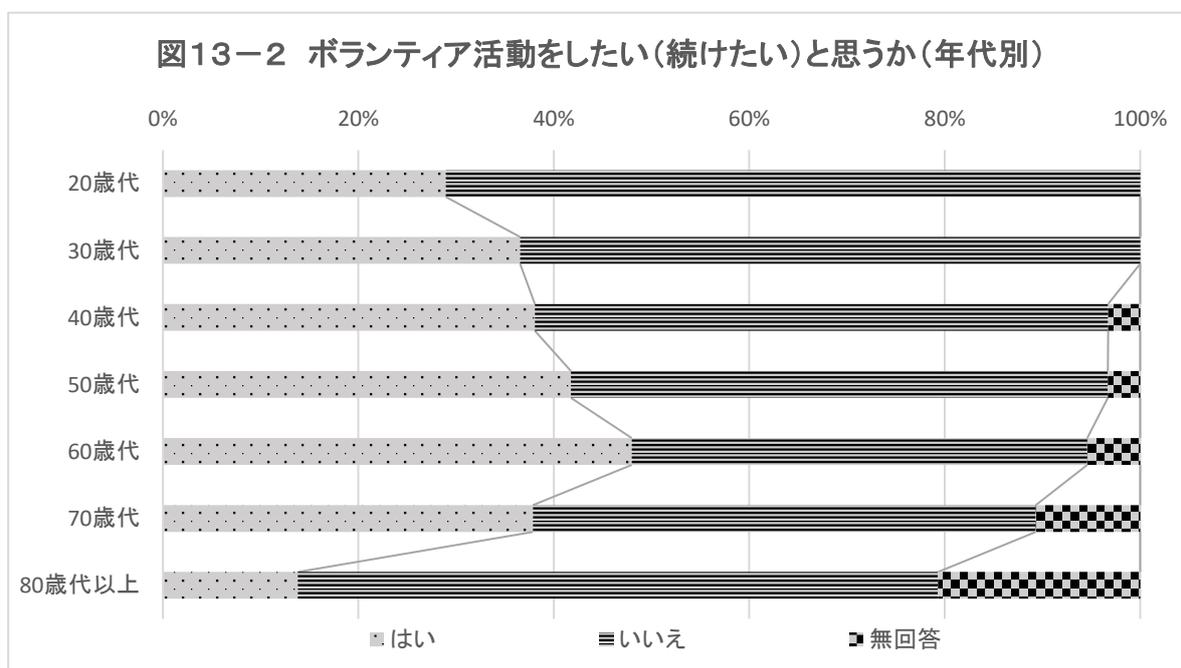
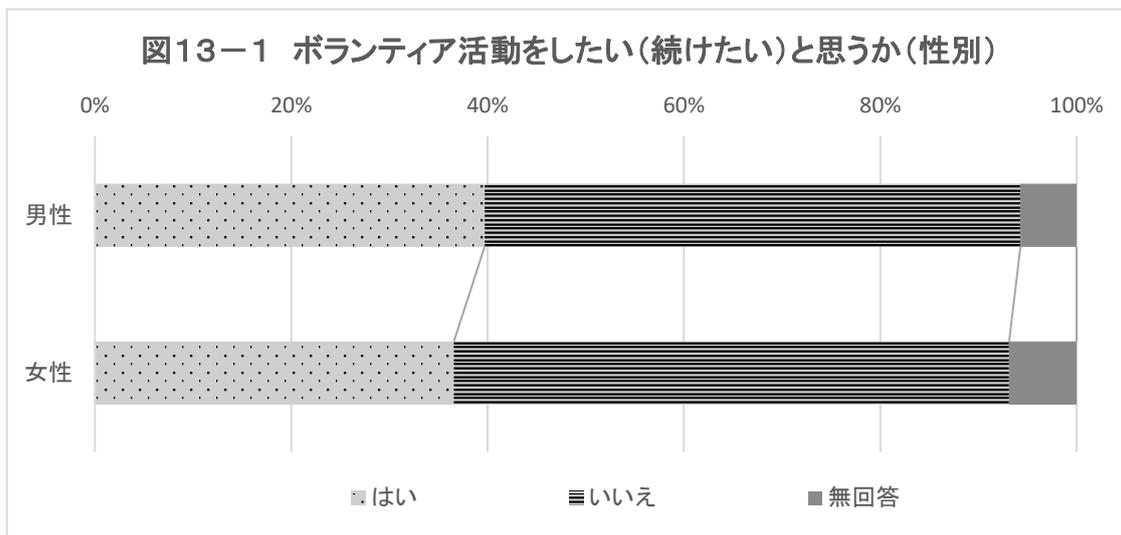
一方で17.1%の人は「苦労したことはない」と答えています。



⑬今後ボランティア活動をしたい(続けたい)と思うか(図13)

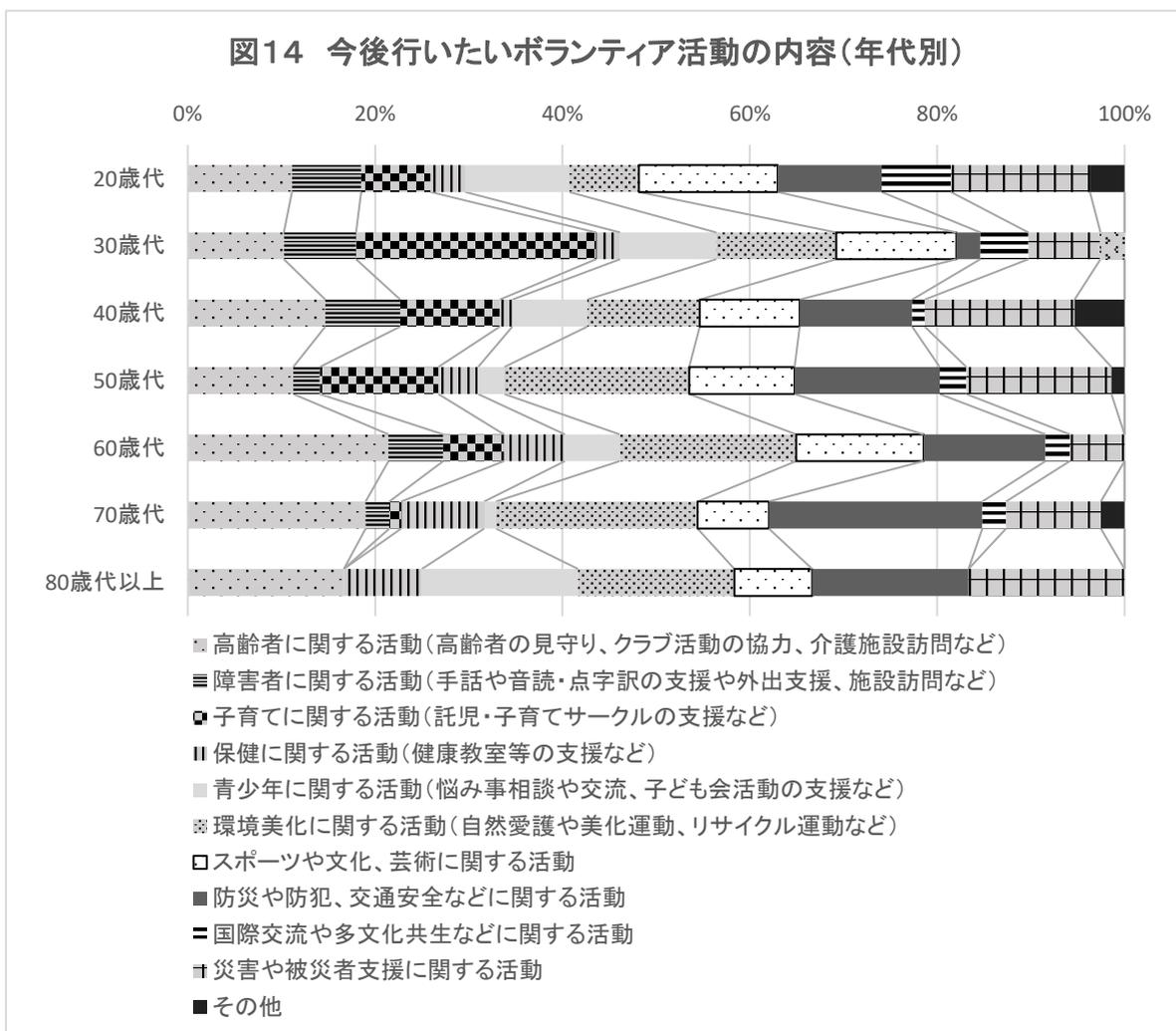
「はい」37.8% (男性39.7%、女性36.6%)、「いいえ」55.7% (男性54.6%、女性5.6%) でした。(図13-1)

年代別で見ると活動したい(続けたい)と考えているのは60歳代、50歳代、40歳代と70歳代、30歳代の順になっています。(図13-2)



⑭今後ボランティア活動を行う（続ける）としたらどんな内容の活動をしたいか（図14）

年代別でどのような活動をしたいかを比較しました。高齢者に関する活動は、60歳代、70歳代、障害者に関する活動は20歳代、30歳代、40歳代、子育てに関する活動は30歳代、50歳代が高くなっています。それぞれ年代別で興味のある活動が異なっていることがわかります。

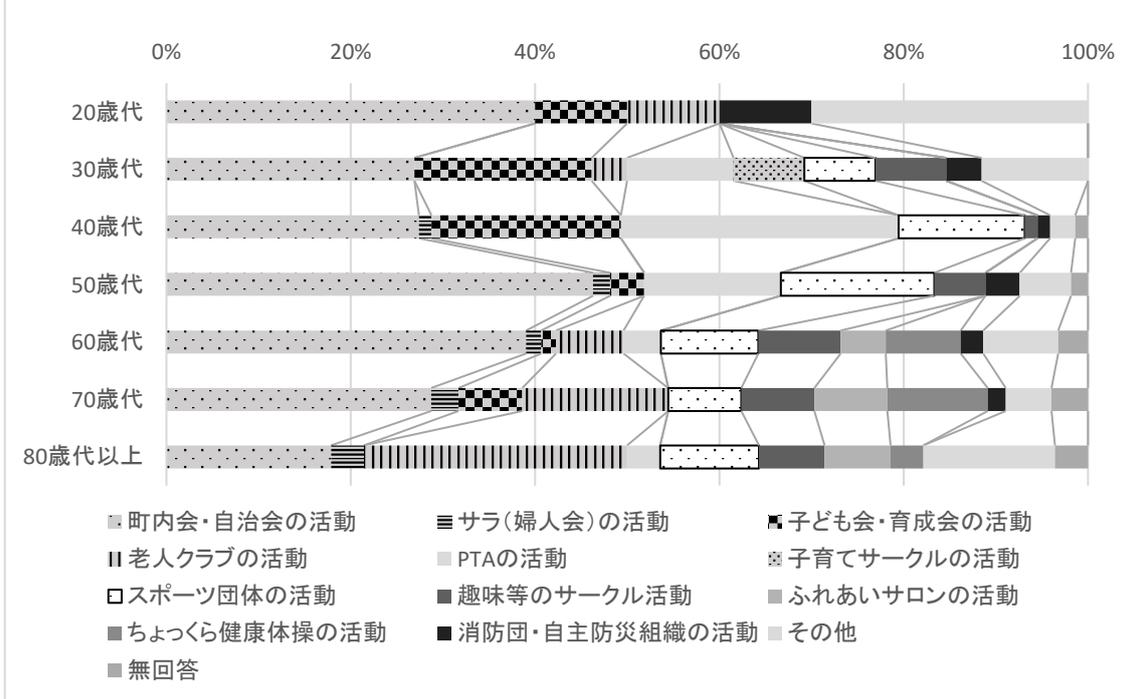


⑮主にどのような活動をしましたか（図15）

全体では、行政区・自治会の活動(59.0%)、スポーツ団体の活動(19.2%)、PTAの活動(6%)となっています。

年代別で比較したのが図15です。町内会・自治会の活動で50歳代の次は20歳代、60歳代という結果で、20歳代の方も地域活動に参加している様子がうかがわれます。子ども会活動は40歳代、30歳代が中心になって動いていることがわかります。

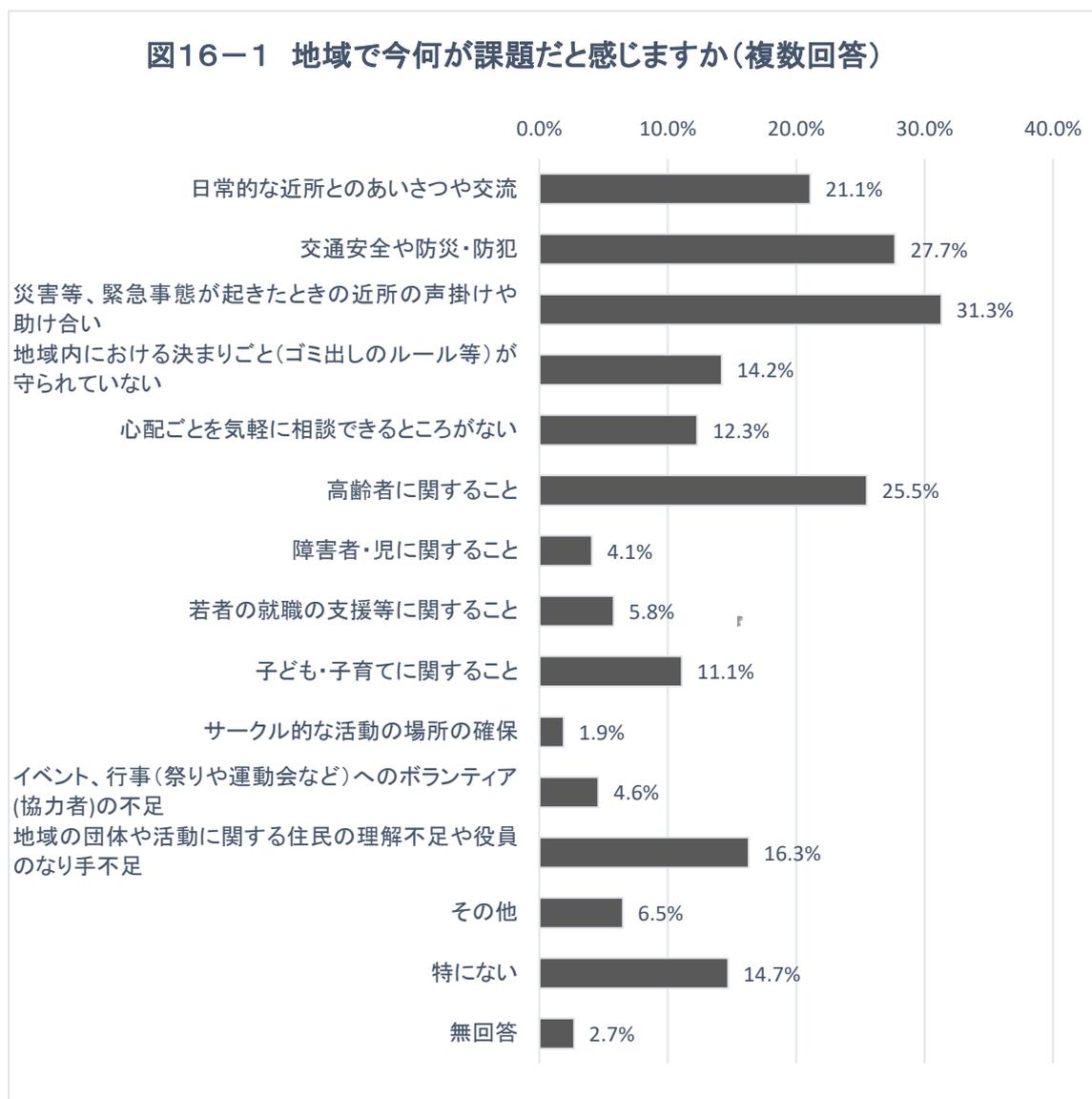
図15 主にどのような活動をした(している)か(年代別)



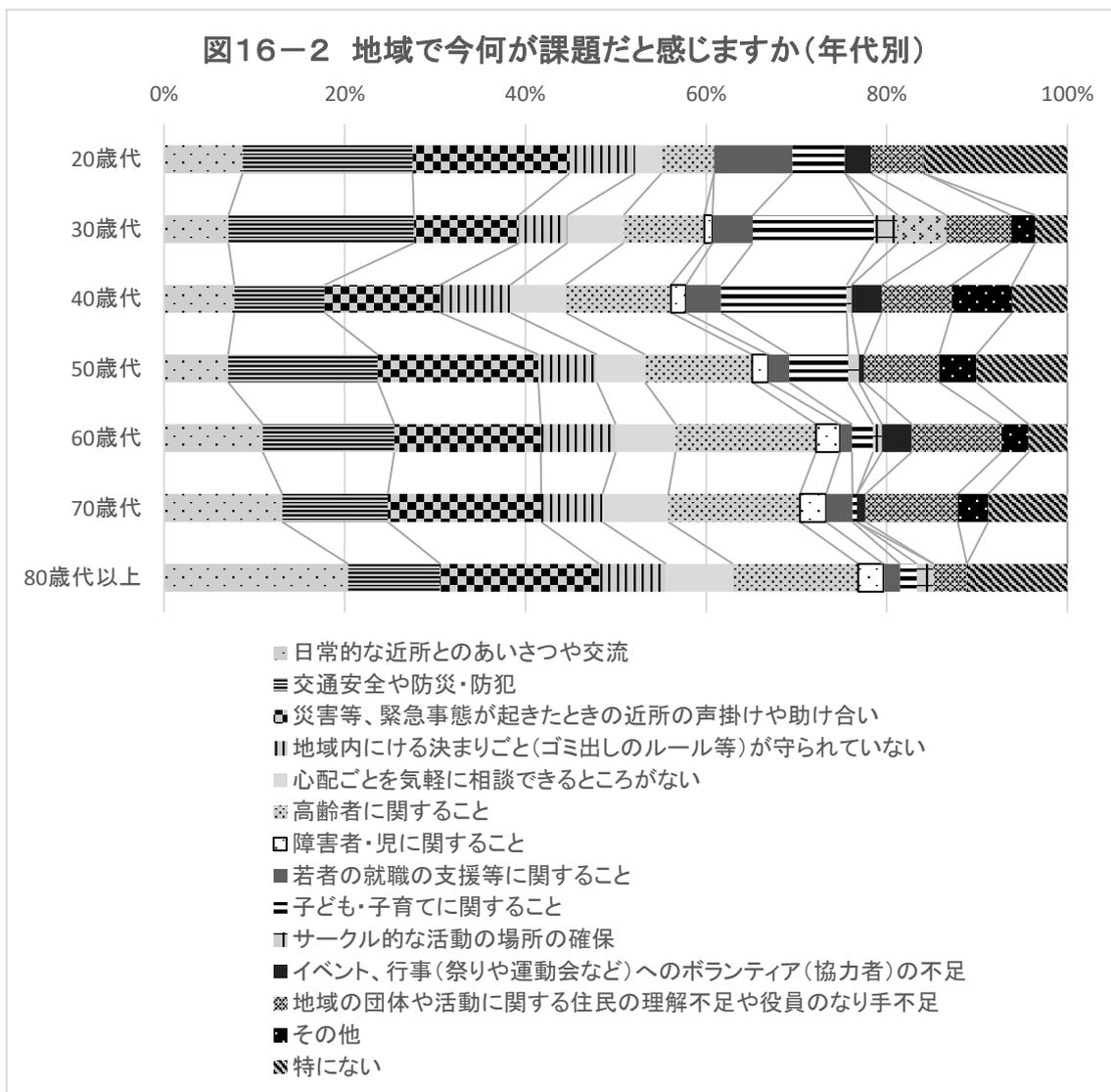
⑩地域で今、何が課題だと感じていますか(図16)

複数回答で応えていただきました。回答数の多い課題を順に取り出すと、次のように並びます。

	課 題 内 容	人 数	割 合
1	災害等、緊急事態が起きたときの近所の声掛けや助け合い	183人	31.3%
2	交通安全や防災・防犯	162人	27.7%
3	高齢者に関すること	149人	25.5%
4	日常的な近所とのあいさつや交流	123人	21.1%
5	地域の団体や活動に関する住民の理解不足や役員のなり手不足	95人	16.3%
6	地域内における決まりごと(ゴミ出しのルール等)が守られていない	83人	14.2%
7	心配ごとを気軽に相談できる場所がない	72人	12.3%
8	子ども・子育てに関すること	65人	11.1%



年代別では、20歳代は交通安全や防災・防犯と災害など緊急事態が起きた時の近所の声掛けや助け合い、30歳代は交通安全や防災・防犯、40歳代は子ども・子育てに関すること、50歳代は交通安全や防災・防犯と災害など緊急事態が起きた時の近所の声掛けや助け合い、60歳代と70歳代は災害など緊急事態が起きた時の近所の声掛けや助け合いと高齢者に関すること、80歳代以上は日常的な近所との挨拶や交流と災害など緊急事態が起きた時の近所の声掛けや助け合い、となっており、それぞれの年代別で課題が異なっていることがわかります。(図16-2)

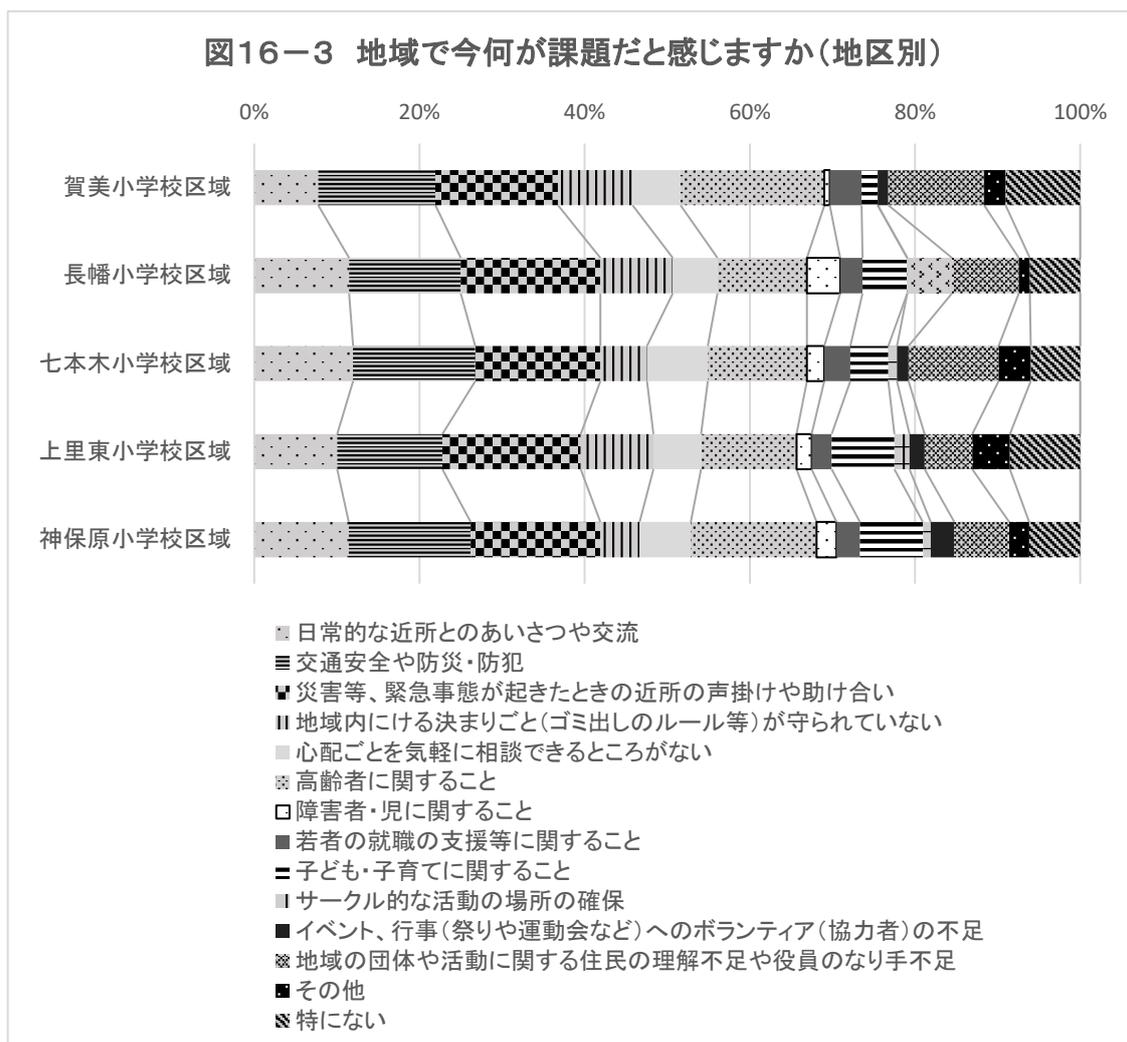


これを5つの小学校区域ごとに比較したのが、図16-3です。各項目の高い区域をみると、次のようになります。

	課 題 内 容	割 合	割合の高い地域
1	災害等、緊急事態が起きたときの近所の声掛けや助け合い	31.3%	長幡(33.8%) 上里東(33.7%)
2	交通安全や防災・防犯	27.7%	七本木(31.3%) 神保原(30.7%)
3	高齢者に関すること	25.5%	賀美(33.8%) 神保原(31.7%)
4	日常的な近所とのあいさつや交流	21.1%	長幡(23.0%) 七本木(25.4%) 神保原(23.8%)
5	地域の団体や活動に関する住民の理解不足や役員のなり手不足	16.3%	賀美(22.5%) 七本木(23.1%)

第2章 地域福祉を取り巻く町の現状と課題

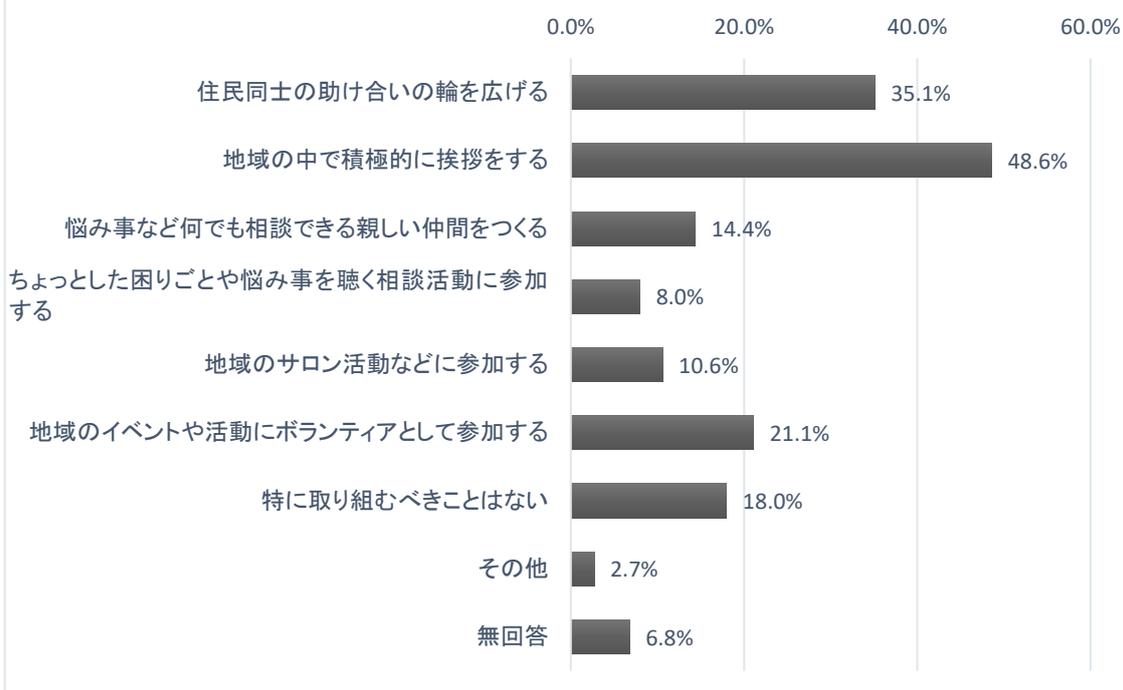
6	地域内における決まりごと（ゴミ出しのルール等）が守られていない	14.2%	賀美（17.5%） 長幡（17.6） 上里東（17.8%）
7	心配ごとを気軽に相談できるところがない	12.3%	七本木（15.7%） 神保原（12.9%）
8	子ども・子育てに関すること	11.1%	上里東（15.3%） 神保原（15.8%）



⑰今後、地域福祉の推進のため、あなた自身が行きとめるとすることは何ですか（図17）

複数回答で応えていただいた結果では、図17にあるように、「地域の中で積極的に挨拶をする」が最も多く、284人、48.6%でした。次いで「住民同士の助け合いの輪を広げる」が205人、35.1%、「地域のイベントや活動にボランティアとして参加する」が123人、21.1%の順でした。地域の皆さん同士の中で積極的に挨拶を交わし、様々な活動に参加する中で助け合いの輪を広げ、親しい仲間をつくっていくことができる、と読み取ることができます。

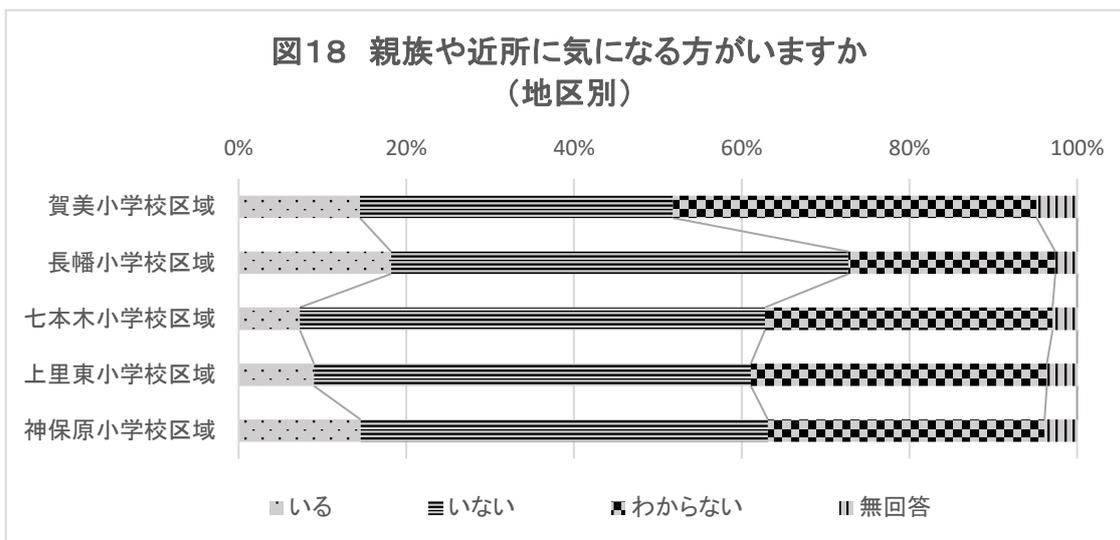
図17 今後、地域福祉の推進のため、あなた自身に取り組めると
思うことは何ですか(複数回答)



⑱親族や近所に気になる方(概ね15歳以上で社会参加や人との交流などが出来ない状況が、概ね半年以上続いて引きこもっている状態の方)はいますか(図18)

全体では11.3%の方がいると答えています。5つの小学校区域では多い順に長幡、神保原、賀美でした。

図18 親族や近所に気になる方がいますか
(地区別)

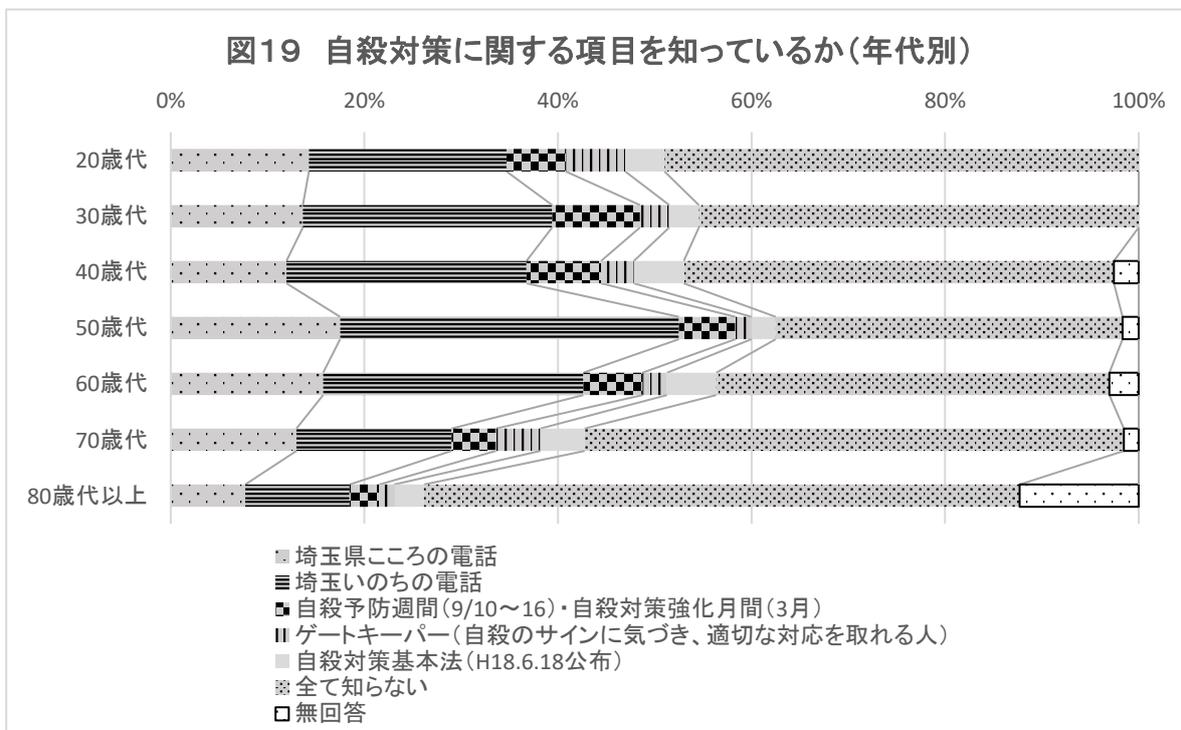


⑲自殺対策に関する項目を知っていますか(図19)

埼玉いのちの電話31.0%、埼玉県こころの電話18.0%は知っている一方で、58.6%がすべて知らないと答えています。年代別では50歳代の

第2章 地域福祉を取り巻く町の現状と課題

方が何らかの項目を知っている方が多く、全て知らないと答えたのは80歳代以上、70歳代について20歳代が多い状況でした。今後、安心して相談できる窓口があることを町民の皆様には知らせていくことが必要です。

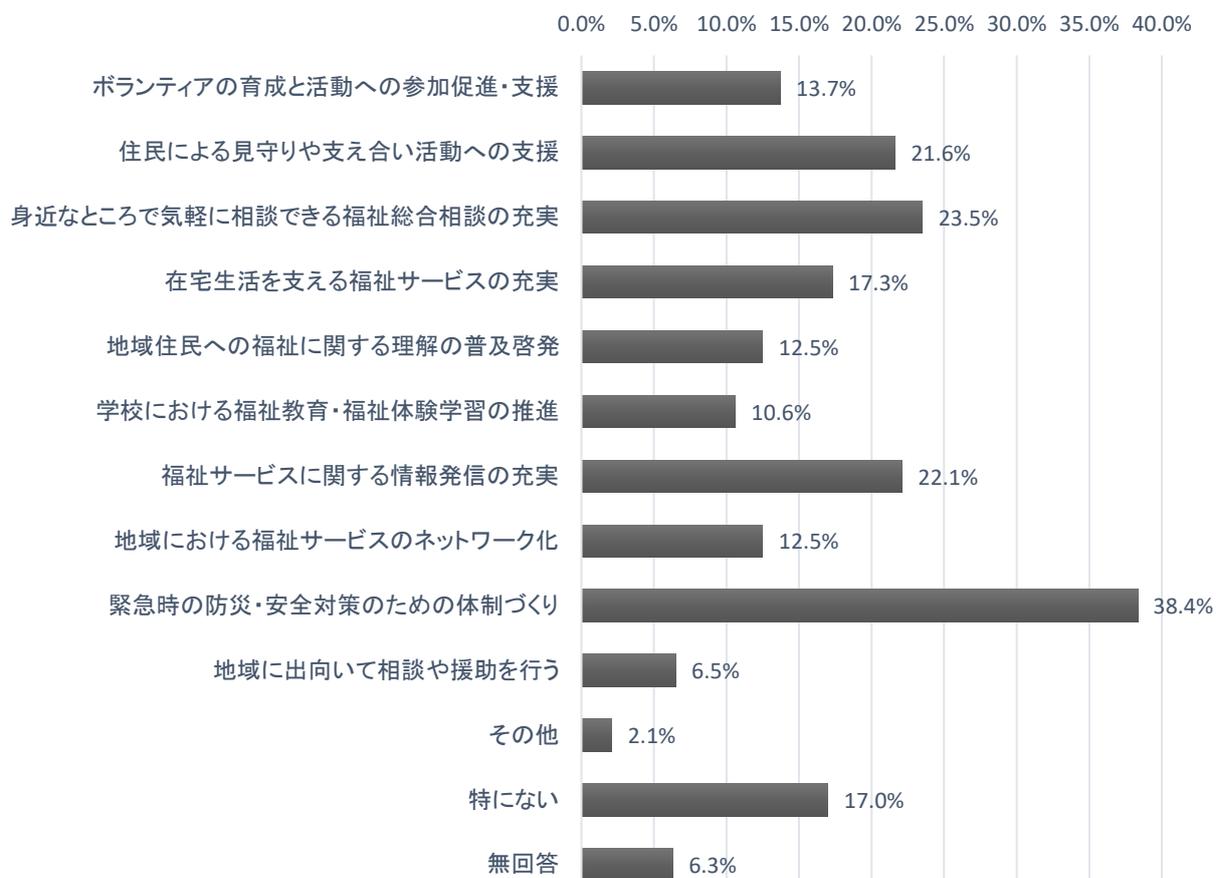


⑩上里町社会福祉協議会で今後充実して欲しい活動・支援（複数回答） （図20）

住民の皆さんのニーズがどこにあり、社会福祉協議会に何を期待し、どのような社会福祉協議会の姿を町民の皆さんが求めているかを見て取ることができます。これを人数、割合の多い順にみると次の通りです。

	充実して欲しい活動・支援	人数	割合
1	緊急時の防災・安全対策のための体制づくり	224人	38.4%
2	身近なところで気軽に相談できる福祉総合相談の充実	137人	23.5%
3	福祉サービスに関する情報発信の充実	129人	22.1%
4	住民による見守りや支え合い活動への支援	126人	21.6%
5	在宅生活を支える福祉サービスの充実	101人	17.3%

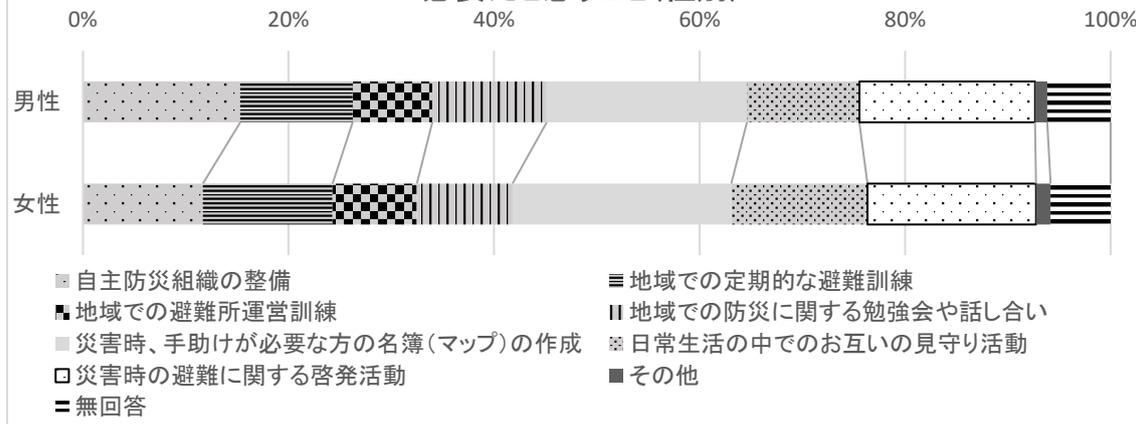
図20 上里町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実して欲しいものはどれですか(複数回答)



②1 災害時に住民が支え合う地域づくりに何が必要だと思うか(図21)

必要だと思うことが高いのは男女ともに「災害時、手助けが必要な方の名簿(マップ)の作成」でした。「災害時の避難に関する啓発活動」、「自主防災組織の整備」、「地域での定期的な避難訓練」と続きます。

図21 災害時に住民が支え合う地域づくりに、必要だと思うこと(性別)



(4) アンケートから見えてきた課題

1. このアンケート結果に現れない町民のニーズをどう把握していくか

このアンケートには、有効回答があった 584 人の町民の皆さんの不安や悩み・ニーズが表現されています。回答が無かった 900 人あまり、60%あまりの町民の方の暮らしの不安や悩みは拾えていないこととなります。

したがって、いま現にあるアンケート結果の数字とともに、潜在している多数のニーズを掘り起こすため、今回行った地域懇談会の手法やアウトリーチの活動は今後も欠かせません。

2. 「ご近所」のつながり・絆をどのように維持していくか

地域福祉の充実は、地域の方々が繋がる福祉コミュニティづくりが、その重要な基礎となります。そのためには、まず、お互いに顔見知りになり、挨拶し、親しくお付き合いする（過干渉や監視ではなく）ことが「ご近所」のつながりづくりには欠かせません。

上里町では、近所付き合いを肯定的にとらえている方が 80%を超えています。図5で年代別に見ると、60歳代を境にして多少の違いも見せています。

また、「ほとんど付き合いがない」とする人も 5.3%存在しており、今後の課題です。

3. 求められる介護や健康づくりへの取り組み

町民の皆さんの生活上の不安や悩みの中で最も大きいのは、自分や家族の健康や老後の暮らしぶり、介護の問題です。この間、町や社会福祉協議会がそうした町民の不安に対応して様々な施策や仕組みを展開してきましたが、それでも町民の不安や悩みは払拭されることなく続いています。

大切なのは、即時に、有効には解決しがたいこうした不安や悩みをまずはしっかりと受け止め、話を聞き、ともに考える、頼りになる相談の仕組みをアウトリーチによる課題発掘も含めて作り上げていくことだと考えています。

4. 地域によって何が課題かは、少し異なっている

地域の課題は、微妙に異なっていることを示したのが図 16-3「地域で今何が課題か（地区別）」です。ここには、5つの小学校区域の課題の違いが鮮明に描き出され、それぞれ抱える課題が異なっていることがわかります。小学校区域ごとの、顔の見える福祉活動圏域での課題への取り組みが非常に重要になっています。

3 地域懇談会の結果と課題

(1) 地域懇談会の目的

上里町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定へ向けて、日常生活における福祉的な課題を明らかにするとともに、地域住民がどのようなことを課題と感じているのか、またその課題解決の方法や、現在の地域活動人材の高齢化と不足する状況などをどのようにしたらよいかについて、地域懇談会を実施しました。町内の社会福祉協議会5支部で、平成29年9月下旬から開催し、139人が参加しました。

- ①賀美支部 9月22日午後、参加者25人、4グループでの意見交換
- ②神保原支部 10月1日午後、参加者23人、4グループでの意見交換
- ③七本木支部 10月14日夜間、参加者33人、4グループでの意見交換
- ④長幡支部 10月19日夜間、参加者28人、4グループでの意見交換
- ⑤上里東支部 10月20日夜間、参加者30人、5グループでの意見交換

(2) 地域懇談会で出された地域の課題とその対応策

① 地域の課題

地域内での課題や困りごとが挙げられました。主なものを次に列挙します。

【子どもの関係】

- ・子どもの遊ぶ場所がない
- ・小学校高学年児童の放課後の受入場所がない
- ・子育ての相談者がいない
- ・通学路の整備

【高齢者関係】

- ・高齢者の移動手段
- ・一人暮らし高齢者が多い
- ・高齢者のごみ出し
- ・認知症の親に子どもが困っている
- ・老人クラブに参加する老人が少ない
- ・息子と二人暮らし（昼間は一人）
- ・サロン参加者が限定されつつある

【障害者関係】

- ・障害者の地域での活動の場が少ない
- ・障害を理由に地域活動に不参加
- ・目の見えない方や耳の聞こえない方への連絡方法
- ・車いすでの安全な移動が困難
- ・引きこもりがちな障害者がある
- ・補助者なしでも町内散歩ができるまちづくり

【地域生活関係】

- ・空き家が多い
- ・近くに店がなく買い物が大変
- ・歩道が狭い
- ・医療機関がない
- ・こむぎっち号が不便
- ・働く場がない

- ・ 地区内にお店がない

【行政区や町内の人との関係】

- ・ 地域の役員になり手がいない
- ・ 個人情報の制限
- ・ 災害時の避難、対応について
- ・ 若い人の地域参加が少ない
- ・ 近所づきあいが少ない
- ・ 何をしても参加者が不足
- ・ 地域行事がないので横の繋がりが少ない
- ・ 集会所等の施設がない
- ・ 外国籍の方の言語の壁
- ・ 障害を含め様々な福祉の情報が欲しい
- ・ ひきこもっている若者がいる

②地域の課題に対する対応策

地域の課題の解決策として、様々なアイデアが挙げられました。主なものを次に列挙します。

- ・ 困っていることがないか声かけ運動をしていく
- ・ 買い物援助
- ・ 除草作業を手伝う
- ・ 高齢者見守り活動
- ・ 地区の町民による便利屋
- ・ 高齢者にサロンやこむぎっちちょっくら健康体操参加の呼びかけをする
- ・ ボランティアをポイント制にして、将来ポイントが使えるようにする
- ・ 地区行事を増やす
- ・ P T Aの方の参加を呼びかける
- ・ 担い手の空き時間を登録する。 ← (マッチング) → 支援が必要な人
- ・ ごみ出しに協力
- ・ 買い物をついでに頼まれる
- ・ 子どもの見守りパトロール
- ・ 気軽に声かけ申し出る
- ・ 買い物は巡回バスを利用
- ・ 子どもの登下校時の見守り
- ・ ママチャリボランティア (自転車で高齢者の買い物支援を行う)
- ・ 地区ごとに清掃活動を行う
- ・ 地区の祭の活性化
- ・ 簡単な地域奉仕活動を行う (ゴミゼロのような)
- ・ 町民からの提案制度をつくる
- ・ 町内パトロール
- ・ 地域住民同士交流の場をつくり、良好な関係性を築く
- ・ 福祉サービスの見学会を実施
- ・ 話しを聞いてあげる
- ・ 地域防災組織を作りたい
- ・ 班長さんが月1回各戸に声かけを行う
- ・ 移動販売の普及
- ・ 公会堂や公民館を使って趣味の会を作る
- ・ 同世代への口コミ
- ・ 定年退職をした人を探す
- ・ 行事の後に若手に声をかけ、飲食
- ・ 新町民に地域行事のお知らせ
- ・ 大勢で声かけ運動
- ・ 中高生を参加させる行事を計画
- ・ 活動に対して対価を与える
- ・ お祭り、運動会など行事で声かけ
- ・ 高齢者とのコミュニケーション
- ・ 親子料理教室
- ・ 野菜等を持って声かけをする
- ・ 飲み会にケージの輪を広げる
- ・ 子どもが参加する行事を設ける
- ・ 地域コミュニティの場所を作る
- ・ 地域で高齢者事業を通して世代間交流をはかる

(3)新たな地域の活動人材の確保策

地域活動人材の高齢化や後継者不足、若い人たちが地域活動に参加しない等の問題に対して、どのような方法があれば、新たな活動人材を確保することができるのかを挙げていただきました。

- ・新町民に地域行事のお知らせ
- ・大勢で声かけ運動
- ・特技・技術を持っている方を地域で活用する
- ・ボランティアをポイント制にして、将来ポイントが使えるようにする
- ・地区行事を増やす
- ・PTAの方の参加を呼びかける
- ・若者を増やすには子どもと共に楽しめる行事が必要
- ・人材バンクをつくる
- ・シニアリーダー育成
- ・今回のような懇談会を開催する
- ・中高生を参加させる行事を計画
- ・活動に対して対価を与える
- ・お祭り、運動会など行事で声かけ
- ・定年退職者に声をかけ、地域に引き込む
- ・地区グループに分け、簡単な仕事の協力体制をつくる
- ・若い人に積極的に声をかける
- ・話し相手を作る
- ・区長の下部組織「委員会」制度の創立
- ・民生委員補助員制度
- ・高齢者支援サポーターの養成

【地域懇談会の様子】



賀美地域



長幡地域



七本木地域



上里東地域



神保原地域

第3章 上里町地域福祉計画の取り組み

上里町地域福祉計画（平成25～29年度）では、「誰もが住み慣れた地域社会で自立し、安心して暮らせるまち」を目標像とし、4つの基本方向に向かって各施策に取り組んできました。これらの主な取り組みと成果について整理しました。

1 福祉サービス提供体制の充実

(1) 情報提供・相談

関連施策	主な取り組み・成果
①福祉情報の提供	高齢者、児童、障害者の各福祉サービス等の情報については、広報かみさとや町ホームページ、上里町カレンダーなどで提供しているほか、各担当窓口でガイドマップやパンフレットなどを配布しています。
②地域における相談	民生委員・児童委員や各種相談員との連携とともに、高齢者、児童、障害者福祉担当が連携し、相談内容に応じた支援やサービスに繋げています。

(2) 福祉サービスの利用

関連施策	主な取り組み・成果
①地域福祉サービスの提供	相談内容に応じて、高齢者、児童、障害者福祉担当が連携し、適切な福祉サービスの提供に取り組んでいます。 医療と介護の連携や障害者に関しては、児玉郡市で協議会を設立しケース検討などを行っています。
②地域ケア体制の充実	民生委員・児童委員や行政区長などの連携のほか、新聞配達業者や郵便局、各種宅配業者との協定等により地域での見守り体制を推進しています。

2 自立支援と権利擁護の推進

(1) 生活の安定と自立に向けた視線

関連施策	主な取り組み・成果
①高齢者の自立に向けた支援の充実	法定の介護サービスや介護予防サービスの給付事業と併せて、老人クラブ連合会の活動推進やこむぎっちょっくら健康体操の普及、シルバー人材センターとの連携強化などにより高齢者の自立と社会参加を支援しています。

関連施策	主な取り組み・成果
②障害のある人の自立に向けた支援の充実	障害サービス事業者との連携を密にし、障害福祉サービスや児玉郡市共同での地域生活支援事業を充実させるとともに、生活サポート事業や自動車燃料費、タクシー利用料金の助成等を行い、外出支援も行っています。
③子育て家庭への支援の充実	各保育園での各種特別保育事業や放課後児童クラブの事業内容の充実を図っています。また、つどいの広場やファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に取り組んでいます。
④ひとり親家庭福祉の充実	ひとり親家庭等医療費支給事業や児童扶養手当の支給と併せ、埼玉県福祉資金貸付制度についても積極的に案内しています。
⑤生活自立支援の充実	埼玉県北部福祉事務所や社会福祉協議会との連携を図りながら、適切な支援を行っています。また、平成27年4月からは、生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、アサポート相談支援センター埼玉北部（埼玉県が委託）との連携により、各種支援に繋げています。

(2)権利擁護の推進

関連施策	主な取り組み・成果
①権利擁護	成年後見制度や日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）について、広報やパンフレット等による啓発をはじめ、講演会を開催し、制度に対する理解と利用促進、地域包括支援センター等による相談支援を行っています。
②虐待防止	<p>児童虐待については、要保護児童対策協議会での情報交換や支援策などについて協議するほか、熊谷児童相談所との情報共有も強化しています。また、保育園や各学校関係者への見守りの依頼、保健センターでの健診や訪問の際の啓発や見守りを行い、虐待防止と早期発見に努めています。</p> <p>高齢者虐待については、民生委員・児童委員の見守りやケアマネジャーの訪問の際に、生活状況の異変を注視するほか、施設職員を対象とした虐待防止研修を実施するなどの虐待予防に取り組んでいます。</p>

関連施策	主な取り組み・成果
②虐待防止	障害者虐待については、各種啓発活動のほか、相談支援事業所などとの連携を強化し、虐待の未然防止と早期発見に努めています。

3 つながり、支え合いの地域づくり

(1)福祉意識の醸成と活動の促進

関連施策	主な取り組み・成果
①地域福祉の意識づくり	各学校や社会福祉協議会の福祉教育への取り組みをはじめ、人権教育研究集会などで福祉関係のテーマの講演会や各種啓発活動を実施しています。
②コミュニティ活動の促進	児童館や男女共同参画推進センター、公民館などの集会施設利用の際の利便性の確保と有効活用に努めています。 行政区の集会所などを利用した、ふれあいサロン活動を推進しています。（社会福祉協議会）

(2)地域福祉のネットワーク

関連施策	主な取り組み・成果
①見守りネットワークの構築	民生委員・児童委員による見守りや各支部社会福祉協議会による一人暮らし高齢者の見守り活動、各地域での防犯パトロールや地域ボランティアによる児童生徒の登下校見守り活動など、多方面での見守り体制が強化されています。また、緊急時や災害時の支援を円滑に行うため、地域支え合いマップを作成し、行政区長や民生委員・児童委員と情報を共有しています。平成28年度には、高齢者見守りネットワーク会議を発足し、関係機関の連携強化に取り組んでいます。
②ボランティア活動の推進	シルバー人材センターとの連携、支援のほか、高齢者等支え合いサービス（社会福祉協議会へ委託）により、ボランティア活動や社会参加を促進しています。生活支援サポーターや認知症サポーター、介護予防サポーターなどの養成講座を開催し、地域で活動できる各種ボランティアの養成に取り組み、活動を支援しています。社会福祉協議会が核となり、各種ボランティア研修や講習会、ボランティア連絡会の活動支援を行っています。

4 安全・安心のまちづくり

(1)安全・安心の環境づくり

関連施策	主な取り組み・成果
①公共交通の整備・充実	平成28年3月からコミュニティバス「こむぎっち号」を運行し、交通弱者の支援に取り組んでいます。
②バリアフリー化の推進	各公共施設や駅などの段差の解消や身障者トイレの整備などのバリアフリー化を推進するとともに、個人住宅の改修に対する補助を行っています。また、近年は、公共施設の障害者用駐車場の青色塗装に取り組んでいます。
③災害時の要援護者支援	<p>民生委員・児童委員の協力のもと、地域支え合いマップを活用した、災害時の要援護者支援体制の整備に取り組んでいます。</p> <p>7箇所の施設と福祉避難所として協定を結び、避難所設置・運営マニュアルによる開設訓練を促進しています。</p> <p>緊急情報キットやヘルプカード、災害用バンダナ、緊急通報システム、防犯ブザー（小学校児童）、見守りキーホルダー（高齢者等）などの普及啓発に努めています。</p>

コミュニティバス「こむぎっち号」

コラム

「こむぎっち号」は、高齢者や障害者などの交通弱者の方々の日常生活における移動手段を確保することを目的に、平成28年3月から運行しています。

【乗り案内】

- 運行日 月曜日～土曜日(祝日を含む)
※日曜日と12月29日～1月3日は運休
- 運賃 1乗車 100円
1日乗車券 300円
- ※未就学児、身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳を提示した方は無料
- その他 『わたしの時刻表』
ご利用になりたいバス停とその時間を記載したオーダーメイドの時刻表を作成しています。住所、氏名、連絡先、利用するバス停名(目的地や施設名等)について電話、FAX、メールにてお申込みください。詳しくは <http://www.town.kamisato.saitama.jp/1749.htm>



第4章 計画の基本的な考え方

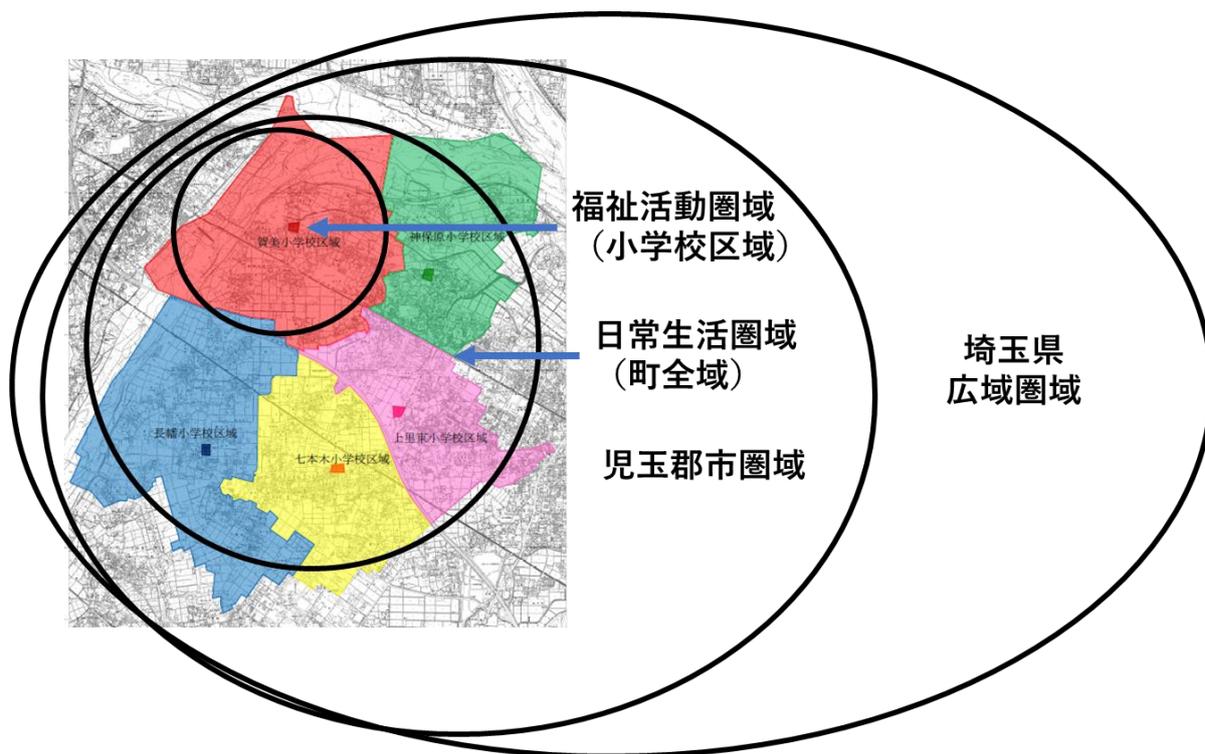
1 地域福祉圏域の考え方

地域福祉を推進する福祉活動圏域は、小学校区域を単位として設定しました。この圏域は、町民にとって身近であり、主体的に地域課題を把握することや新しく活動を展開する場合にも活動しやすいエリアです。

なお、地域包括ケア（介護保険事業計画）における日常生活圏域は、上里町全域を設定しています。地域包括支援センターの活動エリアや生活支援体制整備事業の生活圏域も町全体となっています。

また、上里町だけでは対応が困難な救急医療（総合病院）や児童虐待防止への専門的な支援や対応（児童相談所）などの社会資源は、児玉郡市や埼玉県全域に広げて活用することもあり、上里町全体のエリアを含む児玉郡市圏域や埼玉県広域圏域の設定も必要となります。

■上里町の地域福祉圏域



■地域福祉圏域の概要

圏 域	圏 域 の 活 動 内 容
福祉活動圏域 (第2層)	小学校区域を基本とするエリア。町民同士の支え合い活動や生活課題の把握、解決策の試行などが行われます。社会福祉協議会支部活動、見守り活動など具体的な活動を展開します。
日常生活圏域 (第1層)	町全体のエリア。行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉団体、福祉サービス事業所、保健医療事業者、企業等民間事業所などの連携により、地域生活課題の解決を目指します。生活支援体制整備事業のエリア。
児玉郡市圏域 埼玉県広域圏域	児玉郡市や埼玉県県北・全県をカバーするエリア。総合病院や児童相談所など県機関との連携により問題を解決します。

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念と基本目標

(1)基本理念

少子高齢化の急速な進展や単身世帯の増加、個人の価値観や生活習慣の多様化、地域のつながりの希薄化や孤立化などにより、自助はきわめて脆弱になり、かつて地域社会において機能していた助けあいなどの互助の活動も弱くなっています。

こうした中で、町民一人ひとりが自己実現を図りながら幸せに暮らすことができるように、地域共生社会の実現が求められています。

上里町では、平成29年度からの「第5次上里町総合振興計画」の前期基本計画（平成29年度～平成33年度）で、「ひと・まち・自然が共に輝く ハーモニータウン かみさと」の将来像を示してまちづくりに取り組んでいます。

総合振興計画の基本理念は5つの柱で構成されていますが、その筆頭に「健やかで安心なまち」があり「地域福祉の充実」が基本目標として掲げられています。

「地域福祉の充実」をすすめるために、基本方針として「支援が必要な状態にある町民を、自助、共助、公助の役割分担により支え合い、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます」を示しています。

本計画においても、総合振興計画の趣旨を踏まえて基本理念を次のとおり設定いたします。

基本理念

地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち

(2)基本目標

基本理念の実現を目指して、町民一人ひとりが主体的に地域活動に参加するとともに、地域団体や社会福祉協議会、事業者等と行政が地域において相互に協力・連携して地域福祉を推進するために、基本目標を設定します。

基本目標

1 地域包括ケアの推進

2 地域福祉を支える基盤整備

3 地域ネットワークによる支え合いの構築

① 地域包括ケアの推進

福祉のまちづくりをすすめるためには、町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境を創り出すことが不可欠です。高齢者や障害者、子どもという対象分野ごとの支援から、地域に共通した丸ごとの支援を目指すとともに、地域住民や福祉事業者、行政の協働による支え合い活動を推進します。

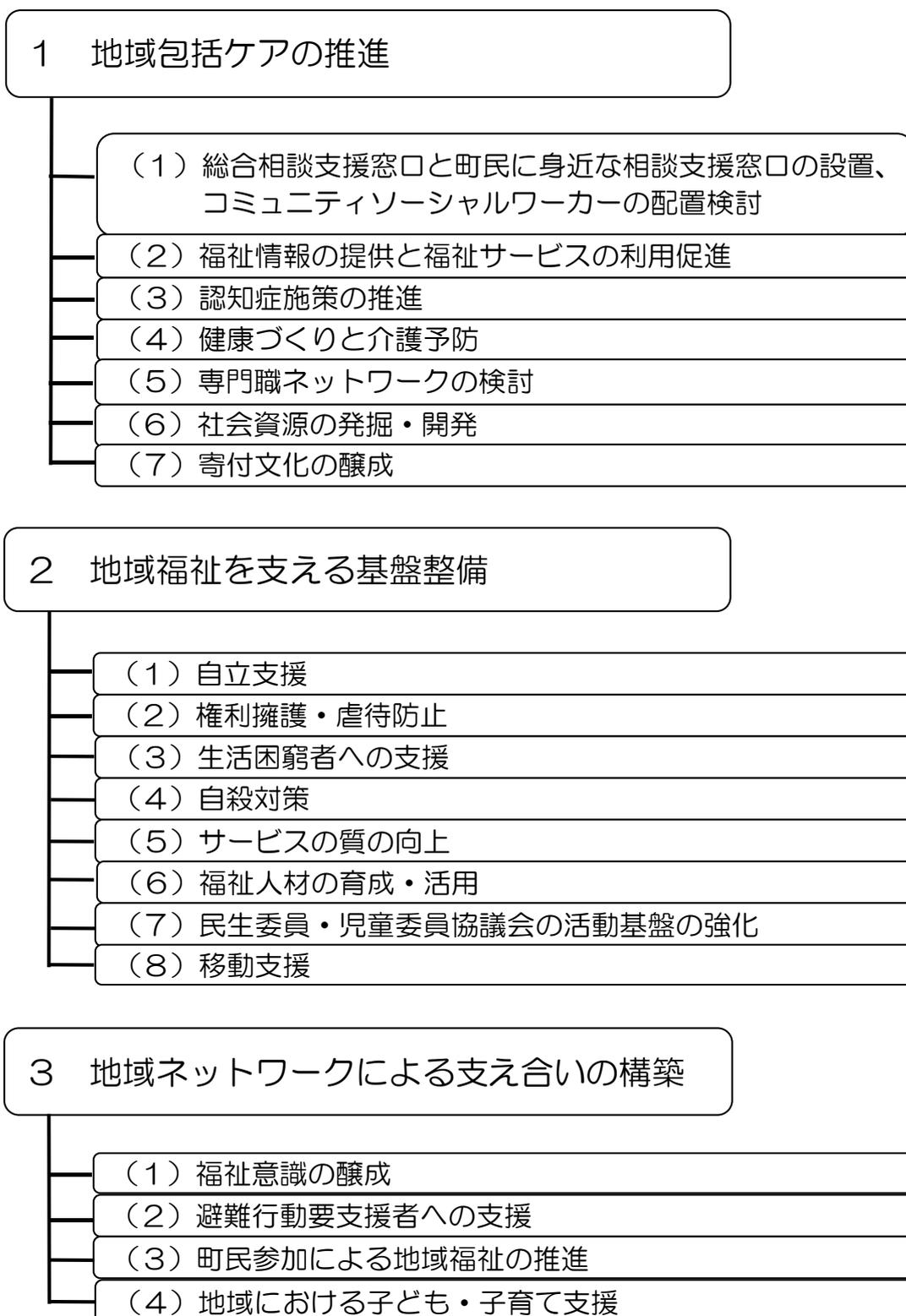
② 地域福祉を支える基盤整備

すべての町民が自己実現して幸せに自立できるよう、必要な福祉サービスを受けられる環境づくりが必要です。そのために、個人の尊厳に基づく生活課題を的確に把握するとともに、安心してサービスを選択して利用できるような質の向上と人材育成を推進します。

③ 地域ネットワークによる支え合いの構築

これからの地域福祉の充実を図るためには、安全で安心な暮らしとともにすべての町民が共感できる福祉のまちづくりの視点が必要です。そのために、町民の主体的な参加を促すとともに、福祉教育や地域の支え合い活動を実践できる地域団体や事業者等のネットワークづくりを推進します。

3 施策の体系図



第5章 基本的施策の展開

1 地域包括ケアの推進

(1) 総合相談支援窓口と町民に身近な相談支援窓口の設置、コミュニティソーシャルワーカーの配置検討

① 総合相談支援窓口

【現状と課題】

- 町の相談窓口は福祉関係の各係や地域包括支援センター、保健センターなど様々あります。地域包括支援センターは、高齢者の生活を支える総合的な窓口として、現在は高齢者いきいき課内にあり、高齢者や家族の相談を受け、高齢者の方々が、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、それぞれの状態に合わせた適切なサービスにつなげています。また、相談内容によっては制度に関する情報提供や関係機関への紹介を行っており、今後も地域包括ケアの中核的な機関として更なる機能強化が求められています。

また、保健所は本庄保健所、児童相談所は熊谷児童相談所の管轄になっています。

- 障害者に関する相談については、児玉郡市の共同委託により各障害に応じた障害者相談支援事業所が設置され、障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに、適切なサービスへつなげています。
- 地域では民生委員・児童委員などが町民に身近な相談役として活動しています。また、上里町社会福祉協議会が、心配ごと相談や弁護士による法律相談、結婚相談などの日を設けており、社会福祉法人やNPO法人なども自らの特徴を生かして町民の相談に応じるなど、町では様々な人、機関が町民の困りごとの相談を受けています。

しかし現状のサービスは法律ごと、縦割りの提供となっており、複合的な課題を抱える世帯に各関係機関がバラバラに対応している例も見受けられます。

- 複雑な家庭環境の中で複合的な福祉課題を抱え、サービスや支援制度につながらない人が地域で暮らしています。
- 複雑多様化する町民の相談は 1 か所で済む相談ばかりではありません。高齢者の介護ニーズや障害者の就労ニーズ、児童の保育ニーズといった課題とともに、生活困窮や引きこもり、虐待、DVなど表面化しにくい課題、これらが複合的に重なり合ってどこに相談したら良いかわからない場合もあります。
- 国では平成 27 年 9 月、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～」を示しました。その中で新しい地域包括支援体制の実現として全世代・全対象型地域包括支援を目指すとしています。サービスの検討やプランの作成、相談支援を分野横断的かつ包括的に提供すること、ワンストップで分野を問わず相談支援を行うことなどを掲げてい

ます。

- どこに相談に行けばよいかわからず、悩んでいる方々に、誰もが分野を問わずに相談できる総合相談支援窓口を将来的には設置し窓口の一元化を図り、対象者横断のワンストップの相談支援体制の構築に努め、相談機能の充実を図っていくことが求められています。

【施策の主な方向・内容】

- 町の各系の相談支援窓口、地域包括支援センターなどの専門機関が医療、介護、保健、福祉の専門職や地域で活動する民生委員・児童委員とも連携を図り、複合的な課題を抱える世帯、生活困窮者、制度の狭間にある人たちなど分野を問わない横断的・総合的な相談支援体制の仕組づくりに取り組みます。
- 総合相談支援窓口の設置に向け、社会福祉協議会や関係各課、関係機関と連携を図り検討していきます。

②町民に身近な相談支援窓口

【現状と課題】

- 町民アンケートで不安や悩みの相談先を聞いたところ、家族・親戚・兄弟が65.9%、友人が39.2%と高く、役場などの官公庁2.9%、社会福祉協議会1.4%、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所がそれぞれ0.7%と低く、行政関係機関は町民にとって身近な窓口とはなっていない状況です。
- 社会福祉協議会に今後充実して欲しいものは、緊急時の防災・安全対策の体制づくりが38.4%、次に身近なところで気軽に相談できる福祉相談窓口の充実が23.5%となっており、町民が気軽に相談できる窓口の開設を望んでいることがわかります。町民同士の支え合いとして、身近な地域で気軽に相談ができる体制の検討も必要です。

【施策の主な方向・内容】

- 悩みや心配ごとがある町民が、身近な場所で福祉に関することを何でも気軽に相談し、解決に向けた支援を受けることができるよう、町民同士の支え合いとして身近な相談窓口の設置を目指します。
- 民生委員・児童委員や各種相談員等が受けた相談を、最適な機関につなげるよう、研修の充実に取り組むとともに、関係機関との連携も強化します。
- 相談者の状況等により、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、地域福祉等の担当者とも連携を図り、相談内容に応じた支援体制を整備します。
- 現在、社会福祉協議会が行っている各種相談の拡充を図るとともに、町民に身近なところでの相談支援にかかわる人材を育成します。

③コミュニティソーシャルワーカーの配置検討

【現状と課題】

- 多様化、複雑化する課題、制度のはざまや複合的な課題を抱えて地域で困っている人を発見し支援するためには、地域に出向いて個別の支援を行い、支援する人たちのネットワークをつくるなど、地域に住む人たちの関係性を豊かにすることを目的に活動を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置を検討する必要があります。
- 適切な支援を行うためには、制度上のサービスだけではなく、地域の社会資源の発掘や開発が必要となります。また、個別支援を通して地域にある様々なサービスのネットワーク化を図る必要があり、コーディネート機能を強化していくことが必要です。

【施策の主な方向・内容】

- 地域で対象者横断の支援を行うために、コミュニティソーシャルワーク機能の充実を図り、社会福祉協議会と連携しながら、相談支援窓口の設置と併せてコミュニティソーシャルワーカーの配置検討を行っていきます。

(2)福祉情報の提供と福祉サービスの利用促進

①福祉情報の提供

【現状と課題】

- 福祉サービスへのニーズが多様化する中で、必要な情報が必要な人に届けられるよう効果的な情報提供が求められています。
- 町では、広報かみさとやホームページ、行政区長に依頼しての回覧、防災無線を活用した広報等の情報発信を行っています。
- 町民アンケートで福祉サービスに関する情報をどこから入手しているかを聞いたところ、町の広報紙・回覧板・ホームページと64.4%の方が答えています。次が家族や友人などの知り合い29.5%、役場の窓口は10.8%で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ9.9%となっています。
- 高齢者や障害者のサービス利用に関して、どのサービスが良いのかわからなかった36.0%、どこに申し込めばよいかわからなかった33.8%、福祉サービスに関する情報が入手しにくかった、利用手続きが煩雑だったがそれぞれ26.5%でした。
- 町民が相談したいことがあっても、どこに相談に行っても良いかわからない状況がアンケートからもうかがえます。
- また、子育て支援のサービスについても情報が入手しにくかった25.5%、どこに申し込めばよいかわからなかったと利用手続きが煩雑だったがそれぞれ15.1%でした。

- 町のサービスは複雑で分かりにくいのが現状で、情報提供にあたっては、より分かりやすい方法と多様な手段での提供が必要です。

【施策の主な方向・内容】

- 福祉サービスや地域の情報について広報かみさと、町のカレンダーやホームページなどを通じてよりきめ細く提供します。
- 各行政区長を通じて、回覧板等を活用した情報提供を充実します。
- 各担当窓口で配布するガイドマップやパンフレット等をわかりやすく工夫し、金融機関や商業施設、公共交通機関等の様々な場所でも入手できるよう努めます。
- 様々な困難を抱える人への情報提供についても、方策について検討していきます。

②福祉サービスの利用促進

【現状と課題】

- 町では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、健康増進等関わる支援計画などに基づき、各種保健福祉サービスの提供を行っています。
- しかし、急速な高齢化の進展とともに核家族化や一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加など、家族形態の変容する中、家族や公的なサービスだけでは支えることが難しく、必要なサービスが受けられる体制づくりを一層推進していく必要があります。
- 生活の中では個人の力（自助）や、地域の支え合いの力（互助）、だけでは対応しきれない問題も多くあります。また、介護保険の要介護等認定者数や障害者手帳保持者数も増えており、支援を必要とする人たちの数は、今後さらに増加していくことが予想されます。生活課題を抱える方々を発見し、その方々に必要な情報、サービスが届く仕組みが必要です。

【施策の主な方向・内容】

- 地域で福祉サービスが必要な人を見逃さないよう、民生委員・児童委員や相談窓口との連携を図り、情報の共有化を目指します。
- 福祉サービスが必要な人が必要な時に福祉サービスを受けられるよう、きめ細かな情報提供に取り組みます。
- 町民が求めるサービスを把握するために、地域住民や各種福祉関係者の声を聴く懇談会を実施するなど情報収集や状況把握に努めます。

(3)認知症施策の推進

【現状と課題】

- 若年性認知症の方を含めて認知症の方や高次脳機能障害の方の増加が見込まれる中、本人の意思や尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような施策の充実が求められています。
- 要介護高齢者の増加とともに、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者も増加傾向にあることから、成年後見制度や権利擁護事業など、高齢者などの権利や財産を守る施策の充実が求められています。
- 認知症の方の介護を担っている家庭では、介護者の身体的・心理的負担が増加しており、孤立防止やレスパイトのためのショートステイ等の利用が必要になっています。
- 今後も増加が見込まれる認知症の方々を地域で支援していくためには、介護保険制度のような公的サービスの充実とともに、地域住民の見守りや声かけ、ちょっとした手助けをするインフォーマルサービスを充実していく必要があります。
- 認知症の発症を少しでも少なくするための、認知症予防のための対策も充実していく必要があります。

【施策の主な方向・内容】

- ふれあいサロンやこむぎっちちよっくら健康体操で認知症予防のコグニサイズを紹介して、認知症予防に関する普及啓発を行うとともに、元気なうちから主体的・継続的に認知症予防に取り組むことを支援します。
- 認知症初期集中支援チームの活用を図り、本人や家族の生活を支えるために早期にケアに結びつけていきます。
- 町民が認知症への理解を深め、認知症本人と家族を地域で温かく見守り、支援することができるよう、出前講座で学ぶ機会をつくります。
- 地域で認知症を支える認知症サポーター養成に取り組み、認知症の方や家族を地域で見守る体制の整備に取り組みます。
- 家族や介護者同士の交流の場としての認知症カフェ（オレンジカフェ）を、継続して実施していきます。
- 若年性認知症や高次脳機能障害に対する相談・支援体制の強化、本人の居場所づくり、医療とも連携した支援を行います。

コラム

認知症の方と家族を地域で支える

こむぎっちカフェ(オレンジカフェ)

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の方や家族、地域の方、専門職等だれもが参加できる交流の場です。

イオンタウン上里で毎月第2火曜日に開催され、おしゃべりやレクリエーションをしながら楽しく過ごし、介護の相談もできます。



(4)健康づくりと介護予防

【現状と課題】

- 町民アンケートでは、約半数の50.3%の方が、自分や家族の健康に関することに不安や悩みがあると回答しています。
- できるだけ介護や医療を必要とせず、健康で過ごせるよう、生活習慣病の予防や介護予防への取り組みを強化していくことが重要になっています。
- 平成27年の埼玉県の統計によると、死亡原因は悪性新生物、心疾患、肺炎の順になっています。がんや高齢者の肺炎の予防に関して、町民の生活習慣の改善などにも取り組む必要があります。
- 健康寿命の延伸は、財政効果も生むことが期待できます。

【施策の主な方向・内容】

- 健康に関する町民の意識を高め、各種健診の受診率の向上を目指します。
- がんの早期発見・早期治療のためにも、各種がん検診の受診率の向上に取り組めます。
- 疾病予防とともにこむぎっちちよっくら健康体操などの介護予防、重度化予防の他、生涯を通じた健康づくりを目指します。
- 町民体育祭や各種スポーツ教室、こむぎっち体操やウォーキングコースなどの普及啓発を推進します。
- 関係機関や団体、事業者とも協力しながら、生活習慣病予防のための食育や運動の啓発を推進します。
- ライフステージやそれぞれの状況に応じた健康づくりの推進に取り組めます。
- 身近な場所での体力の維持・増進のために、公園の健康遊具の設置や活用などにも努めていきます。

自分の健康は自分で守る！ こむぎっち ちょっくら健康体操

コラム

町では、高齢になり筋力が衰えて足腰が弱くなり要介護認定を受ける方が増えています。そこで、高齢者の筋力向上に効果がある『こむぎっち ちょっくら健康体操』を行政区単位で取り組む支援をしています。

ご近所のみなさんと毎週会うことを楽しみにしている方もいて、地域住民の交流や地域のつながりを深めています。

「こむぎっち ちょっくら健康体操」とは

自分の体力に合わせて重りを調整しながら、手首や足首に付けて体操をします。椅子に腰かけたまま、ゆっくり動かす体操ですので、体力に自信のない方や押し車をお使いの方も参加できます。



(5) 専門職ネットワークの検討

【現状と課題】

- 町民の生活課題は多岐に及ぶことも多くあります。
- 子どもの不登校の問題と生活困窮の問題や更生保護、虐待の防止など司法関係の方々との連携が必要となることもあります。子どもの教育に関する相談等は教育委員会との連携も必要となります。
- 障害者や高齢者の活動の場としての農業の活用も考える必要があります。
- 悪質、違法な商品購入や契約などから高齢者・障害者を守るために消費者被害の担当との連携も必要です。
- 地域では医師、歯科医師、薬剤師など医療関係者をはじめ、警察、消防、弁護士、教育関係者、介護事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の職員など様々な職種 of 専門職が活動しています。
- 地域包括ケアの推進にあたっては、地域で活動する専門職同士の連携が重要で、現在、日常生活圏域では、地域ケア会議や子ども子育て会議、児玉郡市では障害者自立支援協議会などが行われています。

【施策の主な方向・内容】

- 多職種連携の基盤づくりの推進のために、専門職同士の顔の見える関係を築き、分野を超えた連携による専門職ネットワークの構築を目指します。
- 複雑多様化する町民の課題にきめ細かく対応できるよう、各種専門職を対象とした地域福祉推進に関する研修会や専門職同士の意見交換会、地域住民との懇談会の開催などを検討していきます。

(6)社会資源の発掘・開発

【現状と課題】

- 地域住民が活動する場所として、中央公民館や各地区の公民館などがありますが、自由に使えないという現状があります。
- 公民館は町民のために教育・文化などに関する各種の事業を行い健康や社会福祉の増進に努めています。
- 公民館は生活の中で気軽に人々が集うことができ、地域の様々な機関や団体のネットワークを形成し地域づくりに貢献しています。
- 地域住民の活動も高齢者、障害者、子どもなど縦割りの活動になりがちです。
- 地域には社会福祉法人をはじめとして、様々な団体が活動していますが、個別のケアを通したネットワークづくりにはつながっていないのが現状です。
- 平成28年度には高齢者見守りネットワーク会議を発足させ関係機関の連携強化に取り組んでいます。

【施策の主な方向・内容】

- 町民や地域活動団体等の活動場所について高齢者・障害者・子ども、若者といった縦割りの発想ではなく、多世代の交流を通して自宅の開放、空き家・空きスペース、施設の活用などを目指します。
- 公民館は地域の大切な資源として今後も一層活用を図れるよう教育委員会とも連携を図っていきます。
- 町民同士の見守りや支え合い等を活発に行えるよう、さまざまな地域での集まりや会合、学習の機会などを通して、顔の見える関係をつくっていきます。
- 社会福祉協議会の体制を強化し、ふれあいサロンなど住民主体のインフォーマルサービスの創出や集いの場の発掘など、更なる社会資源の開発に取り組みます。
- 特別養護老人ホームや障害者施設、保育園などを運営する社会福祉法人等が地域の拠点となって、社会貢献としてのサービスの提供や開発を行い、より多くの町民が地域づくりに参加できるよう取り組みを進めます。
- 高齢者見守りネットワーク会議の継続と併せて、各戸を訪問する配達・宅配業者や電気、ガス、水道などのライフライン関係の事業者等とも連携を図り、地域の見守り活動を促進するなど、地域で活動する様々な団体との連携を深めます。

(7) 寄付文化の醸成

【現状と課題】

- 埼玉県共同募金会上里町支会(事務局は上里町社会福祉協議会)が中心となり共同募金運動を推進しています。共同募金は社会福祉法に定められ、地域福祉推進を図るため全国一斉に実施されており、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金として自発的な寄付をお願いしています。
- 社会福祉協議会への一般寄付については、広報かみさとでの公表や社会福祉大会で感謝状を贈呈しています。
- 寄付は誰でも参加することのできる一つの社会貢献ですが、これまで町民への積極的な説明は行われてきませんでした。
- 町民からの寄付を地域福祉活動推進等のために有効に活用し、それを町民に見える形にしていく必要があります。

【施策の主な方向・内容】

- 町民からの寄付が地域福祉の推進に大きく寄与することを広く周知し、町民の理解を得ながら寄付文化の醸成を目指します。
- 赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金は、今後も町民の皆様にご理解・ご協力が得られるよう一層取り組みを進めていきます。
- 町民からいただく寄付は、寄付者の氏名公表や感謝状など、寄付のインセンティブが高まるような取り組みを行っていきます。

2 地域福祉を支える基盤整備

(1) 自立支援

【現状と課題】

- 高齢化率は平成 29 年 1 月 24.5%となり、今後も高齢化の進展は予想され、高齢者の生活を支える基盤づくりとともに高齢者自身の自立支援を促していく必要があります。
- 介護保険法では、「加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合も進んでリハビリテーション、その他の適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを利用し、自立した生活ができる能力の維持向上に努めるものとする」と定められています。
- 平成 18 年度から施行されていた障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に変更され、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、又は社会生活を営むとされました。地域社会にお

ける共生の実現に向けて、地域生活支援事業による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されています。

- 平成 27 年 4 月より施行されている、子ども子育て支援新制度による地域子ども子育て支援事業の一つである延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ事業などの充実を図り、安心して子育てができ、地域で自立した生活が送れることが求められています。
- ひとり親家庭が安定した生活を営むためには、就労支援の充実とともに休職中の子どもの預かりなど、就労に向けた環境を整備し自立を支援することが必要です。また、福祉資金の貸し付けなど、様々な制度を知らない方もいます。
- 生活保護受給者数は減少しているものの世帯数は増加傾向にあり、一人暮らし高齢者の世帯の増加が著しい状況です。

【施策の主な方向・内容】

- 介護予防の施策の充実に取り組むとともに、高齢者や障害者、誰もが自立と社会参加が図れるようサービスの基盤整備と生きがい対策に取り組めます。
- こむぎっちちょっくら健康体操の普及をはじめ、介護予防事業や地域での生きがい対策事業に取り組み、自立支援を明記している介護保険制度の趣旨の浸透に努めます。
- 老人クラブ連合会の活動内容の充実と町民への周知に取り組めます。
- ノーマライゼーションの推進と地域生活の支援などの充実に取り組む、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。
- 障害者地域生活支援事業の充実を図り、引き続き自動車燃料費、タクシー利用料金の助成を行うなど外出支援を行っていきます。
- 多様な保育ニーズに応じた保育事業とともに放課後学童クラブの充実を図り、ひとり親家庭をはじめ、子育て家庭の方が安心して働ける環境を整え、自立を支援します。
- ひとり親家庭に対するサービスについて、福祉資金貸付制度をはじめ様々なサービスについて周知に努めます。

コラム

～障害者の自立と社会参加～ 障害者用駐車場の障害者の手で「青く」塗装

町では、障害者に町有施設を快適に利用していただくため、障害者用駐車場の青く目立たせることで不適正利用の抑止効果がある、青色塗装を推進しています。



この障害者用駐車場の青色塗装作業は、障害者優先調達推進法による町の方針により、障害者就労施設へ作業を依頼しています。



(2)権利擁護・虐待防止

【現状と課題】

- 認知症なった方を始め、知的・精神の障害者も増加してきています。このような人たちに対する訪問販売等による消費者被害などを未然に防ぎ、高齢者・認知症の方、知的・精神の障害者の方等、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することが求められています。
- 社会福祉協議会で日常生活自立支援事業に取り組んでいます。
- 子どもや高齢者、障害者への虐待防止に関する法律とともに、埼玉県では平成30年4月から虐待禁止条例が施行されるなど、虐待に対する取り組みが強化されています。
- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行や埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らせる共生社会づくり条例などにより、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供などが求められています。

【施策の主な方向・内容】

- 社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の更なる推進を図ります。
- 成年後見の町長申し立てのバックアップとして、社会福祉協議会による法人後見の実施を検討します。
- 児玉郡市での市民後見人の活用を図ります。
- 成年後見制度の周知を図ります。
- 虐待防止対策として、民生委員・児童委員の見守り活動の強化をはじめ、町民への各種啓発活動を推進します。
- 障害を理由とした差別をなくすための啓発活動を推進します。

(3)生活困窮者への支援

【現状と課題】

- 日本では、非正規労働者が4割を超え、また、母子家庭の貧困状況等が顕著になってきています。
- 埼玉県からの委託事業所であるアサポート相談支援センター埼玉北部などと連携して、各種生活困窮者自立支援事業を行っています。任意事業である子どもの学習支援にも取り組んでいます。
- 町民アンケートでは、あなたの親族や近所に気になる方（概ね15歳以上で社会参加や人との交流などが出来ない状況が概ね半年以上続いて引きこもっている状態）はいらっしゃいますか、との質問に「いる」と68人、11.3%の方が答えています。

【施策の主な方向・内容】

- 町や社会福祉協議会でのきめ細かな相談を行うとともに、埼玉県北部福祉事務所とも連携した支援を行います。
- アサポート相談支援センター埼玉北部などの事業所との連携を密にし、生活困窮者への支援の強化を図ります。

(4)自殺対策

【現状と課題】

- 上里町の自殺者は、平成24年～平成27年の4年間で33人となっており、自殺率の全国指数より高くなっている状況です。
- 平成28年度の自殺者は2人で全国指数よりは低くなっています。
- 自殺対策基本法改正により、市町村での自殺対策計画策定が義務づけられました。

- ゲートキーパーの養成講座は年 1 回実施していますが、受講者をもっと幅広い層に広げて行く必要があります。
- 自殺予防対策として、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入しています。
- 町民アンケートで自殺対策に施策について聞いたところ、埼玉県こころの電話を知っていると答えた方は105人、18.0%、埼玉いのちの電話181人、31.0%、自殺予防週間（9月10日～16日）自殺対策強化月間（3月）46人、7.9%、ゲートキーパー23人、3.9%、自殺対策基本法32人、5.5%の方が知っていると答えています。一方で342人、58.6%の方が全て知らないと答えています。自殺予防に関する啓発活動が必要な状況が浮かび上がっています。

【施策の主な方向・内容】

- 自殺対策計画を策定し、自殺予防の施策を進めます。
- 自殺予防の各種啓発活動を行います。
- ゲートキーパーの養成講座を幅広い層に広げて開催します。
- 「こころの健康相談」や「埼玉いのちの電話」などの適切な相談窓口の周知を継続するとともに、「こころの体温計」の啓発を強化します。

コラム

ひとりで悩まず相談を ～自殺対策事業～

(1)ゲートキーパー養成講座

自殺に関する正しい知識を普及し、自らの心身の健康を保つだけでなく、普段の生活の中で、自殺の危険を抱えている人に気づき、適切な支援ができる人材を育成しています。



(2)こころの体温計

町のホームページからアクセスできる簡易セルフメンタルチェックシステムで、自分の心の状況を知るツールとして活用できます。

結果画面では、各種相談窓口をご案内しています。



(5)サービスの質の向上

【現状と課題】

- 福祉サービスについて、様々なニーズを把握し対応する仕組みが必要です。
- 町民アンケートでも、高齢者や障害者のサービス利用について、様々な意見や要望が寄せられ、ニーズに対応したサービスにつなげられていない現状です。
- ケアマネジャーや看護師・介護職員などの専門職に自立を支援するスキルが求められています。

【施策の主な方向・内容】

- 福祉サービス情報のわかりやすい周知に努め、利用者の自己選択を支援します。
- 福祉サービス提供事業者に対して情報の見える化を促し、利用者の自己選択を支えます。
- 子育て支援の環境整備のためにも、保育施設の運営管理などの保育サービスの質の向上に取り組みます。
- 県や郡とも連携して研修会などへの参加を促進しサービスの質の向上を目指します。

(6)福祉人材の育成・活用

【現状と課題】

- 地域包括ケア推進のためには医療、介護の連携が重要なため、ケアマネジャーや介護職などに医療的知識などの研修や多職種連携の取り組みを強化する必要があります。
- 民間企業や社会福祉法人が保育や介護の人材を募集しても、集まらない現状があります。
- 地域では元気な高齢者をはじめ、PTA 活動を行っている方々やシニア世代等、幅広い世代から地域福祉を支える新たな担い手を発掘し、人材を確保することが求められています。
- 高齢者や障害者の方々をサービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、地域に参加し生きがいを持てるよう、地域福祉の担い手としての在り方の検討が必要です。
- 専門人材の育成については、県や児玉郡市とも連携を図り、人材の確保・定着・育成に取り組む必要があります。

【施策の主な方向・内容】

- 福祉人材の育成のために、埼玉県などが主催する各種研修会等への参加を促進します。
- 県や郡とも連携を図り福祉職の就職相談会を町の中で開催するなど人材の確保に努めて行きます。
- ケアマネジャーを対象とした研修にも一層力を入れ、資質向上に努めます。
- 保育人材の育成についても、幼保一元化の流れを受けて、各種研修会等に参加するなど、保育の質の向上を着実に進めていきます。
- 専門職は、家族への支援とともに、ボランティアなどが要支援者への支援を行うことができるような育成を目指します。
- 地域の活動団体とも連携しながら、中高年世代が担ってきた知識や経験、技術などが地域社会で生かせるよう、新たな人材の発掘や確保に努めます。

(7)民生委員・児童委員協議会の活動の基盤強化

【現状と課題】

- 民生委員・児童委員の活動は多岐に渡り、活動時間も増え、なり手不足が深刻な状況です。
- 少子化の時代の中で、子育ての不安や妊娠中の心配事などの支援を含め、児童を見守る主任児童委員の役割はますます大切になっています。
- 一人で抱え込んだり、悩んだりすることなく活動ができるよう民生委員・児童委員同士の連携、民生委員・児童委員と主任児童委員との連携など民生委員・児童委員協議会事務局をはじめ、関係機関の機能強化の取り組みが必要です。
- 高齢者、障害者、子ども等の受ける虐待やDV被害等にいち早く気が付くのは地域で活動している民生委員・児童委員、主任児童委員です。気が付いた異変のつなぎ先を明確にしていく必要があります。
- 民生委員制度は平成29年度に創設100周年を迎え、「支え合う住みよい社会地域」から新しいスローガンに、良き隣人として町民の困りごとに寄り添い、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。
- 町民アンケートによると、地区を担当している民生委員・児童委員を知っているかとの問いに、名前も活動内容も知っている23.8%、名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない45.0%、名前も活動内容も知らない27.3%でした。

【施策の主な方向・内容】

- 民生委員・児童委員が町民のより身近な存在となり、気軽に相談できるよう、地域の民生委員・児童委員や活動内容などを広く周知します。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員が個々に悩んだり、地域の課題を抱え込んだりしないよう、各委員が連携し合うとともに、民生委員・児童委員協議会の機能強化に取り組みます。
- 協議会事務局は、民生委員・児童委員に対するサポート体制の強化に取り組みます。
- 民生委員・児童委員が協議会事務局や関係各課、地域包括支援センターや社会福祉協議会などへ気軽に相談や情報提供をし、情報共有ができるよう、関係部署等との連携を図ります。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員として、必要な知識や情報などの習得のために、協議会で行う研修会や部会活動などの充実に努めます。
- 埼玉県の関係部署や埼玉県社会福祉協議会などが開催する研修会や講演会などを周知し、参加を促進します。

(8)移動支援

【現状と課題】

- 平成29年3月12日施行された道路交通法の改正により、75歳以上の高齢者は認知機能検査と高齢者講習を受講することになりました。
- 今後、高齢者の自動車運転免許証の返納が増えることが予想され、買い物や通院の支援が必要になります。
- 地域懇談会ではどこの地域からも車に乗れない高齢者の買い物や通院に困っている状況があがりました。
- 高齢者や障害者などの交通弱者の支援を目的とした、公共交通サービスのコミュニティバス「こむぎっちゃん号」が平成28年3月から運行しています。
- 児玉郡市で福祉有償運送運営協議会を設置し、要介護者や身体障害者等に対する輸送サービスの確保に取り組んでいます。

【施策の主な方向・内容】

- 日常生活の中で必要な買い物や通院のための移動の充実を目指します。
- 障害者の自動車等燃料費補助や福祉タクシー券の支給を継続します。
- 児玉郡市内の各市町と連携しながら、福祉有償運送運営協議会の運営を継続します。
- 社会福祉法人などの送迎車両の空き時間を利用した、高齢者や障害者などの移動手段など、地域の社会資源の活用に取り組みます。

3 地域ネットワークによる支え合いの構築

(1) 福祉意識の醸成

【現状と課題】

- 近年、都市化の進行や少子高齢化、核家族化の進展により隣近所との付き合いが減り、地域に対する親近感が薄れ、支え合いの機能が低下していることが課題となっています。
- 町民アンケートでは、普段近所の人とどの程度のお付き合いをされていますか、について、会えば挨拶する程度 58.2%、家族ぐるみでとても親しく、ある程度親しく、を合わせて 36.0%であり、前回の平成 24 年 2 月の調査では、会えば挨拶する程度が 46.8%、家族ぐるみでとても親しく、ある程度親しくは 45.9%でした。比較すると親しい付き合いが 9.9 ポイント減り、会えば挨拶する程度が 11.4 ポイント増となって親しい付き合いが減っていることが読み取れます。
- 近所の人との付き合いに対する考え方は、わずらわしいと感じることはあるが日常生活の中で必要なことが 57.2%、親しく相談したり助け合ったりするのは当然が 25.3%と多くの町民が隣近所の付き合いは必要であると回答しています。
- 地域懇談会を開催したところ、社会福祉協議会各支部から多数の参加をいただき、住民同士のつながりを大切にした主体的な活動に関心を寄せる方が多くいることがわかりました。
- 隣近所との付き合いが年々薄れる中でも、サロン活動のような住民主体の活動も行われており、新しいコミュニティが形成されているところもあります。今後も、これまでの地域の結びつきを大切にしていくとともに、地域への関心を高めるためにもイベントや地域の行事に参加を促し、町民の一体感を深め、自然な形で支え合いの心を育てていくことが重要です。
- 地域福祉の意識づくりとして、各学校や社会福祉協議会でも講演会や各種啓発活動を実施し福祉教育に取り組んでいます。
- 犯罪や非行の防止とともに、立ち直ろうと決意した人を地域で受け入れていく地域づくりのためにも、一人ひとりが参加するきっかけをつくる社会を明るくする運動の推進が求められています。

【施策の主な方向・内容】

- 地域の結びつきを大切にし、社会を明るくする運動などお互いが支え合うという福祉意識の醸成を図ります。
- 障害の有無や、性別、年齢などを問わず、地域や学校、幼稚園・保育園での福祉教育の中でノーマライゼーションについての浸透を図ります。
- 学校や幼稚園・保育園での福祉教育の中で、お互いを思いやる心を育て、地域の中でふれあい支え合う意識を根付かせます。

(2) 避難行動要支援者への支援

【現状と課題】

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、自力で避難することが困難ないわゆる避難行動要支援者に対する避難支援体制を整備する必要があります。
- 町では平成23年度埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業により、地域支え合いマップを作成しました。要支援者として、登録を希望する一人暮らしの高齢者、70歳以上のみの世帯、障害者、要介護高齢者等と地域で活動する支援者をマップに記すことにより、民生委員・児童委員や行政区長の日頃の見守り活動に役立てるとともに、災害時の要援護者の支援などに活用するために作成しましたが、平成26年4月施行の災害対策基本法の改正を受けて、避難行動要支援者名簿登録者を反映させ、情報の更新をする必要があります。
- 避難行動要支援者名簿の更新とともに、今後、順次、災害時に支援を必要とする人の個別支援計画を策定していく必要があります。
- 町が指定する公民館・保育園・小学校・中学校などの避難所を町民にわかりやすく周知するとともに、避難所運営訓練を行う必要があります。
- 水防法の改正があり、該当する介護施設の訓練や町民と一緒に訓練などを行う必要があります。
- 町内の障害者施設（1箇所）、特別養護老人ホーム（4箇所）、老人保健施設（1箇所）、本庄市にある特別支援学校の7カ所と福祉避難所としての協定を結び一般の避難所での生活が困難な人が避難することができる福祉避難所の体制整備に取り組んでいます。
- 緊急情報キット、ヘルプカード、災害用バンダナ等の普及に努めています。

【施策の主な方向・内容】

- 地域支え合いマップを活用した、避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者の情報収集と個別計画の管理など、避難支援体制の整備促進を目指します。
- 緊急時や災害時にスムーズに支援が受けられるよう、避難支援等関係者へ平常時から避難行動要支援者情報を提供することについて、要支援者からの同意を勧奨し、日頃の見守りにも活用しながら、顔の見える関係を推進していきます。
- 大規模災害の発生に際して、日中施設を利用している高齢者、障害者、乳幼児などが帰宅困難になることが想定されるため、各施設で対応の検討を行います。
- 地域での避難訓練や避難所及び福祉避難所の開設訓練等に努めます。

コラム

「いざという時のために…」
防災グッズを配布しています

(1) 緊急情報キット

支援が必要な方が、どんな病歴・持病を持っているか、また血液型やどんな薬を飲んでいるかなど、緊急時に必要な情報をご自宅等に保管するものです。

◆キットの内容

保管容器(ペットボトル)・緊急情報シート
(記入例付き)・シール1枚

◆使い方

- ①緊急情報シートに必要事項を記入し、保管容器に入れ、冷蔵庫の扉内側に保管します。(写真①)
- ②冷蔵庫の前面に緊急情報キットの所在を示すシールを貼ります。(写真②)



(2) ヘルプカード

支援が必要な方が、自分の情報や緊急連絡先等をカードに記入し、常に携帯することで、自ら「困っている」「助けて」を伝えられない時に、周囲の方へ「手助け」を求めるためのものです。

周囲の方は「ヘルプカード」を提示された場合は、記載の内容に沿って支援することができます。

◆使い方

ヘルプカードに必要事項を記入し、財布の中や障害者手帳、運転免許証等と一緒に常時携帯します



(3) 災害用バンダナ

災害時に支援を必要とする障害者が身につけることにより、周囲の支援が必要であることをわかりやすくし、支援が受けやすい目印とするものです。

地震などの災害が起きたときに、それぞれの四隅の文字が見えるように身につけることで、周囲の人がどんなことに配慮したらよいのかが分かるようになります。



(3)町民参加による地域福祉の推進

【現状と課題】

- 地域住民同士が支え合い、安心できる地域社会を実現していくためには、地域住民の福祉活動への積極的な参加や、地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりが大切です。
- 地域や町民の日常生活における課題や悩みを抽出し、これらに関する対策の検討として地域住民にできる活動などを話し合う地域懇談会を社会福祉協議会各支部で実施しました。その中で、これまでこうした懇談会の機会が少なかった、今後も続けて欲しいという意見が出ました。
- 地域では民生委員・児童委員の見守り活動や各行政区による防犯パトロール、児童生徒の登下校の見守り活動、社会福祉協議会各支部による一人暮らし高齢者見守り活動などが行われています。
- 町民アンケートでは、ここ5年間で「地域活動やボランティア活動をしたことがある」と答えた人が40.1%あり、37.8%が今後ボランティア活動をしたい、続けたいと答えています。
- 町では、社会福祉協議会がボランティアセンターを運営しており、今後は、活動したいと考えている人を掘り起こし各種団体活動へつなげていくというコーディネーターの役割を強化する必要があります。
- 生活支援サポーターや認知症サポーター、介護予防サポーターなどの養成講座を開催し、地域で活動するボランティア養成に取り組んでいます。
- 一人暮らし高齢者・高齢者世帯等を対象に、協力会員であるボランティアを派遣し日常生活の援助を行う事業、かみさと高齢者等支え合いサービス「高齢者等生活応援隊」を社会福祉協議会に委託し実施しています。協力会員には、上里町共通商品券により謝礼が支払われます。利用会員・協力会員とも登録制です。
- 見守りにより、支援の必要な人を早期に発見するだけでなく、地域の防犯体制が強化され、悪徳商法などによる被害も抑制できることが期待されています。
- 上里町シルバー人材センターは、昭和62年3月28日に上里町高齢者事業団として設立され、平成20年には社団法人上里町シルバー人材センターになり、現在は公益社団法人となっています。「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき、運営する公益的・公共的な非営利団体です。健康で働く意欲のある60歳以上の方を対象に自主的・主体的な運営を基本に、会員の豊かな経験と知識をいかした就業の機会を確保し、仕事を提供しています。
- サロン活動など住民参加の場においても高齢者のみの対象者別ではなく、障害者、子どもも含めて多世代の交流が図れる場としていくことが求められています。
- 学校と保護者や地域の方がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させ、協同しながら子どもたちの豊かな成長を支える取り組みを平成29年度より、「地域とともにある学校づくり」（コミュニティスクール）として実施しています。

【施策の主な方向・内容】

- 地域懇談会を年1回以上福祉活動圏域（小学校区域）で継続的に開催します。
- 民生委員・児童委員や地域住民による「見守り」や「気づき」から発見された支援が必要な高齢者に対し、確実に地域包括支援センターにつなぎ、高齢者が住みなれた地域で安心して生活してけるよう体制を充実していきます。
- 子どもの登下校の見守りや、一人暮らし高齢者見守り活動等を地域住民が主体となって進める地域活動やボランティア活動が、地域の中で活発に展開されるよう、活動への支援や各種団体間のコーディネートに努めます。
- 高齢者のライフスタイルに合わせた、軽易な就業の提供による自立と社会参加を図るため、シルバー人材センターを支援します。
- かみさと高齢者等支え合いサービス「高齢者等生活応援隊」を今後も地域住民の協力を得ながら充実し、一層の周知と各会員確保等に取り組みます。
- 広く町民を対象に福祉活動への参加を呼びかけ、ボランティアや福祉活動を行う団体の育成等を支援します。

（４） 地域における子ども子育て支援事業

【現状と課題】

- 核家族化の進行や共働き家庭の増加、家族形態の変化、地域住民相互のつながりの希薄化などにより子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化し、家庭や地域での教育力や子育て機能の低下、保護者の育児不安、ストレスの増大などが指摘されており、各種の子育て支援サービスの充実が求められています。
- 平成24年8月に「子ども子育て関連三法」が成立し平成27年4月より「子ども子育て支援新制度」が施行されています。
- 社会全体で、子ども子育てを支援する考え方にに基づき、子どもを産み、育てやすい環境の整備とともに、地域の子ども子育て支援事業の展開を図る必要があります。
- 特に貧困家庭の子どもの学習支援、その家族への支援が求められています。
- 地域懇談会でも子育て家庭の交流の場が少ないことや、ひとり親家庭の生活を心配する声が上がっていました。
- 妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援にも取り組んでいくことが必要です。
- 乳幼児や小学生などの児童を持つ親が、子どもを預けることを希望し、預かることを希望した地域住民との相互援助に関して連絡調整を行うファミリー・サポート・センター事業を社会福祉協議会へ委託し実施しています。

【施策の主な方向・内容】

- 妊娠届を出した妊婦に対して、全員の面接を引き続き行います。
- 妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うために、平成32年度より子育て世代包括支援センターの開設を予定しています。
- 地域で安心して子育てができ、親同士の交流も図れるつどいの広場事業や地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。
- 子育ての手助けをして欲しい、子育ての応援をしたいという人たちが会員となり、一時的な育児の援助活動（子どもの預かりや習い事への送迎等）を有償で行うファミリー・サポート・センター事業は、地域住民同士の支え合い活動として、大切な事業であり、事業の周知と併せて各会員の確保に取り組みます。
- 放課後の子どもが安心して過ごせる場所である放課後児童クラブ等の充実と併せて、放課後子ども教室などは教育委員会とも連携し充実を図ります。

コラム

**萌美子育てサークル
もえみっこくらぶ**

親子の遊びの場や育児不安などに対する相談及び情報交換の場として、地域子育て支援拠点事業を民間保育園に委託して開設しています。

もえみっこくらぶは、『身近な場所で、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を提供したい』、『お子さんと遊びながら、一緒に社会性を培って欲しい』、『親どうし意見交換をすることにより、子育ての不安や悩みを解消して欲しい』といった保育園の願いから、母親として子育て経験がある担当職員により実施されています。



コラム

子育てサポート つどいの広場

つどいの広場は、乳幼児を持つ子育て中の親子が、気軽につどい、他の子どもと自由に遊んだり、遊びを通じて子育ての相談等に応じています。

子育てに関する情報交換、親達の交流の場として楽しく過ごせる場所です。



第6章 上里町地域福祉活動計画

1 上里町地域福祉活動の現状と課題

(1) 上里町地域福祉活動計画策定に向けて

- 地域福祉を推進するためには、その基盤として「地域の福祉力」を高める取り組みが重要となります。地域における町民活動の中心は、行政区ごとに行う地域活動であり、その活性化を図る事が地域活動を推進する上で重要です。

これまで、町及び社会福祉協議会では、生活支援サポーター養成講座やボランティア養成講座等ボランティアを育成するために様々な活動支援を行い、シルバー人材センターやデイサービスセンター、支え合いサービス事業やふれあいサロン事業等活動の場を紹介し、参加を勧めてきました。

地域福祉推進の担い手として地域人材の確保、育成が重要であり、地域におけるコミュニティ活動等を通じて人材確保を図る必要があります。

サロンや支え合い活動が広がりつつありますが、活動できる場が身近にある状況とはいえません。

また町民の活動の場の確保については高齢者だけではなく障害者や子どもも含めて様々な町民が集う拠点としていく必要があります。

- 地域福祉においては、民生委員・児童委員がその中心的役割を担っていますが、活動内容が増大していることから、民生委員・児童委員と連携して活動する人材の確保が必要になっています。

現行の分野別による縦割りのシステムでは、複雑多様化した生活課題に総合的に対応できる相談窓口がなく、家族（世帯）全体として捉えた支援や重層的に支えていく支援体制も整っていないため、十分な支援を行う状況にはなっていないのが現状です。

地域の生活課題に対応していくためには、個人や家族への支援だけでなく、地域の持つ地域力と連携しながら、新たなサービスシステムを創造し、重層的に対応していく体制の整備が必要です。

相談しやすい環境と支援を必要としながらも、自ら相談することができない方のところに積極的に出向いていく、アウトリーチによる支援体制の構築が重要となります。

- 社会福祉協議会は、地域社会の福祉課題・生活課題を見つけ出し、解決方法を町民組織や地域住民の自発的な協力を得ながら、かつ、行政・福祉団体・専門機関等とも協力・連携を図り、問題解決に取り組むところに大きな特徴があります。

町内の社会福祉法人やNPO法人、介護サービス事業所等とのより一層の連携を図るため、各法人や事業所の現状を把握し協力体制を整える必要があります。

行政や地域住民、行政区やボランティア団体、関係機関・団体等、地域福祉の推進に関わる様々な担い手の役割や協働を明確にすることにより、実効性のある計画としていくことが必要です。

コラム

ふれあいサロン事業..



ふれあいサロンとは、地域のつながりが希薄化している中、地域の高齢者等と住民が身近な場所で気軽に集い、相互の交流を通して孤立感の解消や仲間づくり、健康増進等を目的に行う活動です。

また、地域内での支援体制（ネットワーク）づくりにも役立ちます。

■設立 『ふれあいサロン』続々とオープン！！

平成26年5月 金下ふれあいサロン(第1号のふれあいサロン開設)

9月 堀込ふれあいサロン

平成27年1月 三丁目つどいの会、ニコニコ会

4月 サロン金下東

5月 一丁目ふれあいサロン

8月 カツパふれあいサロン

9月 三田サロン

11月 西原ふれあいサロンA

平成28年1月 天神・真下ふれあいサロン

9月 五丁目ふれあいサロン

10月 三町ふれあいサロン

12月 四丁目ふれあいサロン

平成29年1月 三軒茶屋

9月 嘉美ふれあいサロン

10月 堤地区ふれあいサロン

11月 京塚ふれあいサロン (全17地区)



京塚ふれあいサロン (ユニクススタジオ)



■活動内容

回覧板や口コミの声掛けなどで高齢者等を対象に参加者を募集し、毎月1回(一部の地域は2回開催)、各地区の会館や集会所でふれあいサロンを開催しています。

各地区ともに毎回ボランティアを含め20名ほどの参加者が、茶話会やこむぎっちょ体操、脳トレやゲーム、童謡・唱歌、カラオケなどを行っています。

時には、大正琴やオカリナの演奏、鳴子踊り、手品、本庄警察署の協力による防犯講演、消防署の協力による消防訓練、地域包括支援センターの介護保険のお話等各地区で工夫を凝らしながらサロン活動を楽しんで実施しています。



ふれあいサロンを通じて仲間づくりの輪を広げたり、

絆を強めたりできる場所が地域にあるって、大切なことですね！

(2)社会福祉協議会の主な取り組み

①社会福祉協議会支部事業の推進

町内の小学校区域に5支部設置されており、一人暮らし高齢者の見守り活動など地域住民の参加協力による支援体制づくりを推進しております。

②かみさと高齢者等支え合いサービス事業の充実

一人暮らし高齢者・高齢者世帯等を対象に、協力会員（有償ボランティア）を派遣し日常生活の援助（調理・掃除・庭の手入れ・買い物等）を行う事業を実施しています。

今後、生活支援を必要とする高齢者の増加が見込まれ、地域での支援体制づくりが必要とされています。

③ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育ての手助けをして欲しい、子育ての応援をしたいという人たちが会員となり、一時的な育児の援助活動（子どもの預かりや習い事への送迎等）を有償で行う事業を実施しています。関係機関と連携しながら多様なニーズに対応し、地域での子育て支援事業の充実が求められています。

④福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の充実

判断能力が十分でない方々（認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方等）が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの手続きや日常の金銭管理、書類預かりなどの援助を行う事業を実施しています。

今後の必要性が見込まれる中、更なる充実が求められています。

⑤生活自立支援の充実

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、必要な相談支援を行い、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした資金貸付事業及びアサポート相談支援センター埼玉北部との連携による相談支援、フードバンクを活用した食料支援等を実施しています。

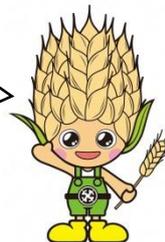
⑥ふれあいサロン事業

地域住民と高齢者等との交流を深めるためのサロンの開設を各地域に呼びかけ、積極的に推進しています。

コラム

社協支部事業

社協支部とは、地域福祉事業をより身近な地域で充実させていくため、社協の補助機関として小学校区域単位に社協支部を設置し、町内各地域の実情や福祉ニーズを把握するとともに、地域住民の参加協力によるきめ細やかな支援体制づくりを推進しています。



○社協支部は、町内の小学校区域に5支部設置されており、以下の活動を行っています。

■賀美支部

- ・一人暮らし高齢者見守り活動
- ・賀美小学校運動会へ高齢者招待
- ・音楽鑑賞会へ高齢者招待
- ・一人暮らし高齢者との食事交流会
- ・在宅訪問(寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者対象に福袋配布) 等

■長幡支部

- ・一人暮らし高齢者見守り活動
- ・一人暮らし及び寝たきり高齢者在宅訪問
- ・お年寄りと児童との交流会(音楽鑑賞会)
- ・一人暮らし高齢者との食事交流会
- ・児童の下校時見守り活動 等



音楽鑑賞会(長幡支部)

■七本木支部

- ・一人暮らし高齢者見守り活動
- ・七本木小学校運動会へ高齢者招待
- ・一人暮らし高齢者食事交流会 等



食事交流会(七本木支部)

■上里東支部

- ・一人暮らし高齢者見守り活動
- ・上里東小学校運動会へ高齢者招待
- ・上里東小学校かえて祭協力
- ・一人暮らし高齢者との食事交流会
- ・寝たきり高齢者在宅訪問 等

■神保原支部

- ・一人暮らし高齢者見守り活動
- ・神保原小学校運動会へ高齢者招待
- ・一人暮らし高齢者へ日用品配布
- ・寝たきり高齢者在宅訪問 等

(3)社会福祉法人との連携

①彩の国あんしんセーフティネット事業の充実

制度の狭間の問題や生活困窮等の新たな福祉課題に対して、社会福祉法人が柔軟に対応し、社会貢献活動としての相談支援事業を実施しています。

具体的には、利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行い、社会貢献活動推進協議会に加入している県内社会福祉法人（社会福祉協議会と社会福祉施設）が協働し、経済的援助（現物給付）を含めた即応性のある対応と継続的な支援など生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。（現在加入済みの町内社会福祉法人は4法人）

②会議等への参加

地域ケア個別会議、在宅難病患者支援従事者研修、介護支援専門員連絡会議等を通じて支援を必要としている方への支援の充実及び他機関との連携強化を図っています。

(4)上里町のNPO法人

社会福祉協議会では、町内で活動しているボランティア等の活動支援を行っていますが、NPO法人との連携を図るため実態把握が求められています。また、新たなNPO法人の設立に向けた情報提供等の支援が必要です。

埼玉県へ登記完了届出書が提出された法人は以下の4法人です。

①特定非営利活動法人彩の国地域活性化協会

地産地消を推進しながら、地域の食と手作り品と音楽を主とするカルチャーの全国への広報と地域活性化を目的としています。

②NPO上里川と空を愛する会

河川の環境美化や模型グライダー愛好者や地域の青少年等に対し、各種競技会や模型航空スポーツにふれあう機会を提供し、模型航空スポーツの振興を図るとともに健全な青少年の育成に寄与することを目的としています。

③特定非営利活動法人からし種福祉会

知的障害者の地域生活を支援し、その自立を図れるよう相談・援助をしています。また、障害者福祉の啓発を図るとともに、障害者の生涯学習の充実に努めています。

④特定非営利活動法人ゴールドルーツスポーツクラブ

地域の幼児から中高齢者の全ての人に対し、スポーツに関わる活動を通して行える福祉活動及びスポーツの振興並びに普及・育成・競技力・指導力の向上に関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としています。

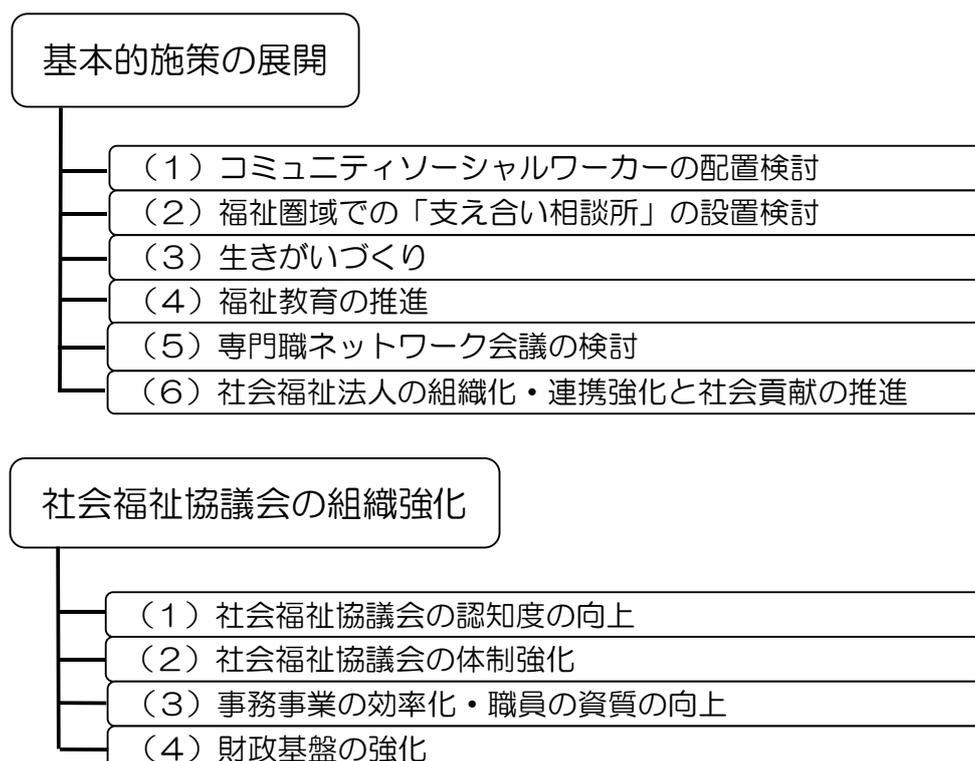
(5) ボランティアの活動推進

上里町ボランティア連絡会は、現在、12のボランティア団体が所属しております。

上里町ボランティア連絡会		所属団体の資質向上のため、定例会、情報交換、研修等を開催。各々の団体活動の他、小学校の車いす体験・アイマスク体験、じゃじゃ〜ん! わんぱく合宿塾の食事作り、ふれあいまつり、その他行政や社会福祉協議会事業に協力しています。			
No.	団体名	主な活動内容	No.	団体名	主な活動内容
1	カッコーの会	小学校や図書館で読みきかせ 高齢者施設で大型紙芝居 町の広報をテーブルに吹込・届ける等	7	上里町赤十字奉仕団	災害時炊き出し訓練、救急法『AED』 等の各種講習会、駅利用者のため座 布団寄付及び駅周辺清掃等
2	みのりの会	ひとり暮らし高齢者(希望者)の安否 確認・話し相手等の電話訪問活動等	8	食生活改善推進 協議会	定例料理実習、食生活の改善、親子 料理教室、学校応援団等
3	ふれあいの会	点字の啓発活動、小学校の総合学習 (点字指導等)に協力等	9	SALA七本木	特養・障害者施設の納涼祭や餅つき 行事に協力、学校応援団等
4	たんぼぼの会	施設等にプランターに咲かせた花を 季節毎に届ける、リサイクル運動、 年賀おてもとづくり等	10	SALA神保原	小学校周辺の清掃、施設行事に協 力、公民館行事に協力等
5	しあわせポスト の会	ひとり暮らし高齢者(希望者)に年賀 状・暑中見舞いを郵送等	11	四季の会	手話学習会、聴覚障害者支援活動等
6	更生保護女性会	社会を明るくする運動行事、非行や犯 罪のない明るい地域づくり等	12	日本療育犬研究会 ・埼玉「愛相傘」	犬との係わりの中で、機能回復や情 緒不安定の追求をし、対象者の生活 向上を求める活動、施設訪問等

- 新たな人材育成として、手話・点訳・読みきかせ・傾聴ボランティアなど各種講習会も開催しています。
- この他、軽音楽・尺八・大正琴・民謡・新舞踊・合唱・コーラス・歌・カラオケ・手品・レクリエーション・ゲーム・体操など多種多様な技を持つ演芸ボランティア団体等が登録しており、福祉施設やふれあいサロンなどで活躍しています。

2 施策の体系図



3 基本的施策の展開

(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置検討

- 生活のしづらさを抱えている町民に対して、家族丸ごとでさまざまな社会資源を活用して支援を行う、コミュニティソーシャルワーカーという専門職が注目されています。
- コミュニティソーシャルワーカーは、町の相談支援窓口や地域包括支援センター等の専門機関や民生委員・児童委員と連携して、複合的な課題を抱える人々や家族、制度の狭間にある町民を支援します。また、支援の過程で地域団体を活性化させて、その後の地域活動を持続させるという役割もあります。
- 平成27年4月から生活困窮者自立支援事業がスタートして、経済的な困窮や生活のしづらさを抱える人々に対して相談や支援を行っていますが、さまざまな制度に該当しない課題（制度の狭間の問題）や複数の福祉課題を抱えている方々（多問題家族）など、支援が困難な方々への対応は十分ではありません。
- 地域福祉の要の人材として社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーの配置を検討します。
- 日常生活圏域（町全体）の生活支援コーディネーターと協力して、あるいは兼務により、制度の狭間の問題や地域住民の協議体などに対応する地域包括ケアシステムを推進します。

■コミュニティソーシャルワーカーの役割

- ・ 地域住民との協力によるアウトリーチ型のニーズキャッチ
- ・ 生活のしづらさを抱えた個人や家族全体の相談支援
- ・ ICF（国際生活機能分類）の視点による自己実現型のプランの策定
- ・ 個人を支えると同時にその人を支える地域を育てる活動
- ・ フォーマルの制度とインフォーマルな活動の両方を活用する支援
- ・ 多職種連携を促進するコーディネート
- ・ 福祉サービスを必要とする本人・家族を受け止め、励ます活動
- ・ 新しい福祉活動やサービスの開発

(2) 福祉活動圏域での「支え合い相談所」の設置検討

- 生活上の悩みに応じる相談所は、町や社会福祉協議会が各種相談窓口を定期的開設しています。また、社会福祉協議会の窓口において随時、貸付相談やボランティア相談などを行っています。
- 相談内容や悩みの主題がはっきりして、相談窓口まで出向くことができる町民は、既存の相談窓口を利用すると思われます。しかし、相談所に出向くほど重篤ではないようなちょっとした困りごとや、既存の相談窓口では相談できないような内容については、身近な場所で地域での支え合いによる利用しやすい相談体制

第6章 上里町地域福祉活動計画

を構築して対応する必要があります。

- 町民同士で気軽に相談し合い、解決が可能な困りごとには町民がボランティアとして助ける相談・支援の仕組みは、全国各地で実践が取り組まれており、地域福祉活動として注目されています。
- 現在実施している心配ごと相談所を発展させた地域の仕組みとして、福祉活動圏域（小学校区域）ごとに町民による「支え合い相談所」の設置を検討します。
- 福祉活動圏域（小学校区域）を基盤とした、見守り活動や支援を必要としている町民の早期発見、町民同士の支え合いの意識づくりなどを目指します。
- 相談を担当する相談員の人選や研修、設置する場所、相談所の活動内容、経費などを社会福祉協議会支部とともに検討して、設置が可能な地区から開設していきます。

■上里町の相談窓口

相談名	相談日	会場	相談員	問い合わせ
法律相談	年4回 午後1時15分～3時	福祉町民センター 2階研修室	顧問弁護士	上里町社会福祉協議会 (予約制)・定員5名 TEL 33-4232
心配ごと相談	第1・3木曜日 午後1時30分～4時	コミュニティセンター 1階コミュニティルーム	民生児童委員	上里町社会福祉協議会 TEL 33-4232
結婚相談	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時	福祉町民センター 2階研修室	結婚相談員	上里町社会福祉協議会 TEL 33-4232
女性のための 法律相談	年4回 午前10時～正午	上里町男女共同参画 推進センター	女性弁護士	上里町男女共同参画 推進センター TEL 35-1357
女性のための 悩みごと相談	毎月第1・3水曜日 午後1時～4時	上里町男女共同参画 推進センター	専門 カウンセラー	上里町男女共同参画 推進センター TEL 35-1357
	毎月第2・4水曜日 午後1時～4時		相談ボランティア	
児童相談	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時	コミュニティセンター 1階コミュニティルーム	主任児童委員	町民福祉課 (社会福祉係) TEL 35-1224
人権相談	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時	コミュニティセンター 2階教養室	人権擁護委員	子育て共生課 TEL 35-1236
消費生活相談	毎週火・金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	上里町産業振興課 (上里町役場2階)	消費生活相談員	産業振興課 (農政商工係) TEL 35-1232
行政相談	偶数月第1木曜日 午後1時30分～4時	コミュニティセンター 2階教養室	行政相談委員	町民福祉課 (社会福祉係) TEL 35-1224

(3) 生きがいづくり

総合振興計画では、基本目標に「生涯学習の充実」を掲げています。

人々は、何歳になっても生きがいを持ちたいものです。文化や芸術、スポーツなど自己実現の活動はもちろん、多彩な人々や異業種と交流することなども生きがいとなります。

高齢者をはじめ、障害のある人や外国人居住者、引きこもりの人、低所得世

帯の子どもたちの社会参加を図ることも必要になってきています。

公民館など社会教育施設と地域のボランティア団体や福祉事業者が連携を図りながら、生涯学習の場や生きがいがづくりの地域活動を支援します。

〔活動メニュー〕

- ・ふれあいサロン活動の促進
- ・ボランティア団体など多様な活動を行う団体への支援
- ・団塊の世代など高齢者の活躍の場の創造とマッチング強化（かみさと高齢者等支え合いサービス（有償ボランティア）の協力会員増員等）
- ・地域活動実践講座の充実
- ・地域資源の活用、ネットワーク化の推進による活動場所や交流拠点の確保等

（４）福祉教育の推進

- 誰もが暮らしやすい地域共生社会をつくるためには、町民同士が支え合う福祉の心を持つことが大切です。

社会福祉協議会では、子どもたちに福祉の“種”を芽生えさせる福祉教育の活動として、小学校の総合学習で車いす体験やアイマスク体験、点字体験などに指導者やボランティアを派遣し協力しています。

夏休みには小・中学生を対象としたボランティアスクールを開催し、車いすや点字体験のほか、大型紙芝居の朗読体験や高齢者施設へ訪問などを実施しています。

- 町民を対象とした手話体験講座や傾聴ボランティア講座、読みきかせ講座などのボランティア養成講座を開催しています。このような講座を修了した町民が、ボランティア活動に参加するよう働きかけていますが、活動するまでに至らない方々が多いなど課題もあります。

子どもたちへの福祉教育をより一層進めるために、ボランティアスクールの内容を充実させるとともに、中学生福祉会議の開催など、子ども達が具体的な活動に参加する機会を増やします。

- 町民向けの福祉講座では、受講生が地域で新たな活動に取り組めるよう、プログラムを検討します。
- 赤い羽根共同募金など社会活動を通じて寄付の文化を学ぶ機会の創出にも努めます。

（５）専門職ネットワーク会議の検討

- 地域で生活のしづらさを抱えた人々の中には、ニーズが複合的で既存の福祉サービスだけでは対応できない町民もたくさんいます。

いわゆるゴミ屋敷や8050問題（老親と独身の子の同居）、引きこもりなどで

このような課題を抱えた人々について、専門職が実情を知らなかったり、関わっていない場合も多いのが現状です。

このようなニーズを受け止めて対応するために、“包括的な相談支援の実施”及び“地域の実情に合ったサービス提供体制の確立”が求められています。

- 専門職がつながるには、その仕組みが必要です。病院や福祉施設ならば専門職が同じ職場に在籍しているので、連携することも比較的容易ですが、地域で暮らす在宅の要支援者の場合は、支援できる組織や機関が日頃はそれぞれ独立した事業所として活動しているため、必ずしもつながっていないのが現状です。

医療・保健・福祉など関連するサービスの現状を検証して、専門化・細分化されたサービスでは対応できない問題をどのように解決するのかなど、多職種連携の基盤作りが必要です。

支援の課題や目標を協議し共有するために、専門職同士が顔の見える関係を築き、意見交換などを行う専門職ネットワーク会議の開催を町と連携しながら検討していきます。

(6) 社会福祉法人の組織化・連携強化と社会貢献の推進

- 社会福祉法人は、社会福祉事業としての福祉サービスを供給することにより、その地域の福祉ニーズを充足させる大きな役割を果たしています。
地域社会の中で必要な福祉サービスを受けていない人々のさまざまなニーズを発見して、関係機関などと連携しながら、きめ細かく柔軟に対応していくことが求められています。
- アスポート相談支援センターとの協働による生活困窮者への自立相談支援や彩の国あんしんセーフティネット事業等で社会福祉法人の協働による取り組みを充実させていきます。
- 平成28年には社会福祉法の改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取り組み」を行う責任が明記されました。社会福祉法人の設立の理念や方針などに基づいた社会貢献が義務化されたのです。
社会福祉法人の職員が自ら地域に出向いて（アウトリーチ）課題を把握して、どこへ相談したらいいのかわからない、家族で抱え込んでしまっている複合的な問題など潜在的なニーズを顕在化し利用可能な制度へつなぐことや新たなサービスを開発するなど社会貢献活動に取り組むことが求められています。
- 多くの法人は事業規模が小さく、社会貢献に関わる職員が少ないため、取り組みがすすまない現状もあります。
社会福祉法人同士が連携して社会貢献を実施することを目指して、法人連絡会などの組織化や連携強化を進めます。

4 社会福祉協議会の組織強化

(1) 社会福祉協議会の認知度の向上

- 昭和26年に社会福祉事業法（現社会福祉法）に規定されて全国・都道府県社会福祉協議会が設立されました。市町村社会福祉協議会は、その後順次、社会福祉法人として認可を受け、昭和58年には社会福祉事業法の改正により法律に位置づけられました。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民・社会福祉関係者等の参加と協働を進めながら、地域における様々な福祉問題の解決を目指す公益的な社会福祉法人です。

全国すべての都道府県・市町村に設置されていて、長らく地域福祉の事業を実施してきていますが、その活動実態を理解している地域住民は多くはないのが現状です。

- 町民アンケートでは、町の社会福祉協議会を「良く知っている」が23.8%、「名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない」が45.0%、社会福祉協議会支部については7.7%と16.8%でした。

町民や地域の持つ力を活かし、つなぎながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを行うために計画策定に取り組むとともに、社会福祉協議会だより・ホームページの掲載記事の充実・強化やフェイスブック等のソーシャルネットワークサービス（SNS）による情報発信等で社会福祉協議会の認知度向上に努めます。

(2) 社会福祉協議会の体制強化

- 今後の地域共生社会の実現のためには、社会福祉協議会の活動を更に活発化させる必要があります。

社会福祉協議会活動推進プロジェクトを立ち上げ、社会福祉協議会の業務分析・財務分析を行って地域福祉活動の中心的役割を担っていきます。

- 社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的役割を担い、多様な福祉課題に対応している一方で、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決のためにも、専門的な福祉課題解決に向けた取り組みを調整できる人材を配置することが求められています。

地域福祉推進の役割と責任を果たすため、組織基盤の整備、推進体制の強化が必要です。

(3) 事務事業の効率化・職員の資質の向上

- 既存業務の見直しによる業務量の調整や事業評価を行い、事務事業の一層の効率化を図る必要があります。
- 事業実施にあたっては、職員の専門性を更に発揮させ、資質向上を図るため、

コミュニティソーシャルワーク研修など各種研修の機会を増やすとともに、支部担当制をとり、ニーズの把握と不足するサービスの開発に取り組める職員の育成に取り組みます。

(4) 財務基盤の強化

- 今日の社会情勢の変化や多様化する福祉ニーズに柔軟かつ迅速に対応して事業を展開するためには、自主財源や事業収入など財源の強化が必要となってきます。
- 会費・寄付金を継続的にかつ安定的に確保するため、これまで以上に用途のみえる化等の情報公開に努め、更に企業などに法人会員加入の働きかけを行うなど会員の増に向けて取り組んでいきます。
- 日赤活動資金・社会福祉協議会会員会費・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金等の募集に関しても、町民へ協力を働きかけていきます。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

町民、地域福祉を推進する組織、社会福祉事業を営む団体、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO 法人、町、社会福祉協議会など福祉を取り巻く全ての人、すべての組織が協働して地域福祉推進プラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）を推進していきます。そのためにも、計画の普及啓発に町も社会福祉協議会も取り組んでいきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の進行管理、推進体制については町民、事業者、町、社会福祉協議会等のメンバーで構成される（仮称）地域福祉推進協議会の設置を検討し、協議会からの意見を伺いながら計画を推進します。

また、両計画を推進し、町全体の地域福祉を向上させるためには、町と社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。このため、町と社会福祉協議会が連絡会を設置し課題を共有し、意見交換を行うなど連携して計画を推進します。

2 計画の進行管理

計画に基づく進行管理を行い、評価・検証を行っていきます。

平成30年施行の社会福祉法の改正により第107条で、地域福祉計画について定期的に調査・分析・評価を行うように努め、必要がある時には計画を変更するとされました。

PDCA サイクルでの評価が求められていることから、（仮称）地域福祉推進協議会の設置を検討し、この協議会へ報告することにより、町民の意見を反映させ、必要に応じて計画の変更も行っていきます。

資料編

1 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成29年7月10日	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定作業部会準備会 ・町民アンケートの内容等について ・今後のスケジュール等について
7月24日	第1回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ・町民アンケートの内容等について ・今後のスケジュール等について
8月	町民アンケート調査の実施
9月～11月	町民アンケート調査の回収・集計・分析
9月～10月	地域懇談会（5地域） ・9/22 賀美地域 10/1 神保原地域 ・10/14 七本木地域 10/19 上里東地域 ・10/20 長幡地域
10月19日	第1回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定作業部会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について
11月13日	第2回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案について ・町民アンケートの単純集計について ・地域懇談会の報告について
12月8日	第2回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定作業部会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
12月21日	第3回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
平成30年1月11日	第3回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定作業部会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
1月17日～2月15日	パブリックコメントの実施
2月21日	第4回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定作業部会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ・パブリックコメントについて
2月26日	第4回 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画案の確定について ・パブリックコメントについて
3月14日	上里町議会全員協議会で報告

2 策定委員会設置要綱・名簿

上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、上里町地域福祉計画及び上里町地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するため、上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他の計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉等関係団体の代表者
- (3) 社会福祉施設の関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する策定が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民福祉課及び社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
(招集の特例)
- 2 第6条の規定に関わらず、この要綱の施行後最初に招集する委員会は、町長が招集する。

上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

選出区分	氏 名	所 属	備 考
1号	齊 藤 崇	議 会 議 員	委員長
2号	川 田 忠	区 長 会	
	清 水 忠 之	民生委員・児童委員協議会	副委員長
	田 村 好 郎	老人クラブ連合会	
	並 木 幸 子	ボランティア連絡会	
	高 橋 則 子	ボランティア連絡会	
3号	萩 原 隆	高齢者福祉施設	
	鈴 木 秋 浩	児童福祉施設	
	佐 藤 裕	障害者福祉施設	
4号	滝 田 功	北部福祉事務所	
	間々田 由 美	子育て共生課	
	山 下 容 二	健康保険課	
	飯 塚 郁 代	高齢者いきいき課	
	高 橋 淳	学校教育課	

3 作業部会設置要綱・名簿

上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 上里町地域福祉計画及び上里町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、庁内の関係各課及び上里町社会福祉協議会の職員により必要な事項を検討するため、上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 庁内の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 作業部会は、別表に掲げる庁内各課及び社会福祉協議会の職員をもって組織する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 作業部会に、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 副部会長は、部会長が指名する部会員をもって充てる。
- 3 部会長は、作業部会を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 作業部会は、部会員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、町民福祉課及び社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する

上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定作業部会名簿

氏 名	所 属	備 考
池田 純	総合政策課 政策企画係	
関口 博之	くらし安全課 防災安全係	
曾根 香英	町民福祉課 社会福祉係	
伊藤 覚	子育て共生課 子育て支援係	部会長
篠原 祐子	健康保険課 健康推進係	
阿佐美 由紀	高齢者いきいき課 高齢介護係	副部会長
中島 僚子	高齢者いきいき課 地域包括支援係	
山田 真奈美	学校教育課 教育庶務係	
間々田 明美	上里町社会福祉協議会	

4 事務局

上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画策定事務局

氏 名	所 属
谷木 絹代	上里町役場 町民福祉課長
田尻 光臣	上里町役場 町民福祉課 社会福祉係長
秋谷 幸一	上里町社会福祉協議会 事務局長
福田 和之	上里町社会福祉協議会 主任

5 社会福祉法における地域福祉に関する規定

平成 29 年改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第 6 条

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図

るため必要な指針を公表するものとする

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

6 用語の解説

(あ)

<新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン>

略称「新福祉提供ビジョン」、厚生労働省内に設置された「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が平成27年9月に示した、今後の改革の方向性である「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～」を指す。

主な内容は様々な要因により抱えるニーズが多様化複雑化していることやこれまでの福祉サービスが高齢者や障害者、児童などの対象者ごとに提供され、今日の多様化、複雑化しているニーズに対応しきれていないことなどを課題として、今後の改革の方向性として「包括的な相談支援の実施」「地域の実情にあったサービスの提供体制の確立」「全世代・全対象型地域包括支援を担う人材の育成」などが示されている。

<NPO法人>

Non Profit Organization、特定非営利活動法人の略称、特定非営利活動と呼ばれる20種類の活動、たとえば保健、医療又は福祉の増進を図る活動の福祉の分野に限らず社会教育や環境保全、災害救助、国際協力などがある。活動を通じ社会的に問題になっていることに取り組んでいる。

(か)

<介護支援専門員(ケアマネジャー)>

介護保険制度で要支援や要介護認定を受けた方々やその家族からの相談にのり、福祉や医療などのサービスを必要とする人のニーズとそのサービスをつなぎ、自治体や他の介護サービス事業者との連絡調整を行い、自立の支援を行う有資格者。

<傾聴ボランティア>

傾聴とは相手に自由に話をしてもらい、聞き手がその話をじっくり聴くという面接の基本的な姿勢のこと。高齢者や障害者、災害の被災者等の悩みや不安、寂しさなどについてじっくり話を聴きその悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手の心のケアを行う活動や人。

<ゲートキーパー>

自殺の危険を示すサインに気付き適切な対応を図ることができる人のことでは「命の門番」とも位置付けられる人。悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、寄り添い、関りを通して「孤立・孤独」を防ぎ、必要な支援につな

げ、見守ることが重要である。

<健康寿命>

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

平均寿命と健康寿命の間には男性で約9年、女性で約13年の差がある。

<高次脳機能障害>

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

<合計特殊出生率>

ひとりの女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

<合理的配慮の提供>（障害者差別解消法）

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲での社会的障壁を取り除くための配慮のこと。

たとえば筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されること。

<コグニサイズ>

国立長寿医療研究センターが開発した、脳と体を同時に使うことで認知症を予防あるいは改善しようとするプログラム。同センターの登録商標。運動によって健康を保ち、同時に脳の活動を活発にして、認知症の発症を遅延または改善させることを目的とする。運動と計算やしりとりといった脳を使う認知課題を組み合わせて同時に行うエクササイズで、コグニサイズ cognicise は、コグニション cognition（認知）とエクササイズ exercise（運動）をあわせた造語である。

<コミュニティソーシャルワーカー>

地域に出向くなど様々な方法で、福祉サービスを必要としている人を発見し、その人の自立に向けた個別支援を行いながら、その人と同じような問題を抱える人を把握・発見し、その人たちへの支援のネットワークの組織化を図り、それら福祉サービスを必要としている人を排除せず、地域に住む人の関係性を豊かに再構築する機能を担う専門職。

<コミュニティソーシャルワーク>

公的福祉サービスと地域における支え合いの取組とを組み合わせることで最適な支援を提供するという機能のこと。

(さ)

＜社会福祉法人の地域貢献事業＞

平成 28 年 3 月 31 日に公布された社会福祉法の一部を改正する法律の「地域における公益的な取り組みを実施する責務」を指す。公益的な取り組みとは社会福祉事業又は公益的な事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること、日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること、無料又は低額な料金で提供されることが想定されている。

社会福祉法人は福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、制度の狭間などで、地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを受けることができない人がいないよう、関係者や関係機関との連携の中で課題を発見し、地域貢献事業を行うなど、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応していくことが求められている。

＜生活支援コーディネーター＞

地域支え合い推進員とも呼ばれ地域の専門職や住民で組織された協議体と協力しながら自分たちの町を良くしていくために地域の様々な活動を発掘・開発し、他の活動とつなげたり、組み合わせたりする調整役を担う。

＜生活支援体制整備事業＞

住民が地域に関わり、地域の団体や企業、行政との協働を通じて、社会参加、介護予防、生活支援につながる活動やサービスが充実している地域づくりを目指し、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置などにより、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進している事業

＜ソーシャルインクルージョン＞

社会的包摂と訳され今日的な「つながり」の再構築を図りすべての人々を孤立や孤独、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう社会の構成員として包み支え合うという社会福祉の考え方を指す。

(た)

＜地域共生社会＞

すべての人々がそれぞれ役割を持ちながら主体的に地域に参加し共に支え合う社会を目指す。地域共生社会の実現に向けては「我が事・丸ごと」という考え方のもと「地域力」を高めることが重要とされている。

＜地域支援事業＞

平成 18 年 4 月に地域支援事業は創設され、平成 26 年の介護保険制度の改正で介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業等)、包括

的支援事業(地域包括支援センターの運営や地域ケア会議の充実等)、任意事業(家族介護支援事業等)が位置づけられている。

<DV(ドメスティック・バイオレンス)>

同居関係にある、またはあった配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者の間に起こる暴力や暴言

<トレンド>

流行。人々が求めるものや時代の要請を探り次の計画や企画に生かそうという趣旨。

(な)

<ニッポン一億総活躍プラン>

平成28年6月2日に閣議決定されプランで「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」としている。

我が国の経済成長の妨げとなっている課題の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものと位置付けられている。

これまでの経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として子育て支援や社会保障の基盤を強化しそれが経済を強くするという考えのもと様々な経済社会システムづくりに取り組むプランで、主な検討内容としては働き方改革、子育ての環境整備、介護の環境整備、すべての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備などである。

<認知症初期集中支援チーム>

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

<ノーマライゼーション>

障害者や高齢者などの社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法のことを指す。

(は)

<福祉教育>

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉

についての知識や理解、住民参加を促すための講習、広報などの手段により行う教育。

近年、家族機能の低下、地域の連帯感の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の役割は大きくなりつつあります。学校でも児童・生徒に対して福祉教育が行われている。

<8050問題>

80代の親が50代の子どもを経済的にも生活支援の面でも面倒を見、支えている状態。親の高齢化によって介護が必要な状況が増え、50代の子どもの引きこもり等は長期化し生活は破たんせざるを得ない状況に追い込まれる。このような状況に対して近年は行政もその取り組みに乗り出している。

<PDCA サイクル>

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）の4段階を繰り返すことによって継続的に業務を改善する手法のこと。

<避難支援等関係者>

消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

<不当な差別的取り扱い>（障害者差別解消法）

障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為。

例えば障害があるという理由だけでアパートを貸してもらえない、車椅子だからと言ってお店に入れないなどは不当な差別的取り扱いになる。

<ボランティア>

自分でできることを自分の意思で周囲と協力しながら無償で社会活動に参加する人。

（わ）

<我が事・丸ごと>

厚生労働大臣を本部長として平成28年7月に設置した「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」における、地域共生社会への実現に向けた様々な福祉改革の方向性を指す。「我が事」とはややもすると他人事になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組み作りであり、市区町村は地域づくりの取り組みの支援を行う。「丸ごと」とは、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスだけではなく、地域も含めて対象者別の支援ではなく、多世代交流など「丸ごと」の考え方の趣旨に沿って各種の福祉改革を行っていく。

上里町地域福祉推進プラン

～第2期上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画～

平成30年3月

上里町

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518

電話 0495-35-1221 FAX 0495-33-2429

ホームページ <http://www.town.kamisato.saitama.jp/>

社会福祉法人 上里町社会福祉協議会

〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591

上里町福祉町民センター内

電話 0495-33-4232 FAX 0495-33-4248

ホームページ <http://www.kamisatoshakyo.or.jp/>